

学校における 防災教育の手引き

改訂2版



©2014 大阪府もずやん

大阪府教育委員会

令和元年6月改訂・令和3年3月補訂

はじめに

大阪府教育庁では、学校の危機管理体制の充実と防災教育の推進のため、これまで、次の手引きを発行してきました。

- 昭和63年・・・「防災に関する指導の手引き」
- 平成 8年・・・「学校における防災教育の手引き」
(阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ)
- 平成19年・・・「備えよう地震・津波 進めよう防災教育」(追加資料)
(東南海・南海地震などの大規模地震による津波被害等を想定)
- 平成26年・・・「学校における防災教育の手引き」(改訂版)
(南海トラフ巨大地震における「大阪府津波浸水想定」を踏まえ)

平成30年は大阪府北部を震源とする地震や台風、豪雨など、多くの自然災害が発生し、大阪府内でも大きな被害がもたらされました。これらの自然災害から児童生徒等の安否確認の方法をはじめ、学校施設の安全管理、災害時の通信手段などの学校防災に関する様々な課題が見えてきました。

そこで、これらの課題を踏まえ、各学校の危機管理体制の充実を図るため、「学校における防災教育の手引き」(改訂版)の内容を見直すことといたしました。また、これまでの手引きの内容をもとに、学校における危機管理を、「**事前(備える)**」、「**発生時(命を守る)**」、「**事後(立て直す)**」と整理し、災害の場面ごとに学校が対応すべきことを明確にしました。新たにICTを活用した安否確認や備蓄等についても盛り込んでいます。

各学校におかれましては、この手引きを十分活用いただき、学校と地域が連携した実情に応じた対策や効果的な防災教育を実践され、児童生徒等の安全確保に万全を期されるようお願いいたします。

令和元年6月

大阪府教育庁教育振興室
保 健 体 育 課

目次

はじめに

第1章	災害安全の構造と学校防災	
	1 防災教育・防災管理・災害安全に関する組織活動	1
	2 学校における防災のフローチャート	3
第2章	学校防災における危機管理	
事前の 危機管理	1 体制整備と備蓄	5
	2 点検	9
発生時の 危機管理	3 防災教育	12
	4 避難訓練	13
	5 初期対応	22
事後の 危機管理	6 二次対応	31
	7 安否確認	33
	8 下校・引き渡し・待機	35
	9 避難所協力	38
	10 教育活動の再開に向けた対応	39
	11 心のケア	40
第3章	配慮を要する児童生徒等への対応	43
第4章	大阪府域における地震・津波被害	
	1 南海トラフで発生する地震	45
	2 大阪の現状	46
	3 南海トラフ巨大地震の揺れ・津波の予想	47
	4 府域に被害を及ぼす恐れのある活断層と揺れの予測	49
第5章	各教科等における防災教育の展開	
	1 小学校の展開例	53
	2 中学校の展開例	63
	3 高等学校の展開例	71
	4 支援学校の展開例	81
	5 新学習指導要領等における主な防災教育関連記述	89
	文部科学省「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」(H31)より抜粋	
	巻末資料	105

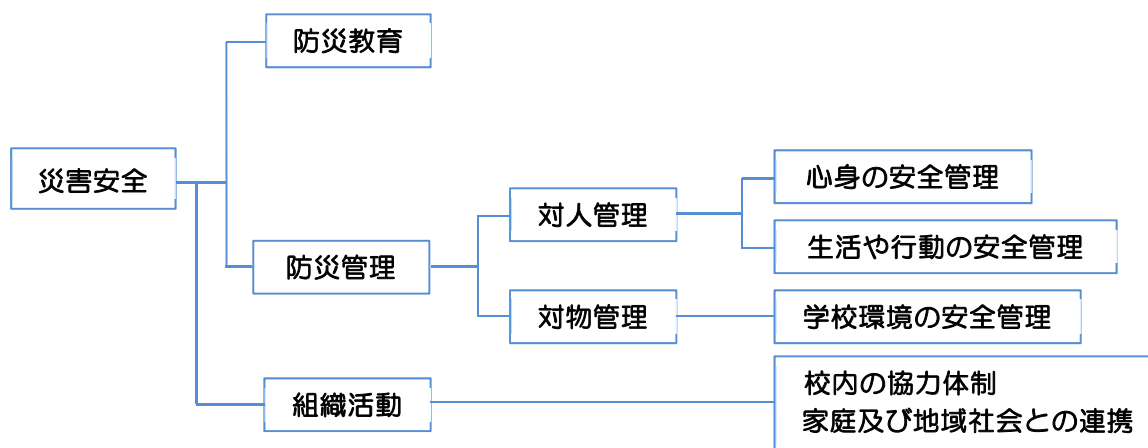
1 防災教育・防災管理・災害安全に関する組織活動

安全とは、心身や物品に危害をもたらす様々な危険や災害が防止され、万が一、事件事故災害が発生した場合には、被害を最小限にするために適切に対処された状態である。

人々が自他の安全を確保するためには、個人だけではなく社会全体として安全意識を高め、すべての人々が安全な社会を築いていくために必要な取組みを進めていかなければならない。

学校安全の活動は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることをめざす「安全教育」と、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることをめざす「安全管理」、そして両者の活動を円滑に進めるための「組織活動」という三つの主要な活動から構成されている。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の三つの領域からなり、「災害安全」は、学校安全の構造に準じて、次の図のように整理することができる。



1 防災教育

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に提起、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざして行う面もある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

このことを、教育課程の領域に即して考えてみると、主として、前者は体育科・保健体育科をはじめとして、社会科（地歴・公民）・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習の時間などで取り扱い、後者は、特別活動の学級（ホームルーム）活動や学校行事などで取り上げられることが多い。なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、防災を含む安全教育の基盤としての意義をもつ。

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に

行われるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

また、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において安全に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう、開かれた学校づくりや家庭や地域と連携した防災活動の展開に努め、地域ぐるみの防災教育を推進することも重要である。

2 防災管理

防災教育を効果的に推進することと併せて、防災管理の徹底を図ることが重要である。

学校における防災管理は、学校長のリーダーシップの下、自然災害の発生を想定し、事故の原因となる学校環境の危険を速やかに除去したり、災害発生時や事後に適切な応急手当や安全措置がとれる体制を確立したりするなど、児童生徒等の安全を確保することをめざして行われるものである。

平常時からの児童生徒等一人ひとりの心身の状態の把握や個に応じた安全に関する指導、想定される被害等を踏まえた避難経路の確保並びに施設・設備等の安全点検及び改善措置を行うとともに、危険が予想される場合に教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成し、災害発生時や事後の体制整備等について、研修等により教職員の共通理解の徹底を図ることが大切である。

3 災害安全に関する組織活動

防災教育及び防災管理を円滑に行い、その充実を図るために重要となるのが、災害安全に関する組織活動である。

校内の教職員の防災教育及び防災管理における役割を明らかにするとともに、平常時及び災害発生時の防災体制の確立を図る必要がある。

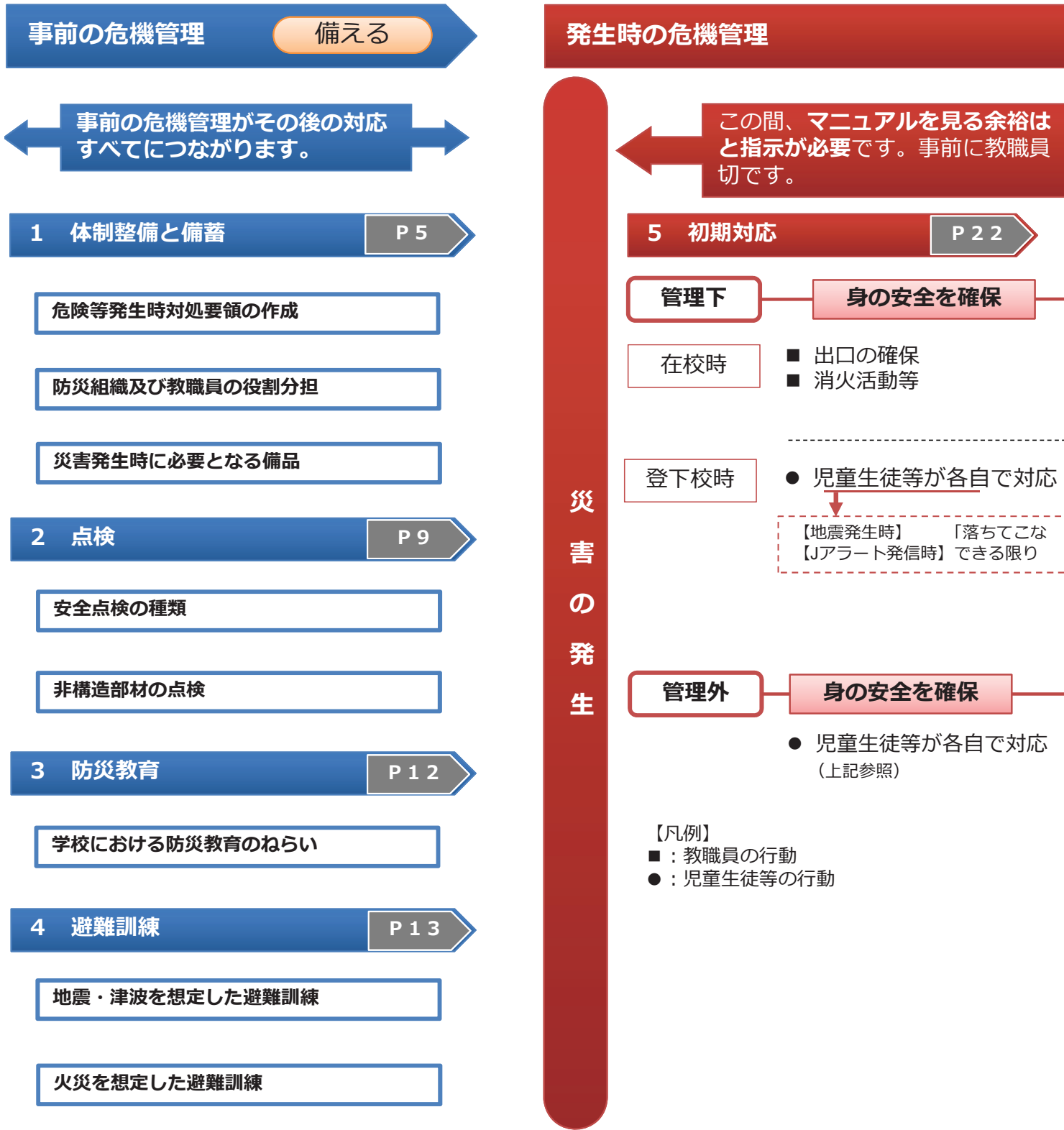
大きな災害の後には専門家と連動した心のケアにも配慮しなくてはならない。

また、すべての教職員の安全に関する意識や知識・技能を向上させるため、学校安全計画に校内研修等を位置付け、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した研修を行うことが必要である。

さらに、地域への学校の教育活動の理解や地域との情報交換など、日ごろから開かれた学校づくりに努め、保護者や地域住民、教育委員会や防災担当部局、消防署や自主防災組織など地域の関係機関・団体等との密接な連携を図り、計画的な防災教育や防災管理の充実に努めることが重要である。

2 学校における防災のフローチャート

第2章『学校防災における危機管理』の全体構成図



命を守る

事後の危機管理

立て直す

ありませんが、教職員の適切な判断がしっかりと理解しておくことが大

6 二次対応

P 31

状況把握

避難

- 学校建物の安全確認
- 学校所在地の安全確認
- 状況を適切に判断して安全な場所へ誘導する
- お・は・し・もの原則

- 学校、避難場所、家庭の最も近いところへ避難
 - 学校近く及び校内の児童生徒等の保護
- い・倒れてこない・移動してこない」場所に移動
頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設に避難

情報収集

避難・参集

- 情報通信活動開始
- 学校所在地の安全確認
- 交通経路の状況確認
- あらかじめ定められた勤務場所へ参集

【参集にあたっての留意事項】

- ① 自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難する
- ② 被災した場合は、応急手当をする
- ③ 安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手し、予め各所属で決めた方法により、安否情報、参集時期の目途を報告し、指定場所に参集する

災害対策本部の設置

できるだけ早期に学校教育の再開・復旧が行われるように努めます。

7 安否確認

P 33

ICTを利用した安否確認

その他の安否確認

8 下校・引き渡し・待機

P 35

児童生徒等の下校・引き渡し

待機する児童生徒等への配慮

学校から保護者への情報提供

児童生徒等の引き渡しマニュアル
引き渡し緊急連絡カード（例）

9 避難所協力

P 38

学校が避難所となる場合の運営方策

学校が避難所となる場合のプロセス(例)

10 教育活動の再開に向けた対応
(応急教育)

P 39

児童生徒等、教職員の被災状況把握と施設・設備等の確保

教育環境の整備

給食の再開

11 心のケア

P 40

対応方針の策定と校内体制の整備

家庭、地域社会との連携

関係機関との連携

心のケアに必要な児童生徒等への対応

児童生徒等への対応

P 43

防災計画

府立学校版業務継続計画（BCP）

1 体制整備と備蓄

学校防災の体制整備や災害時に役立つ備品、物品等の備蓄等については、日常から災害発生時を想定して備えておくことが大切である。

災害の発生時及び事後に、適切な応急手当や安全な措置ができる体制を確立し、児童生徒等の安全を確保することや、被災後に心のケアに配慮したり、授業再開を図ったりすることなどもこの中に含まれる。

そのためには、各学校で作成する学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等に基づいて、「事前の危機管理」、「発生時の危機管理」、「事後の危機管理」を適切に行なう必要がある。

1 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）作成の目的は、学校における危機管理の具体的な方法や教職員の役割等を明らかにし、危機管理体制を確立することであり、作成した危険等発生時対処要領を周知することで、学校、家庭、地域が一体となった危機管理体制を明確にし、児童生徒等の安全を守る意識を高めることにある。

各学校では、学校安全活動の中核となる学校安全担当者を中心とし、学校や地域の実情を踏まえた、実効性のある学校独自の危険等発生時対処要領を作成し、定期的に見直し・改善を行う必要がある。


「令和2年度府立学校に対する指示事項」
 「令和2年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 （大阪府教育委員会）

ア 学校保健安全法に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。

イ 学校安全活動においては、全ての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」平成24年 文部科学省

※ 東日本大震災で明らかになった教訓を踏まえ、地震・津波が発生した場合の具体的な対応について参考となるような共通的な留意事項をとりまとめた手引き。
 事前・発生時・事後の3段階で、自然災害発生時等の対応を整理して、各学校でのマニュアルに役立てられるよう示している。



（ア）学校の立地環境の把握

起こりうる災害は、学校が立地している地形や地質などの自然環境や社会的条件などから予測できる場合もあることから、各自治体が作成した地震、津波、洪水、高潮、土砂災害などに関するハザードマップを積極的に利用することが望まれる。

大阪府防災会議「南海トラフ地震災害対策等検討部会」において検討され、平成25年8月に発表された「大阪府津波浸水想定」 (http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html)などを参考に、学校の立地環境を踏まえた津波被害について把握することも必要である。

なお、津波浸水想定は、あくまでも特定の想定に基づいたものであり、それらを上回る災害が発生することについても考慮しておかなければならない。

さらに、各学校における校舎等の耐震状況なども、併せて把握しておく必要がある。

(イ) マニュアル作成時の留意点

(令和2年度学校安全総合支援事業「学校における防災マニュアルの見直し支援事業」総括より)

○学校の災害想定について

- ・都市部・沿岸部・内陸部・山間部等の学校の立地により、想定される災害は異なるため、自校の立地環境を自治体が作成したハザードマップ等により確認しておく。

[参考となるサイト]

- ・おおさか防災ネット（大阪府）
<http://www.osaka-bousai.net/pref/PreventMap.html>
- ・ハザードマップポータルサイト（国土交通省）
<https://disaportal.gsi.go.jp/>
- ・大阪府防災・減災ポータルサイト（大阪府）
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html
- ・大阪府河川防災情報（大阪府）
<http://www.osaka-kasen-portal.net/suibou/>
- ・大阪府土砂災害防災情報（大阪府）
<http://www.osaka-bousai.net/sabou/Index.html>

- ・耐震補強工事が未実施の学校については、地震後の二次避難は学校外の避難場所を想定しておく。

○一次避難について（関連項 5 初期対応）

- ・一次避難経路を定める際は、備品等（窓枠・ガラス・鏡・照明・ピアノ・ロッカーなど）の破損、転倒等を想定し、複数の経路や分散避難等の計画を立てておく。
- ・特に津波の到達が想定される学校園では、一時避難行動と同時に警報等の情報を収集する計画を立てておく。その際、停電時の対応方法等についても検討しておく。

○二次避難について（関連項 6 二次対応）

- ・二次避難の経路の想定については、長距離の想定は避け、水平避難について複数の経路や分散避難等の計画を立てておく。その際、河川、鉄道や高架道路下の横断が必要な場合は、橋や高架等の損壊を想定して複数ルートの設定をしておく。また、負傷者・傷病者の搬送移動の手法を考慮し、訓練にも盛り込んでおく。
- ・大規模災害の場合、交通機関の停止等により、一時的に自校に留まらなければならないこともあるため、学校の防災備蓄を整備しておく必要がある。さらに、垂直避難の場合は施設内の備蓄品・資機材を上層階へ運搬する必要性があることに留意する。

○その他

- ・災害発生時は地域住民が学校に避難してくることが想定される。スムーズな学校再開のため、日頃から地域の防災組織や保護者等と連携し、避難所等の運営について共通理解を図っておく。（関連項 9 避難所協力）
- ・防災マニュアルの作成や避難訓練は災害の発生時を具体的にイメージし、教職員及び保護者等と共有しておく。（関連項 4 避難訓練、8 下校・引き渡し・待機）

2 防災組織及び教職員の役割分担

災害発生時には、対策本部等を設け、避難誘導、安全点検・消火、救護などの役割分担に応じて、全教職員が対応できるようにしなければならない。そのためには、事前に防災組織及び教職員の役割分担に関する体制を整備しておくことが重要である。

防災組織と主な役割（例）－

- ・対策本部：各班との連絡調整、指示、情報収集等
- ・安否確認・避難誘導：児童生徒及び教職員の安否確認、安全な避難誘導等
- ・安全点検・消火：初期消火、被害状況の確認等
- ・救護：児童生徒等及び教職員の救出・救命等
- ・救急医療：負傷者の保護・応急手当、関係医療機関との連携等
- ・応急復旧：被害状況に把握、危険箇所の措置等
- ・保護者連絡：引き渡し場所の指定、引き渡し等
- ・避難所協力：市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援等

【災害発生時における防災組織及び役割分担（例）】

安否確認・避難誘導

《役割》

- ・児童生徒等及び教職員の安否確認
- ・安全な避難経路で避難誘導
- ・負傷者の把握
- ・下校指導及び待機児童生徒等の掌握・記録
- ・揺れが収まった直後の負傷程度の把握
- ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告

《準備物》

- ・クラスの出席簿
- ・行方不明者の記入用紙（児童生徒等・教職員）

保護者連絡

《役割》

- ・引き渡し場所の指定
- ・身元確認
- ・保護者等の到着ごとに児童生徒等の引き渡し

《準備物》

- ・児童生徒等引き渡しカード
- ・出席簿
- ・集合場所のクラス配置図

救護

《役割》

- ・児童生徒等及び教職員の救出・救命
- ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
- ・担当区域で負傷者の搬出
- ・学校施設内のチェック

《準備物》

- ・安全靴等
- ・防災マスク
- ・ヘルメット
- ・スコップ
- ・毛布・手袋
- ・のこぎり
- ・トランシーバー
- ・担架
- ・AED

対策本部

※校長・教頭等

《役割》

- ・各班との連絡調整
- ・非常持ち出し書類の搬出保管
- ・校内の被災状況把握
- ・記録日誌・報告書の作成
- ・校内放送等による連絡・指示
- ・応急対策の決定
- ・市町村対策本部・教育委員会等との連絡
- ・報道機関への連絡、対応
- ・PTAとの連絡調整
- ・情報収集

《準備物》

- ・ラジオ
- ・ハンドマイク
- ・懐中電灯
- ・トランシーバー
- ・携帯電話
- ・危機管理マニュアル
- ・学校敷地図
- ・緊急活動の日誌

安全点検・消火

《役割》

- ・初期消火
- ・避難・救助活動等の支援
- ・被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気・ガス・水道・電話の被害確認）
- ・校内建物の安全点検、管理
- ・近隣の危険箇所の巡視
- ・二次被害の防止

《準備物》

- ・消火器
- ・ヘルメット
- ・ラジオ
- ・手袋
- ・被害調査票等

救急医療

《役割》

- ・養護教諭及び救命救急経験者で構成
- ・医師等の確保
- ・手当備品の確認
- ・負傷者の保護、応急手当
- ・関係医療機関との連携

《準備物》

- ・応急手当の備品
- ・健康カード
- ・担架
- ・水
- ・毛布
- ・AED

避難所協力

《役割》

- ・市町村及び自主防災と連携した避難所の運営支援（連絡調整・情報収集）

《準備物》

- ・マスターキー
- ・バリケード
- ・ラジオ
- ・ロープ
- ・テープ
- ・校内配置図
- ・避難者への指示（文書）

応急復旧

《役割》

- ・被害状況の把握
- ・応急復旧に必要な機材の調達と管理
- ・危険箇所の管理
- ・危険箇所の立ち入り禁止措置
- ・危険箇所の表示
- ・避難場所の安全確認

《準備物》

- ・ヘルメット
- ・構内図
- ・ロープ
- ・標識
- ・バリケード等
- ・被害調査票

※防災組織は、全教職員が揃った状態を前提として組織されているが、出勤途上や出張等であらかじめ分担している教職員が不在のことも考えられる。このため、対応可能な教職員数、被害の状況に応じて柔軟に対応することが可能な応急的指揮システムを考えておく必要がある。また、避難指示等の指揮は管理職や防災担当者が不在時でもできるように代行順位を明らかにしておくことも必要である。

3 災害発生時に必要となる備品

(ア) 生徒用備蓄の整備

大規模災害が発生した場合、児童生徒等が帰宅困難となり一定期間待機せざるを得ないことが想定される。児童生徒等一人ひとりの安全を確保するため、大規模災害の発生に備えて、生徒用備蓄の整備をしておく。

【備蓄内容の例】

	物品備蓄	食料備蓄
備蓄内容	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯トイレ (一人あたり9個) ・10ℓポリ容器 (1学級に2個程度) 	【1日分】 <ul style="list-style-type: none"> ・煮炊き不要食品(アルファ米)1食 ・ビスケット2食 ・飲料水(500ml)4本

(イ) 災害時に役立つ物資の例

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校や学校に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等をリストアップするとともに、保管場所についても考えておく。特に津波や土砂災害、水害の被害が想定される地域では、保管場所に注意が必要である。

また、すぐに携行できるようにかご等に入れておくなどして準備しておき、訓練で実際に使用してみることも重要である。

地震発生時の安全確保に役立つ物資等の例	
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ

二次対応時に役立つ物資等の例	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ(ワンセグ) <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動時に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 手袋(軍手) <input type="checkbox"/> 防寒着 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 負傷者搬送用具(担架等)

学校待機時に役立つ物資等の例	
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ(ガスボンベ) <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 医薬品類 <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞 <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器

2 点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に実施するよう定められている。自然災害や火災による事故の原因となる校内の施設・設備等の危険箇所を早期に発見し、危険箇所等については、すみやかに改善措置を講じなければならない。

1 安全点検の種類

安全点検の対象である学校環境は、常に同じ状態にあるわけではないため、安全点検を継続的かつ計画的に行わなければ、環境や行動における重大な危険は見過ごされ、災害発生時に大きな事故につながる危険性がある。学校保健安全法施行規則では、下表のように日常的、定期的、臨時的に行う安全点検について示されている。

種類	時間・方法等	対象
日常	毎授業日	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる場所
定期	学期に1回以上。 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備、暖房・防火設備、防災、防犯に関する設備
	毎月1回。 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	運動場、教室、特別教室、体育館、給食室、バルコニー、廊下、階段、便所、手洗い場、昇降口、屋上等
臨時	必要があるとき。 学校行事の前後、災害時、近隣での犯罪発生時	状況に応じて点検項目を適宜設定

2 非構造部材の点検

(ア) ブロック塀等の安全点検

学校は災害発生時におけるブロック塀の倒壊、庇や軒の落下等による二次被害が起らないよう、定期的に施設・設備等の点検を実施することが重要である。

○ブロック塀

・塀に亀裂、傾き、ぐらつき、錆汁等の異常が見当たらないか。（目視）

○外壁（外装材）・内壁（内装材）

・浮き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。（目視）

(イ) 安全点検チェックリストの活用

大阪北部を震源とする地震や東日本大震災では、ブロック塀や天井、照明器具、ロッカーなどのいわゆる非構造部材の落下や転倒によって大きな被害が発生した。特に、ブロック塀の倒壊や天井高の高い体育館等の天井材や照明器具、バスケットゴールなど高所に設置されたものは、落下した場合に致命的な事故につながる。点検の実施にあたっては、次の例を参考に、各学校の状況等に応じて必要な項目を検討し、それらを安全点検に組み込むことが有効である。

【安全点検表（例）】

教室等の安全点検表（例）

場所：○年○組 教室

点検実施日 令和 年 月 日
点検者 ()

	点検の観点	点検結果 (○・×)	不良箇所とその程度
1	床板の異常、移動、破損はないか		
2	机・いすの破損はないか		
3	窓・ドアのガラスや鍵の破損や故障はないか		
4	窓の転落防止手すりの異常、破損はないか		
5	窓下に足掛かりになるものはないか		
6	カーテン・カーテンレールに損傷はないか		
7	照明器具、スクリーン、時計、スピーカーなどが落ちそうになっていないか		
8	戸棚、ロッカーなどの転倒、移動の危険はないか		
9	戸棚、ロッカーなどからの落下物の危険はないか		
10	柱や内壁に剥離や亀裂はないか		
11	天井の破損や雨漏りはないか		
12	防犯器具は取り出しやすい箇所にあるか		
13	階段や踊り場に、物が放置されていないか		
14			

※点検の観点については、上記観点以外にも、各学校における独自の観点を検討し、追加・修正を行う。

※「目視」「触診」「打音」「振動」「負荷」「作動」などの複数の方法を組み合わせて点検を行う。

学校安全資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省 H31.3）より

【点検チェックリスト（例）】

点 検 箇 所	点 検 の 観 点
天井	
・天井	天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	
・照明器具	照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓・ガラス	
・窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異常は見当たらないか。
・窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。
・建具	建具に変形（たわみ）、腐食、ガタつきは見当たらないか。
・クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。
外壁（外装材）	
・外壁（外装材）	外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。（庇や軒、バルコニー含む）
内壁（内装材）	
・内壁（内装材）	内壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
設備機器	
・放送機器・体育機器	本体の傾きや取付金具に腐食、破損等は見当たらないか。
・空調室外機	空調室外機は傾いていないか。
テレビなど	
・天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。
・棚置きテレビ、パソコン等	テレビ、パソコン等の転倒・落下防止対策を講じているか。
・テレビ台	テレビ台の転倒・落下防止対策を講じているか。
収納棚など	
・書棚・ロッカーなど	書棚類は取付金具で壁や床に固定しているか。
・棚の積載物	書棚類の上に重量物を置いていないか。
・薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。
・薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。
ピアノなど	
・ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。
エキスパンション・ジョイント	
・カバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形またははずれていないか。
・エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。
ブロック塀等	
・ブロック塀等	塀に傾き、ひび割れ等の異常は見当たらないか。

3 防災教育

学校における防災教育のねらい

学習指導要領では、その総則において、安全に関する指導について規定されており、学校においては、児童生徒等の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行なわれるよう、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における教育内容の有機的な関連を図りながら行う必要がある。

防災教育のねらいとしては、以下の3点があげられる。

- 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在および将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

これらの防災教育として必要な知識や態度、能力を児童生徒等に身に付けさせるためには、それぞれの発達段階に応じた系統的な指導が重要であり、教育活動全体を通じて適切に行う必要がある。

また、その推進にあたっては、災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、災害発生後に自分たちに何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒等を育てていくという視点で目標を掲げ実践に取り組むとともに、日頃から地域との関わりを深めておくことも必要である。

※各教科等における防災教育の展開例については、第5章を参照

4 避難訓練

避難訓練は、災害発生時に児童生徒等が常に安全に避難できるよう、その実践的な態度や能力を養うとともに、地域や家庭において自ら進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようになることを目的とした重要な訓練である。

訓練を計画するにあたっては、火災のみならず、地域の実態に即した自然災害に対処し、様々な事態を想定した訓練を行うことが重要であると同時に、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき実施し、教職員が適切に対処できるようにしておくとともに、実施後の反省に基づいてマニュアルの内容を常に見直し、実効性のあるものにしておく必要がある。

また、Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合についてもP30を参考に、児童生徒等の避難方法や安全確保について、適切な方策がとられるよう指導しておく。

1 地震・津波を想定した避難訓練

避難計画作成上の留意点	
時期・回数	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練は、年度の早い時期に実施する他、防災の日（9月1日）、津波防災の日（11月5日）、防災とボランティアの日（1月17日）等、児童生徒等に防災に対する関心を持たせやすい日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。 ○1年間で複数回実施することが望ましい。
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じ、段階的な指導や学年に応じた指導に留意する。特に小学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導することが必要である。 ○近隣学校間、地域防災組織、自治体等の関係機関と連携した避難訓練や、保護者への引き渡し訓練も検討する。 ○地震による火災の発生も想定し、実情に応じた避難訓練の複線化を図る。 ○地域防災計画を参考にして避難場所を複数箇所想定し、訓練内容の充実を図る。 ○地震の後、津波による浸水などの危険性のある地域では、津波の際の防災計画に基づき、避難訓練の計画を立てる。 ○授業中だけを想定せず、児童生徒等が校庭、廊下等に分散し、教職員が近くにいない場合も想定する。 ○保健室で休養中、校外で実習中あるいは更衣室で更衣中の児童生徒等の掌握方法についても検討する。 ○児童生徒等の安全確認方法はもちろんのこと、教職員の点呼要領も含めて立案する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を要する児童生徒等の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。 ○避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、地震の規模によって起こる危険や避難の仕方の違いについて理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。 ○回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。

(ア) 津波に対する避難訓練

津波の危険性がわずかでも考えられる学校では、避難場所を特定して訓練を行う必要がある。津波災害から避難するためには、津波が到達する前に、津波より高い場所に移動しなければならないので、一刻も早く避難するための手立てについて考えておくことが大切である。避難方法には、学校付近の高台等に避難する水平避難と、校舎や津波避難ビルに避難する垂直避難が考えられる。

水平避難では、児童生徒等の避難が完了する時間を測定し、津波の予想到達時間と照らし合わせ、適切かどうかを十分判断しておく。垂直避難は、付近の液状化現象が考えられる場合や適切な避難場所がない場合など、水平避難が困難な場合に考えられる。

さらに、津波の危険を察知した中学生が自らの判断で高台に避難して危険を回避した例があったことから、教職員の指示を受けなくても、自らが危険を判断し、避難行動をとるための態度を育む指導も重要である。

大阪府津波浸水想定区域内にある学校では、教職員や児童生徒等が速やかな対応ができるよう、指揮系統や避難行動などを明確にした津波発生時のシミュレーション（P17～19 参照）を作成しておくことも重要である。

防災避難訓練実施上の留意点

- 火災や地震をはじめ、地域の実態に応じて津波・土砂災害などの自然災害を想定した防災避難訓練を実施するとともに、災害に応じた避難場所（一次・二次避難場所）を確認の上、避難経路を設定すること。
- 訓練については、授業中のみを想定せず、休憩時間、登下校中や校外活動など児童生徒が分散している場合などあらゆる場面を想定して実施すること。なお、支援を必要とする児童生徒が在籍する場合には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練を実施すること。
- 避難誘導、連絡・指揮、搬出など教職員の役割分担についてあらかじめ定め、周知・徹底すること。
- 児童生徒の引き渡し訓練など地域や保護者と連携した避難訓練を実施するよう努めること。
（事前に児童生徒の引き渡し基準及び方法を保護者等と協議し決めておくこと）
- 訓練実施後、児童生徒の避難完了時間、役割分担に沿った教職員の行動等を検証し、より効果的な訓練にすること。

【平成24年3月15日 教委保第2766号 防災避難訓練の実施について(通知)より抜粋】

「令和2年度府立学校に対する指示事項」

「令和2年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項」 （大阪府教育委員会）

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえ、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取り組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

(参考)

令和元年度 防災避難訓練実施状況調査結果（政令市除く）

- 防災訓練実施学校：府内すべての公立小・中・高・支援学校
- うち、自然災害を想定した避難訓練実施校：府内すべての公立小・中・高・支援学校

(イ) 効果的な避難訓練モデル(例)

想定災害	授業中に震度6強の地震が発生。地震による津波発生の可能性あり。	
指導のねらい	初期行動(落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所をすばやく見つけて自らの安全を確保する)と避難行動の基本的な方法について理解させ、実践できるようにする。	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
1. 事前指導	<ul style="list-style-type: none"> 防災教育教材等(巻末資料)をもとに、様々な状況に応じた自分自身の安全確保の方法を理解させる。 現在地からの避難経路を確認させる。 教職員の指示がない場合でも、自らで判断し、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せることを確認させる。 	
2. 避難訓練(地震)	<p>○報知音(地震発生の放送など)を聞いて、初期行動をとらせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 教室では、揺れが収まるまで机の下に入り、机の脚を持たせるなど「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せ、安全を確保させる。 教室以外(特別教室や運動場など)では「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に身を寄せさせる。 <p>○揺れが収まったと想定し、教職員の指示で避難行動に移らせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 出入り口を開ける。 コンセントを抜き、ガスの元栓を閉める。 静かに廊下に並ばせるなどの指示を出し運動場に移動する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 転倒物や落下物により、避難経路が遮断された場合などを想定した訓練を実施する。</p> </div> <p>○運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>* 行方不明者や傷病者を想定した訓練を実施する。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> 大きな声ではっきりと指示をする。 児童生徒等の行動を把握し、落ち着かせる。 頭を保護するものが身近にあれば活用する。 避難方法を明確に指示する。 落下物や段差、転倒物を想定し、落ち着いて移動させる。 「おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない」(「お・は・し・も」の原則)の徹底 外へ出たら駆け足。 担任は人員点呼を行い、すみやかに本部に報告。

津波が来る可能性のない学校については、4. 事後指導

<p>3. 津波警報の発令 (二次避難)</p>	<p>○津波警報が発令されたことを受け、二次避難を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高台など、あらかじめ決められている二次避難場所に移動させる。(水平避難) ・津波到達の時間や周囲の状況を考え、水平避難が困難な場合は校舎の3階以上に移動させる。(垂直避難) ・液状化などが予想され、なおかつ火災や校舎の倒壊等もない場合は、運動場へ避難せず、直接上階への避難も考えられる。 <p>○避難場所にすみやかに集合させ、人員点呼を行い、待機させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・あわてず秩序を守って移動。 ・校舎への移動の場合は、3階以上の所定の教室・廊下等へ移動させる。 ・余震の発生の可能性もあるので、移動中も頭上に気を付けさせる。 ・地震発生時と同じように「お・は・し・も」の原則(P15)を守って避難する。 ・担任は人員点呼を行い、速やかに本部に報告する。
<p>4. 事後指導</p>	<p>○防災担当(教職員、地域防災リーダー、消防署員等)や校長からの講評</p> <p>○学校(教室)へ移動</p> <p>○避難訓練の反省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所をすばやく見つけて自らの安全を確保できたか。 ・「お・は・し・も」の原則(P15)を守り、混乱なく避難できたか。等
<p>【その他の留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○運動場の液状化など、使用不能な場合の集合場所も考えておく。 ○地震の規模によっては、放送機器が使えない場合も考えられるので、拡声器で避難指示を出すことがあることも考えておく。 ○寒い時期の場合は、避難後を考え、防寒着を着せて避難することも必要になる。 ○休憩時間中に地震がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒等には知らせずに行う避難訓練なども実施しておくとう効果的である。 		

以下の訓練と組み合わせて実施することにより、より効果的で実践的な訓練となる。

<p>◇ 引き渡し訓練</p> <p>災害発生後の下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることになる。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前に保護者に周知したうえで授業終了後等に訓練を行う。 ・引き渡しカードの活用。 <p>◇ 地域と連携した避難訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、地域自主防災組織等と連携した合同避難訓練。 ・近隣の幼稚園、小・中学校、高等学校等との合同避難訓練。

翌日以降 大阪府内の被害状況に応じた対応を行う

津波警報発令確認
第1波襲来 第2波襲来

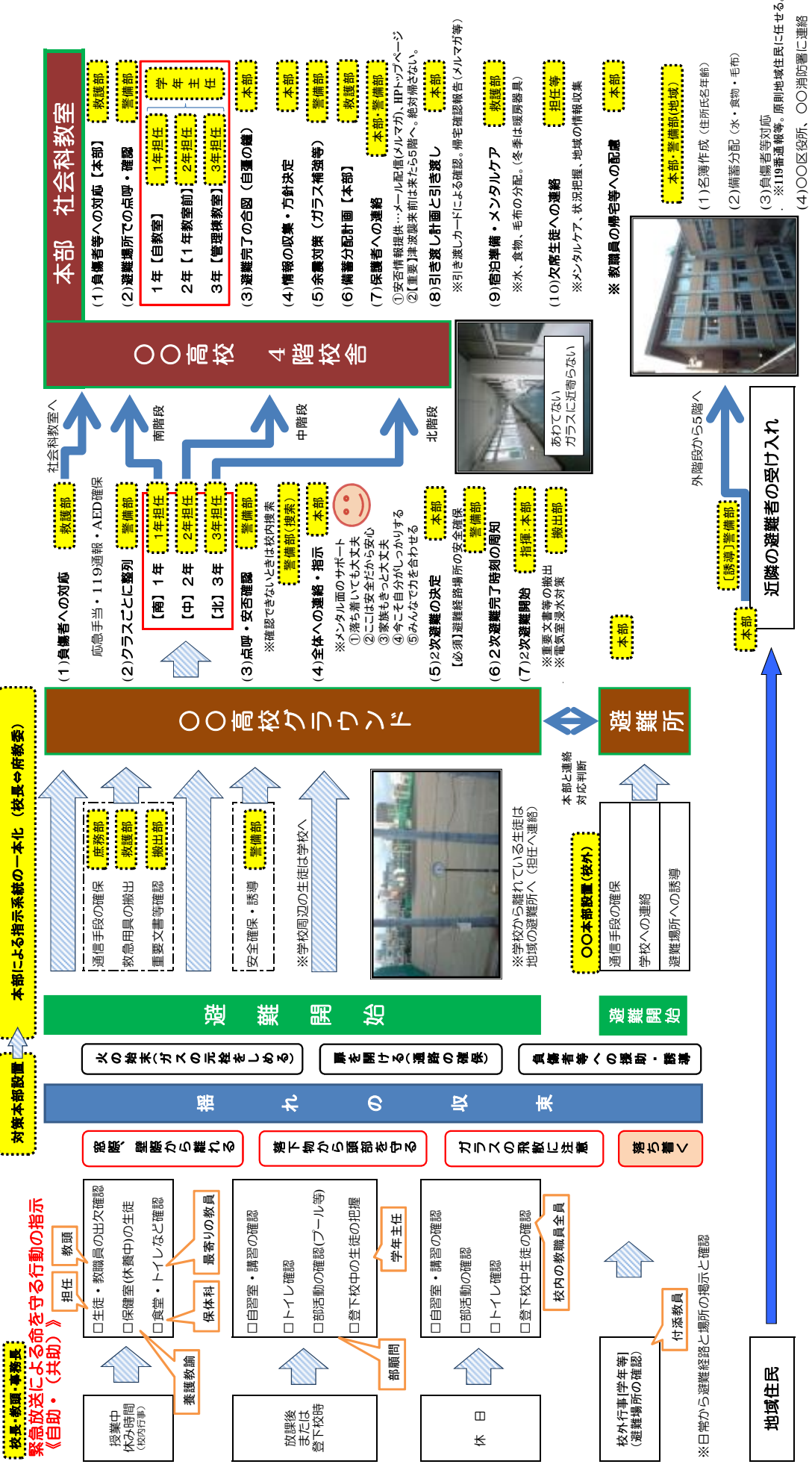
津波襲来の予測
津波警報発令確認

地震発生
(震い初期振動)
長周期波動

2次避難 (4階への避難)

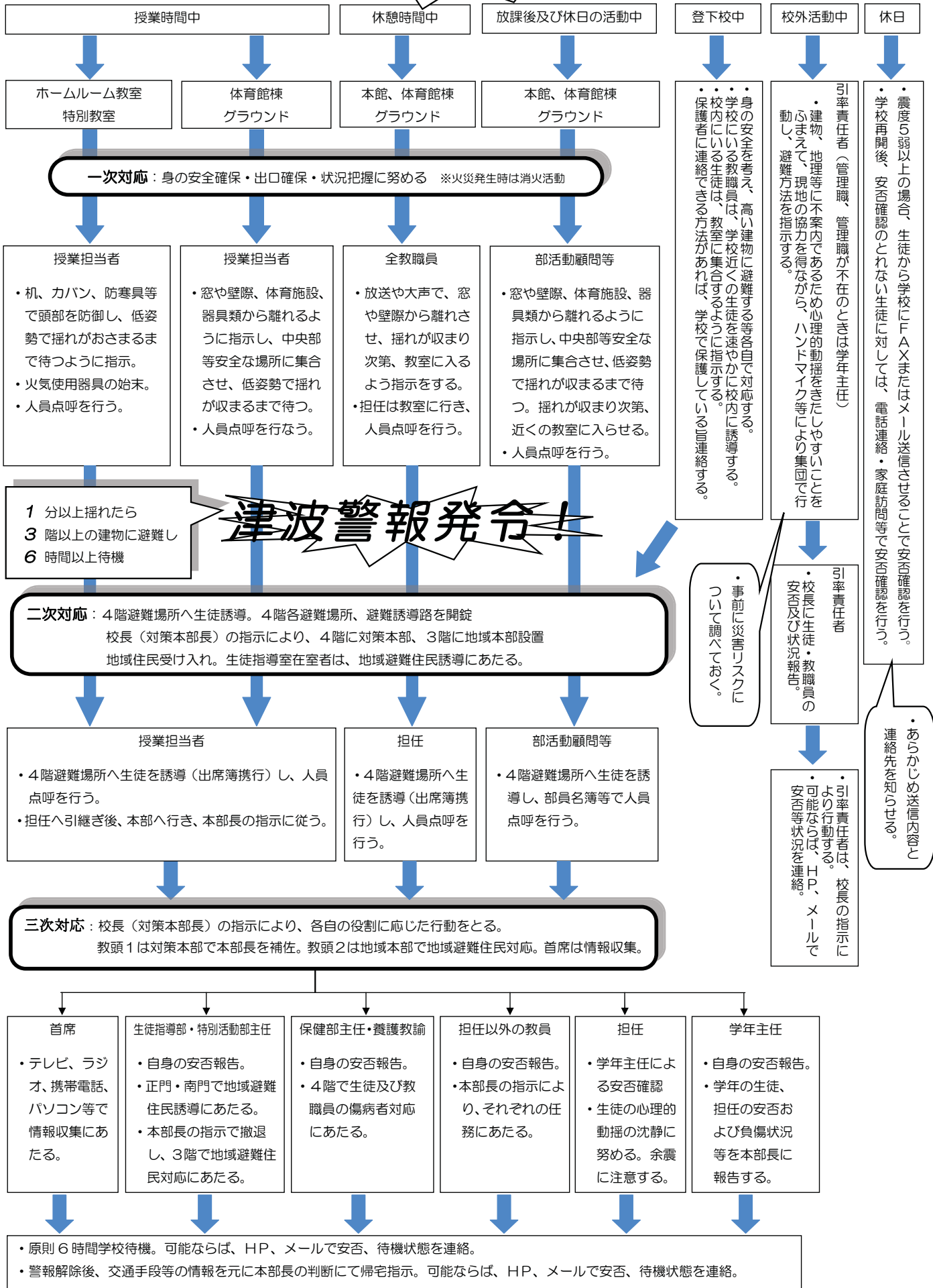
1次避難 (グラウンドへの避難)

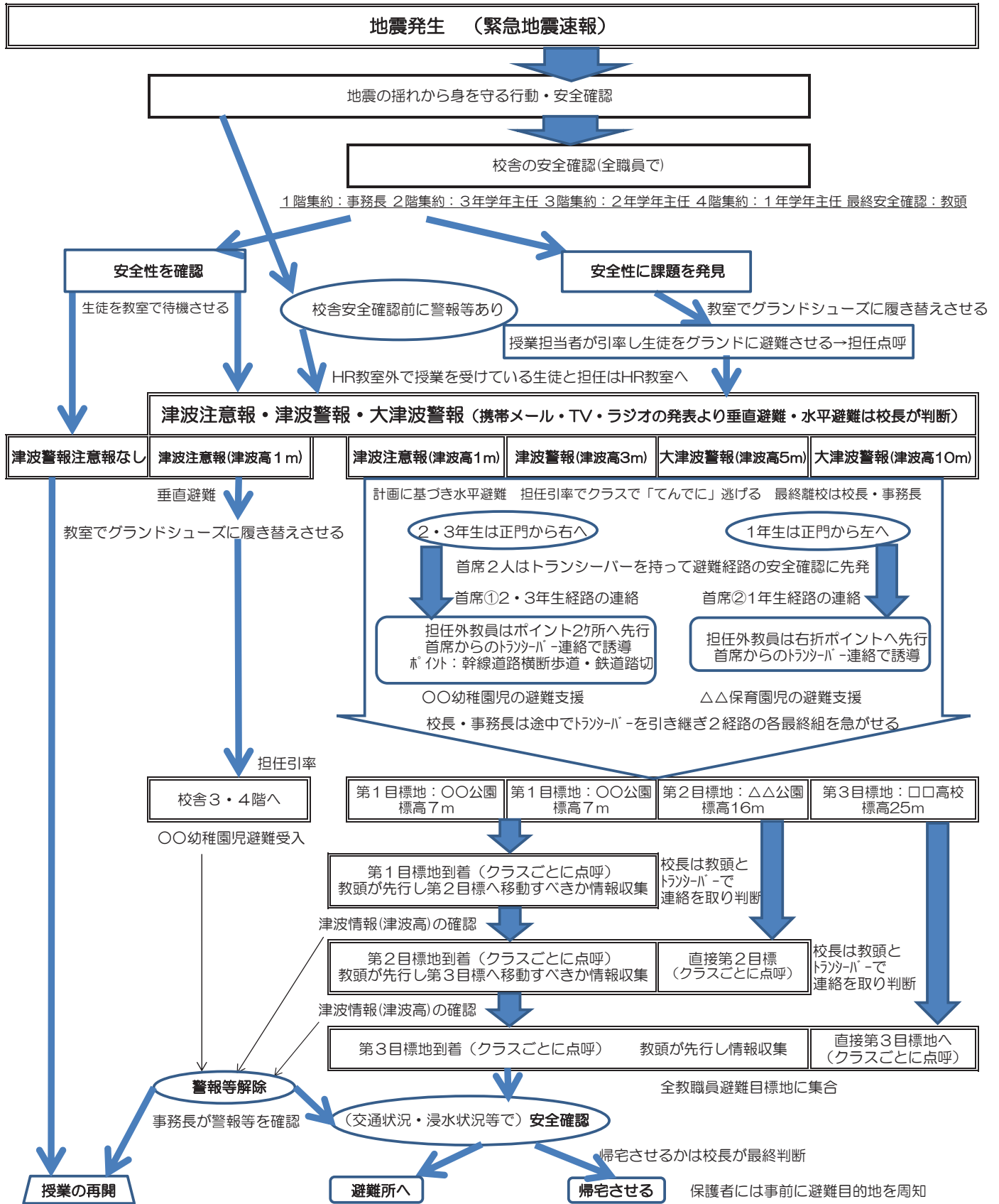
我が身を守る



《本部》
◎校長、教頭、事務長、首席
【生徒情報集約】学年主任
()
()
()
《庶務部(事務室)》
()
()
《搬出部(主に教務部・学習指導部・連絡指導部)》
()
()
《警備部(主に保健部)》
()
()
《初階消火、防火扉、電氣室、ガス栓》
【警備保全、地域住民避難者誘導】
()
()
《警備部(主に生活指導部、企画広報部、クラス担任)》
()
()
()

地震発生!





休日放課後の場合：部活動生徒は顧問が、講習中の生徒は担当教諭が引率、上図に準じて行動し教頭に連絡、教頭は校長に連絡を取り避難行動を指示
担当者不在の場合の代行者：校長→教頭、教頭→首席①、首席①→首席②、首席②→教務部長、事務長→主査、担任→副担任

2 火災を想定した避難訓練

避難計画作成上の留意点	
時期	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練は年度の早い時期に実施するほか、防災の日（9月1日）、津波防災の日（11月5日）、防災とボランティアの日（1月17日）等、児童生徒等の防災に対する意識が高い日に設定するなど、実施方法とともに実施日についても工夫する。
訓練内容	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階に応じ、段階的な指導、学年に応じた指導にも留意する。特に小学校低学年の児童においては、年齢に応じた目標を設定し指導することが必要である。 ○実施に当たっては、消防署等の関係機関の参加・協力を得るなど、内容の一層の充実に努める。 ○緊急サイレンを鳴らすと同時に緊急放送による訓練を行う。また、放送設備が使用できない場合のことも検討しておく。 ○校内のあらゆる場所から避難場所へ速やかに移動できるよう、避難経路を設定しておく。 ○消火器・避難はしご・救助袋・担架などの使用方法を確認し、それらを使用した訓練を適切に取り入れる。仮の傷病者を作った訓練も取り入れてもよい。 ○授業中だけを想定せず、児童生徒等が校庭・廊下等に分散し、教職員が近くにいない場合も想定する。 ○保健室で休養中、更衣室で更衣中の児童生徒等の掌握方法についても検討する。 ○児童生徒等の安全確認方法はもちろんのこと、教職員の点呼の要領も含めて立案する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○配慮を要する児童生徒等の避難方法については、教職員の間で十分に共通理解を図っておくとともに、一人ひとりの予想される困難を理解し、必要な支援体制と対応計画を検討しておく。 ○避難訓練実施の事前、事後にも指導を行い、火災発生時の対処の仕方や避難の仕方について理解させ、反省事項についても指導し、訓練の効果が高められるようにする。 ○回を重ねる毎に形骸化し、緊迫感が欠けてくることがある。このような事態を避けるため、訓練が形式的・表面的にならないように創意・工夫が必要である。

【避難訓練】

◀施設管理▶ 消防法 第8条

◎ 学校に防火管理者を定めなければならない。

◀実 施▶ 消防法施行令第3条の2. 2

◎ 防火管理者は、通報及び避難の訓練を実施しなければならない。

効果的な避難訓練モデル（例）

想定災害	3時限目、本館1階の理科室より出火。	
指導のねらい	・火災発生時における適切な避難方法を理解し、多人数が安全に避難する方法を、訓練を通して体得できるようにする。	
内容・活動	教職員の指導・指示	留意事項
1. 事前指導	<ul style="list-style-type: none"> ・火災発生時の対処の仕方を理解させる。 ・消火器等の設置、管理の意義について理解させる。 ・煙の危険性について理解させる。 	
2. 避難訓練	<p>○緊急サイレン、火災発生の放送を静かに聞かせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわてず、しゃべらないで放送を静かに聞かせる。 ・ハンカチなどで口鼻を覆い、廊下に静かに出させる。 ・避難経路に沿って運動場へ移動させる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>*さまざまな出火場所を想定し、適切な避難経路を通して避難する訓練を実施する</p> </div> <p>○運動場にすみやかに整列させ、人員点呼を行い、待機させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の行動を把握し、落ち着かせる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(教職員の初期対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防署への通報 ・初期消火 ・非常持ち出し品の搬出 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・避難経路を明確に指示する。 ・「お・は・し・も」の原則(P15)の徹底 ・外へ出たら駆け足。 ・担任は人員点呼を行い、すみやかに本部に報告。
3. 事後指導	<p>○消防署員による消火活動の実演</p> <p>○防災担当（教職員、消防署員等）や校長からの講評</p> <p>○教室へ移動</p> <p>○避難訓練の反省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員で必ず反省会を持ち、修正点を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「お・は・し・も」の原則(P15)を守り、混乱なく避難できたか。
<p>【その他の留意点】</p> <p>○休憩時間中に火災がおきた場合の避難訓練や、事前に児童生徒に知らせずに行う避難訓練なども実施しておく</p> <p>と効果的である。</p> <p>○地震発生後の二次災害としての火災も考えられることから、地震後の発生を想定し、避難経路や集合場所についても検討しておく。</p>		

5 初期対応

地震の揺れなどを感知した発生したと同時に、安全確保のための的確かつ迅速な対応が求められる。教職員の的確な指示はもちろん、日常の指導や避難訓練によって、児童生徒等の危険に対する感性を高め、自らの避難行動を促すとともに、「主体的に行動する態度」を身に付けられるよう指導しておくことが重要である。

1 地震発生時の対応

(ア) 地震発生時に予想される危険

屋内・屋外別に予想される危険を分類整理した。これを参考に、普通教室、特別教室、体育館等、児童生徒等が使用する可能性のある場所について、さらには校外行事の会場等についても、予想される危険な状況を調査、整理しておく。その際、火災等の二次災害を引き起こす危険性のあるものには特に注意し、津波に襲われる危険性のある地域では、さらに考慮する必要がある。また、運動場が地域の避難場所に指定されている場合は、避難してきた住民などにより、不安や恐怖による心理的動揺から混乱が起こることがあるので注意する。

[屋内]

	場所・非構造部材等	予想される危険
(1)	天井材、冷暖房機器、照明器具等	剥離落下、ガラスの飛散
(2)	側壁	掲示板・時計等の落下、壁材の落下・飛散、窓ガラスの飛散
(3)	床	陥没、崩壊
(4)	階段	崩壊、遮断
(5)	棚・本箱・教卓・机、映像音響設備、運動器具等	移動、転倒、落下
(6)	実験・調理器具、暖房器具、ガス管、植木鉢等	破損・落下、ガラス・薬品・熱湯・油類の飛散、引火・火災
(7)	掃除用具入れ、オルガン、ピアノ	移動、転倒
(8)	書架・本（図書室）	倒壊、本の落下・飛散
(9)	ロッカー、靴箱等	転倒

[屋外]

	場所・非構造部材等	予想される危険
(1)	瓦、窓ガラス、ひさし、外壁等	落下、飛散
(2)	堀、塀、バックネット、バスケットゴール、サッカーゴール、遊具、記念碑、電柱、自動販売機等	倒壊、電線の垂れ下がり、感電
(3)	鉄道	脱線転覆
(4)	橋梁、歩道橋	破損、落下
(5)	落下物、倒壊物、道路等の地割れ	避難路の遮断、マンホール等の隆起
(6)	山間部、海岸部	崖崩れ・山津波、津波
(7)	都市ガス	ガス漏れ、噴出、爆発、火災
(8)	埋立地	液状化現象による地下水の噴出、地割れ

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	落下物・倒壊物・移動物から身を守る	落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所に移動し、落ち着いて揺れがおさまるのを待つ。
	周囲の様子を的確に把握する	激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がずその場が危険でないか判断する。

(ウ) さまざまな場面で児童生徒等・教職員がとる行動

【授業中に地震が発生したとき】

○児童生徒等がとる行動

- ・机の下にもぐったり、身近にあるもので頭を守る。
- ・窓や棚、ロッカー等から離れる。
- ・指導者の指示に従う。
- ・「お・は・し・も」の原則（P15）の徹底。

○教職員の指示と行動

- ・児童生徒等に対し、はっきりとわかりやすく適切な指示をすること。また、心の安定を図る言葉をかけて児童生徒等を落ち着かせ、掌握に努める。
- ・配慮を要する児童生徒等が安全に避難できるよう、日ごろから支援方法を確立しておくとともに、適切に指示し、行動する。
- ・火気は消火できる場合は、素早く消火する。
- ・火気の消火ができない場合は、揺れが小さくなってから、消火する。
- ・薬品の始末も、火事の場合と同様に処理する。
- ・ガスの元栓を閉め、電気のコンセントを抜く。

【休憩時や放課後に地震が発生したとき】

○児童生徒等がとる行動

- ・あわてて校舎外にとび出さない。
- ・校内放送やその他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
- ・体育館では落下物や運動器具の倒壊に注意し、中央部に集まり、天井部分等の破壊状況により、速やかに出口に移動する。
- ・校舎と校舎の間では、落下物に注意して運動場や広い空地に移動する。

○教職員の指示と行動

- ・できるだけ早く役割分担した教室等に直行し、児童生徒等を掌握し避難誘導する。
- ・配慮を要する児童生徒等に対して適切に指示し、行動する。
- ・負傷者の有無を確認する。

【登下校中に地震が発生したとき】

登下校中に地震に遭遇した場合は、周囲の状況を判断し、倒壊物、窓ガラス等の落下物に注意しながら、素早く安全な広い場所に避難することが大切である。

また、広い場所にいるときは、あわてて行動しないよう指導しておくことも必要である。

○児童生徒等がとる行動

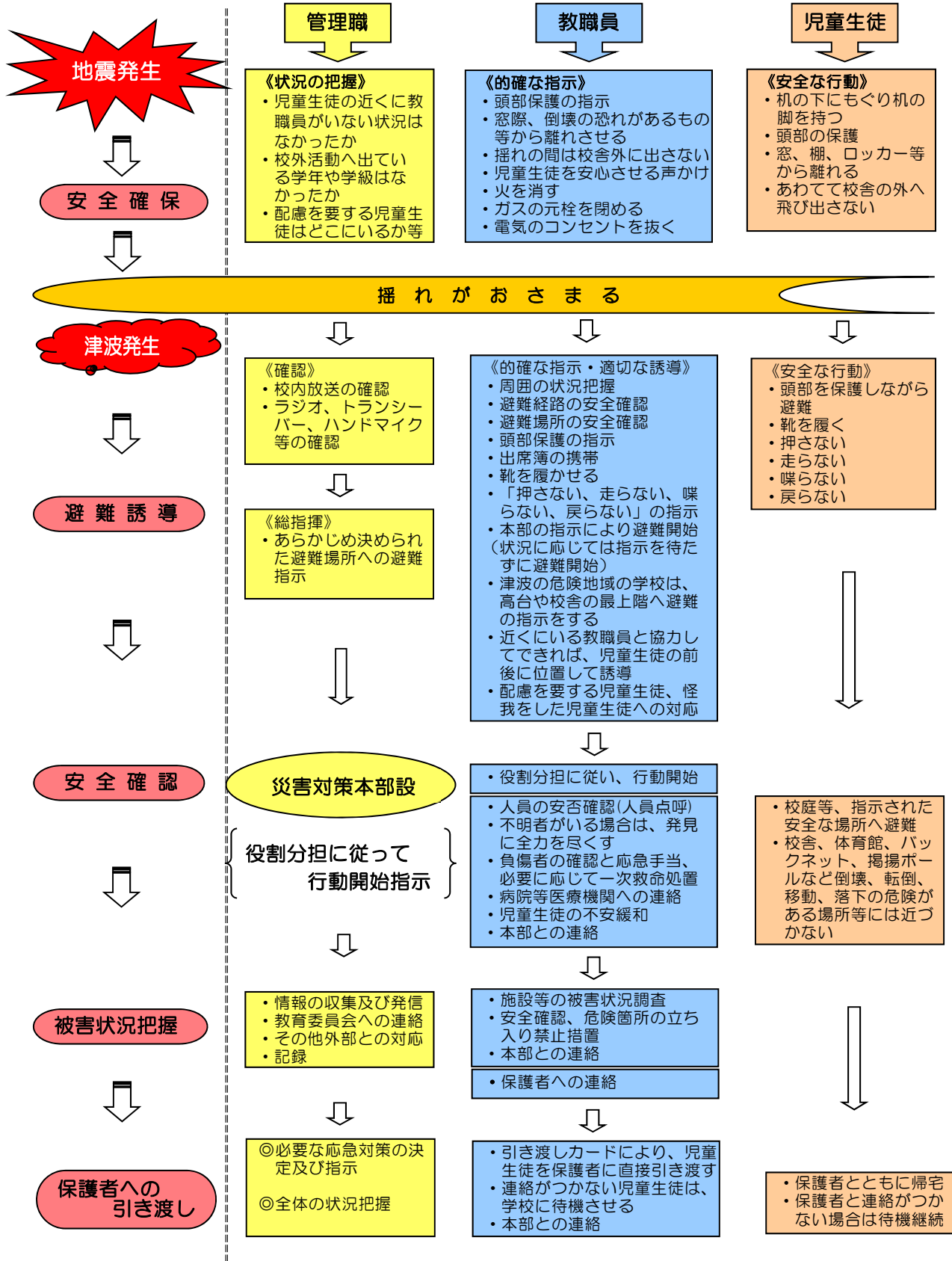
- ・ランドセル、カバンなどを頭にのせ、ガラスなどの飛散物、落下物から身を守る。
- ・乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。
- ・ブロック塀や自動販売機から遠ざかる。

○教職員の指示と行動

- ・保護者が不在の場合も考えられるので、その対応についても指導しておく。
- ・**7**安否確認（P31）の内容を参考に、迅速に児童生徒等の安否確認を行う。

【地震発生時の基本的対応（例）】

学校は、地域の特性や学校の実態及び地震が発生した場合に予想される被害状況を踏まえ、児童生徒等の安全確保のための対応行動を具体的に検討しておくとともに、児童生徒等、保護者、地域と共通理解を図っておく必要がある。



2 火災発生時の対応

(ア) 火災発生時に予想される危険

火災の勢いによる窓ガラス等の飛散や鉄扉等が高熱を持つことがある。

また、煙の侵入などにより視界を狭められ、避難経路を見失ってパニックに陥り、窓から飛び出そうとする者がいるなど、個々の勝手な判断や行動により大惨事を招くことも考えられる。

さらに、燃焼によって生じた有毒ガス（一酸化炭素）や煙を吸い込むことによって中毒を起こしたり、意識をなくしたりすることもある。

※煙は横方向に毎秒 0.3～1.0メートルの速さで廊下を流れ、階段や空調設備が煙突の役割を果たし、煙は縦方向に毎秒 3～5メートルの速さで上昇するといわれ、歩く人の速度より速くなる。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

初期対応	知らせる 連絡する	近くの教職員あるいは職員室へ素早く知らせる。
------	--------------	------------------------

教職員の初期対応

- ①煙・異臭・火炎を発見した時は、近くにいる教職員または職員室へ連絡し、初期消火をする。
- ②火災の連絡を受けたら、教職員は直ちに緊急放送を行うとともに、消防署に通報する。
- ③火災発生の報告を受けたら、直ちに発生場所に行き、延焼拡大防止を目的とした消火活動を行う。なお、消火器や消火栓は常に使用できるよう整備しておかなければならない。
- ④火災発生を知ったら、直ちに授業を中止し、担当者が的確に指示する。その間、校内放送等での指示があれば、それに従う。
- ⑤電源を切り、ガスの元栓を閉める。
- ⑥窓を閉め、火炎、有毒ガスの流入を防ぐ。

(ウ) さまざまな場面で児童生徒等・教職員がとる行動

【授業中に火災が発生したとき】

- 児童生徒等がとる行動
 - ・放送を静かに聞く。
 - ・ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
 - ・担任・教科担当者の指示に従う。
 - ・避難行動中はハンカチやタオル以外、手には何も持たない。
 - ・指定された避難場所に集合後、ただちにクラスごとに整列し、静かに指示を待つ。
- 教職員の指示と行動
 - ・児童生徒等が心理的不安に陥りやすいので、はっきりと的確に指示し行動する。
 - ・配慮を要する児童生徒等が、安全に避難できるよう日ごろから適切な支援方法を確立しておく。
 - ・煙に遭遇した時は低い姿勢をとり、ハンカチ等で鼻と口をおさえて避難させる。

- ・火災発生階より上にいる児童生徒等は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
- ・避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮する。
- ・避難場所に集合したら、クラス毎に整列させ、各授業担当者が直ちに人員点呼を行い、異常の有無を本部（校長等）に報告する。

【休憩時や放課後に火災が発生したとき】

○児童生徒等がとる行動

- ・校内放送や、その他教職員の連絡を静かに最後まで聞き、指示に従う。
- ・ハンカチ等で口と鼻を押さえる。
- ・火災の状況を判断し、速やかに出口に移動する。
- ・指定された避難場所に集合後、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。

○教職員の指示と行動

- ・放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を具体的に指示する。
- ・児童生徒等は、火災によりパニック状態に陥ることも予想されるので、避難誘導係や連絡指導等の職員は、速やかに所定の場所に直行し、児童生徒等へ心理的な安心感を与えると同時に適切な指示を出す。
- ・配慮を要する児童生徒等に対して適切に指示し、行動する。
- ・火災発生階より上にいる児童生徒等は、非常階段や火災発生場所の反対側から避難させる。下層階のクラスは、近くの階段から避難させる。
- ・避難の際、階段等に多人数が集中したときは、出火階を最優先し、次に直上階層、その上の階の順に避難させること。また、他の階段への誘導も考慮すること。
- ・逃げ遅れた者や負傷者がいないかを確認する。

【宿泊施設において火災が発生したとき】

○児童生徒等がとる行動

- ・近くにいる宿泊施設の人、あるいは教職員に知らせる。
 - ・館内放送その他、宿泊施設関係者あるいは教職員の連絡を静かに最後まで聞き指示に従う。
 - ・あらゆる危険を想定し、安全、速やかに避難する。
 - ・指定された避難場所に集合すれば、直ちにクラス毎に整列し、静かに指示を待つ。
- ※宿泊施設に着いたら二方向避難経路（2カ所以上の出口）を確認し、消火器の設置場所や非常口等を確認しておく。また、エレベーターは使用しない。

○教職員の指示と行動

- ・宿泊施設関係者の指示に従い、児童生徒等に適切かつ敏速な避難行動をとらせる。
 - ・通路・出口等で児童生徒等に的確な指示を与える。
 - ・配慮を要する児童生徒等については、教職員が速やかに支援する。
- ※宿泊施設の見取り図をもとに、あらかじめ非常口や避難経路を確認しておくこと、火災発生時に適切かつ敏速な避難行動をとることができる。

3 風水害発生時の対応

[台風]

(ア) 予想される危険

台風は接近するだけで暴風により屋根瓦等を吹き飛ばし、樹木や街灯を倒壊させ、大雨や高潮によって浸水や洪水、土砂災害を引き起こす危険がある。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

大阪は、大阪湾の一番奥にあるため南西の風が吹くと水位が上がりやすく、また海面より低い土地が多いため大きな被害を受ける可能性がある。

①高潮のおそれがある場合は、海岸や河川から離れた場所に避難する。

②堤防や海岸に近づかない。

※高潮：台風や強い低気圧によって、海面の高さがいつもより高くなる現象。これに風による高波やうねりが加わる。

- ・ 気象情報や市町村からの呼びかけに注意する。
- ・ 停電や断水に備えて懐中電灯、ラジオ、非常食を用意しておく。
- ・ ベランダや家の周りの落下しやすいものや飛散しやすいものを片付ける。また、窓や雨戸はしっかり施錠する。

[大雨・集中豪雨]

(ア) 予想される危険

局地的な大雨や集中豪雨は、川や下水道が短時間で増水し浸水や洪水を引き起こす。大雨や集中豪雨は、急激に状況が変化するので注意が必要。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

①河川では、急な増水により中州に取り残される、または川に流される危険があるため、雨が降り出したらすぐに避難する。

②雷鳴や急に川の水かさが増えてきた場合は、上流で豪雨による急な増水や土砂崩れの危険性があるので避難する。

- ・ 地上が冠水すると地下に大量の水が一気に流れ込む。地下では避難が遅れると命を落とす危険がある。地下室、地下道、アンダーパス、地下鉄及び地下街等にいる時は注意が必要。
- ・ 急激な雨水の流入により、蓋が外れたマンホールへの転落や、側溝や用水路に落ちて溺死する事故もあるので注意する。

[土砂災害]

(ア) 予想される危険

急な斜面が大雨・長雨で緩んで、突然崩れ落ちる「がけ崩れ」、山や谷の土砂が、大雨などで崩れ、水と混じって一気に流れ下る「土石流」、地面が大きなかたまりのまま、ゆっくり下の方に動き出す「地すべり」等の危険が考えられる。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

①長雨や豪雨のときに次の前兆がみられたら速やかに避難する。

がけ崩れ：小石が落ちてくる、崖に亀裂が入る、崖から水がわいてくる。

土石流：山鳴りがする、急に川の水が濁る、倒木が流れてくる。

地すべり：地面にひび割れができる、斜面から水が噴き出す、井戸水が濁る

②土石流に遭遇したら、土砂の流れる方向に注意し、流れに対して「直角」に逃げる。

[竜巻]

(ア) 予想される危険

強風によって飛ばされてくるものや飛散した窓ガラスによるけがなどが考えられる。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

①屋内にいる場合は、雨戸、シャッターやカーテンなどを閉める。避難する部屋は、地下室や1階の窓のない頑丈な部屋。トイレや風呂場、押入れなど狭くて頑丈な場所を選ぶ。

②屋外の場合は、鉄筋コンクリート製のビルやマンション、商業施設に逃げ込む。または、頑丈な構造物の物陰に隠れて、身を小さくする。最善の場所は、地下鉄、地下街、地下駐車場。

③建物がいない場合は、水路やくぼみに身を伏せる。

※危険な場所…車庫やプレハブの中、電柱や樹木の側、窓ガラスの側など

※以下の前兆に十分注意する。

- ・突然空が暗くなる。
- ・雷の音が聞こえる、または光が見える。
- ・ヒヤッとする冷たい風が吹き出してくる。
- ・大粒の雨や雹（ひょう）が降り出してくる。

[雷]

(ア) 予想される危険

グラウンド、平地、山頂、屋根等の周囲の開けた場所にいると、積乱雲から直接人体に落雷（直撃雷）することがあり、その場合、死亡する可能性が高い。

また、落雷を受けた樹木等のそばに人がいると、その樹木等から人体へ雷が飛び移る（側撃雷）ことがあり、木の下で雨宿りなどをしていて死傷する事故は、ほとんどがこの側撃雷である。

(イ) 危険から身を守るための基本的な行動

雷鳴が聞こえたり、頭上で急に発達した黒雲を見かけたら、直ちに安全な場所に避難し待機する。

（安全な場所）

- ・運動場やプールにいるときは建物の中、校舎、体育館の中などへ
- ・屋外にいるときはバス、電車、鉄筋コンクリート建築物の中などへ

- ・木の真下には行かない。側撃（落雷を受けた物体から放電を受けること）の可能性もある。
- ・雷雲が遠ざかり、雷鳴が聞こえなくなっても、20分くらいは安全な場所で待機する。

《風水害における児童生徒等への対応》

○在校時

- ・ 気象情報の収集に努める。(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ・ 風水害の種類(土砂災害・台風・洪水など)によって対応が異なるので、災害の状況を児童生徒等に周知させる。
- ・ 状況に応じて、授業中止、避難誘導、下校等の指示を的確に行う。
- ・ 避難させる場合は、避難経路、避難場所、危険物等を的確に指示し、誘導する。広域避難場所など自校以外の避難場所をあらかじめ把握しておく。
- ・ 避難、下校に際しては、必要に応じ、警察署、消防署、家庭等に連絡、協力を求める。
- ・ 下校させるのが危険だと判断された場合には、学校で待機させる。また、可能であるならば、保護者に迎えに来てもらうなどの対応をとる。

○在宅時

- ・ 各学校は、年度初め、学期初めなど事前に、措置の内容や学校と家庭との連絡の方法など、各家庭に周知徹底する。
- ・ 台風来襲等が予測されるときは、状況に応じ、前日の下校時に、児童生徒等に対し翌日の登校について適切に指示する。また、必要に応じて通学路の変更を伝える。

- | | |
|---|---|
| 1 | ○：〇〇までに暴風警報が解除された場合は平常授業とする。 |
| 2 | ○：〇〇～○：〇〇に暴風警報が解除された場合、△限目もしくは□時間後からの始業とする。 |
| 3 | ○：〇〇現在で暴風警報発令中の場合、臨時休業とする。 |

- ・ 必要に応じ、児童生徒等の家庭へ連絡する。

○校外学習中

- ・ 事前に下見を行い、危険な場所がないかなどの安全面の点検を行っておく。
- ・ 現地では気象情報を入手するとともに、警報等の発令時には地元の防災機関からの情報等を学校に連絡し、校長の指示により計画の変更、避難などの措置をとる。

《教職員による風水害への防災活動》

- 強風による転倒・移動のおそれのあるものの固定、風圧によるドアの開閉や窓ガラスの飛散によるけがの防止など、予想される被害に対し事前に適切な処置をする。
- 教職員は警報等の発令状況により、配備につく。
- 警報等が解除されて児童生徒等が登校するまでに施設等の安全点検を行い、破損箇所の応急の修理や、立ち入り禁止等の指示を徹底する。

4 Jアラートによるミサイル発射情報が発信された場合の対応

児童生徒等には、必要以上に不安にさせることがないように、十分、配慮しながら、次のような事項について周知を図るなど、実態に応じた安全指導を行うこと。

《速やかな避難行動と情報収集》

○落ち着いて、直ちに次の行動をとる。

屋外にいる場合

⇒ できる限り頑丈な建物や地下（地下街や地下駅舎などの地下施設）に避難する。

建物がない場合

⇒ 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。

屋内にいる場合

⇒ 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

＜近くにミサイルが落下した場合＞

○屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ密閉性の高い屋内又は風上へ避難する。

○屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

○正確かつ迅速な情報収集

Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集する。

行政からの指示があれば、それに従って落ち着いて行動する。

《登下校時の留意事項》

○ミサイルが上空通過、大阪府域外に落下した場合

⇒ Jアラートの続報などでミサイルが上空を通過したことや海上等に落下したことの確認が取れた場合は、原則として登下校を再開する。

○ミサイルが大阪府域内に落下した場合

⇒ Jアラートの続報、テレビ、ラジオ、インターネット等から情報収集し、安全を確保できるように落ち着いて行動する。

※安否確認の方法についても⁷安否確認(P33)を参考にするなどして検討しておくこと。

《バス利用時の行動や学校との連絡方法》

支援学校の通学バスや校外活動時など、あらかじめバスの委託業者と確認しておく。

＜バス利用時の対応＞

Jアラートが発信された際には、原則として、速やかにバスを安全な場所に停車させる。

その後、乗車している児童生徒等の人数や状況に応じて、可能な場合には、児童生徒等を頑丈な建物等に避難させる、車内で姿勢を低くさせるなどの対応を行う。

（支援を要する児童生徒等に関しては、落ち着いて行動ができるように配慮すること。）

（大阪府教育庁作成「Jアラートによるミサイル発射情報に対するガイドライン」より抜粋）

6 二次対応

地震などの災害が発生した後、次に発生する災害から避難するための的確かつ迅速な対応が求められる。正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動、応急手当、勤務時間外の参集にいたるまで、教職員による体制を整備しておくことが重要である。

1 被害状況の把握

- ラジオやテレビ、インターネット等や関係機関との連絡で災害の情報を収集する。
(災害の内容や規模、地域の被害状況、津波の発生状況等)
- 校舎や運動場等で危険と思われる場所に、立ち入り禁止の貼り紙やロープを張るなどして、二次災害を防ぐ。
- ガス・水道管の破裂、噴出については、二次災害を防ぐために早急に対応する必要がある。関係機関に連絡すると同時に、教職員が元栓を閉めなければならない場合がある。日頃から、全教職員が元栓の場所を確認しておくことが大切である。また、阪神・淡路大震災では、漏電が火災の一因ともなったので、ブレーカーの位置を確認しておく必要がある。
- 薬品類の容器破損を原因とする火災の発生も起こり得るので、薬品の中和剤や消火器の設置を考えておく必要がある。

2 臨機応変な判断と避難

避難行動	周囲の様子を的確に把握する	<p>激しい揺れがおさまったらあわてず、騒がず周囲の様子を的確に把握し、その場が危険でないか判断する。</p> <p>○鉄筋校舎は比較的安全なことから、あわてて外へとび出さない。揺れがおさまったあとは、火災発生も予想されることから、マニュアルに従って運動場等へ避難する。津波の危険地域の学校においてもマニュアルに従って避難する。</p> <p>○避難行動は、「お・は・し・も」の原則（P15）を徹底する。</p> <p>○火災の場合はハンカチ等を鼻と口にあて、煙に遭遇したときは低い姿勢で避難する。</p> <p>○放送（使用できない場合はハンドマイク、メガホン）で避難場所及び避難方法を的確に指示する。</p> <p>○海岸、川岸、崖下から早く遠ざかる。</p> <p>○乗り物に乗車中は、運転手等関係者の指示に従う。</p> <p>○津波浸水域内の学校においては、津波情報によって必要があれば、二次避難場所への水平避難又は垂直避難のいずれかの措置を取る。</p> <p>○登下校中に地震に遭遇した場合は、原則的には学校、通学路上の避難場所、家庭の3つの中で、距離的、時間的に最も近いところに避難するなどの指導をしておく。落ち着いたら、学校や家庭へ連絡する。</p>
	安全な場所へすみやかに避難する	

3 応急手当

- 負傷者の確認及び、負傷者がいる場合は応急手当を行う。心停止の場合、すぐに心肺蘇生法を行うとともに、AEDをすみやかに使用し、救急車を手配する。
- 児童生徒等の不安への対応を行う。

4 災害対策本部の設置

- 児童生徒等の安全がいったん確保された段階で、その後の対応、対策を考え行動していくために、災害対策本部を設置する。
- あらかじめ作成されている防災組織及び役割分担（P6～7）に沿って対応するが、状況に応じた臨機応変な対応が求められる。

5 教職員の参集

- 勤務時間外に災害が発生した場合、教職員は各学校等において定められた非常配備時の参集計画などに基づき、あらかじめ定められた勤務場所へ参集しなければならない。
- 教職員は自身の参集場所等をあらかじめ確認し、参集後は災害時の災害等応急対策活動に就けるようにしておく。
- 災害発生時に備え、学校設置者によって定められている非常参集体制計画等が記載された防災必携などを準備しておくことも有効である。

○防災必携の例（大阪府教職員防災必携）

大阪府教職員防災必携
～府民の安全・安心の確保が職員の使命です！～

★非常配備が発令された場合の参集場所は決まっています。
・教職員は原則として配備区分に従って勤務場所に参集。
・学校所在地に避難指示等が発令されている場合は、避難区域には立ち入らず、自身の安全を確保して待機する。

★非常配備時の参集について確認します。
私は非常「 」号配備員です。

★勤務時間外に府域で地震が発生したときの行動は？

震度4 非常1号自動配備	震度5弱又は5強 非常2号自動配備	震度6弱以上 非常3号自動配備
連絡が取れる体制	配備員等参集	全職員参集

○府内で震度5以上の地震が発生した場合、各校で定めた配備区分に従い参集する。交通機関の途絶により参集が困難な配備員等は管理職等に連絡し、参集の目的を伝える。
徒歩又は自転車によって参集しましょう
(自動車使用は禁止です。)
服装は活動しやすいものを着用しましょう
(※参集困難の目安は、概ね勤務場所から徒歩20km圏外、自転車で40km圏外に居住している場合とする。)

◎災害対応にあたっては、次のことに留意して下さい。

★非常配備が発令されたら

- ①自身、家族の安全を確保、安全な場所に避難する。
- ②被災した場合は、応急手当をする。
- ③安全確認後、テレビ・ラジオ等で正確な情報を入手し、予め各所属で決めた方法により、安否情報、参集時期の目途などを報告し、勤務場所に参集する。

★初動対応には被害把握が不可欠です
初動対応には概括的な被害情報でも重要です。
被害状況等について気付いたことを参集後、可能な範囲で管理職等に報告して下さい。

◎被害把握のポイント◎

- 確認日時・確認場所
- 被害の概要(人・建物・鉄道・火災等)

※生徒等の通学に支障がないかどうか等は重要な情報

★自身の役割を認識
参集後は災害時の災害等応急対策活動に就きます。
予め各校の『防犯及び防災計画』を確認しておいて下さい。

7 安否確認

休日や登下校中などに大規模災害が発生した場合には、児童生徒等の安否確認を速やかに行う必要がある。

災害発生時には、電話回線が混み合い、停電等により電話が不通になる等の理由により、児童生徒等の安否確認に多くの時間を要することが考えられる。

このような不測の事態に対処できるよう、通常時の連絡方法に加えて、複数の通信手段による連絡方法を確立する必要がある。例えば ICT を利用する場合は、学校ホームページに緊急時連絡用ブログや掲示板等を整備し、児童生徒等および保護者への連絡方法を確立するほか、事業者が提供する安否確認システムを利用する等の方法が考えられる。この場合、安否確認の方法、安否情報を集約し状況把握する手段の確立等、児童生徒等・保護者が利用することを想定した運用方法の確立が必要である。

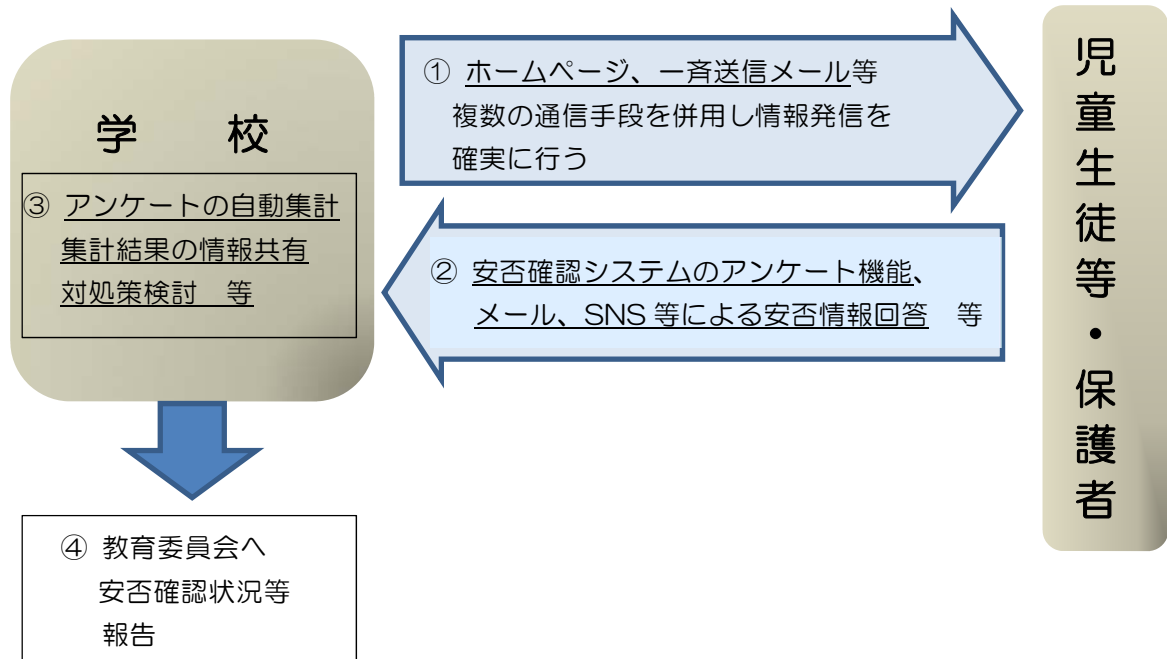
1 ICT を利用した安否確認

(ア) 安否確認の内容

安否確認の内容には、以下のような事項が考えられる。

安否確認の内容 (例)
○児童生徒等及び家族の安否・けがの有無・居場所 (避難先)
○被災状況 周りの状況(一緒に居る友達、けがをしている人等)
○今後の連絡先・連絡方法 等

(イ) 安否確認の流れ



(ウ) 安否確認の方法（参考例）

○Webに公開されたアンケートへの回答

- ・あらかじめアンケート(年・組・出席番号・けがの有無等)のフォームを作成し、Web上に公開する。
- ・アンケート公開サイトのURLを事前に児童生徒等・保護者に周知し、「お気に入り」等に事前登録するよう依頼する。
- ・緊急時に、児童生徒等・保護者は、アンケート公開サイトのURLにアクセスし、アンケートに回答する。児童生徒等・保護者の安否情報を早急に集約し、情報共有するためには、学年ごとのURLを作成する等、運用面での工夫が必要。

公開サイトURL(例)

<https://docs.ooo.com/forms/d/...../viewform>

にアクセス ⇒

○SNS等のコミュニケーションツールの利用

- ・コミュニケーションツールのアプリケーションを利用するため、管理者がアプリケーションのアカウントを取得し、事前にクラス単位のグループを作成。
- ・管理者は、グループへの参加方法を生徒や保護者に伝え、グループ登録を依頼。
- ・グループ内でコメントを共有することにより、緊急時には安否確認に利用する。

(エ) 適切な運用

児童生徒等のICT環境を踏まえ、適切な安否確認手法を検討する必要がある。

速やかに安否確認を行うためには、各校が準備したツールを適切に利用できるよう、日頃から慣れておくことが必要となるため、交通機関のダイヤ乱れにより、校時を変更する場合や、避難訓練の実施に合わせて安否確認ツールを使用する等、計画的な訓練を実施する。

また、小中学校においては、緊急時の児童生徒への携帯電話等の使用について、各市町村、学校のガイドラインに則った指導を行う。

2 その他の安否確認

○地域の自治会組織やPTA組織、同窓会組織との連携体制を確認しておくなど、あらかじめ災害時の連絡方法について体制を整えておくことが大切である。

○家庭訪問、避難所巡回により対応する必要がある場合には、教職員が二次災害に巻き込まれることのないよう注意が必要である。

8 下校・引き渡し・待機

地震の規模や、被災状況により、児童生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すかなどの判断をしなければならない。また、震災の発生時には、学校から児童生徒等の安否情報や学校の被災状況についての情報提供を行う必要がある。ただし、通信手段の混乱が続いている場合に関しては、相互の通信にこだわらず、学校からの情報発信は確保できるようにしておく。

1 児童生徒等の下校・引き渡し

- 引き渡しについては、手順を明確にし、あらかじめ学校と保護者の間でルールを決めておく。
- 年度初めに、児童生徒等一人ひとりの「引き渡しカード」を用意しておき、引き渡しの際に利用する。
- 下校または引き渡しについては、交通事情や児童生徒等の居住地の被災状況、津波等の二次災害の危険性にも十分配慮した上で行う。
- 緊急時における保護者への連絡等、児童生徒等の携帯電話の校内での使用については、各市町村や学校のガイドラインに従って行う。

2 待機する児童生徒等への配慮

- 児童生徒等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせて落ち着かせる。
- 必ず教職員が付き添い、児童生徒等に安心感を与える。
- 落ち着いた段階で自宅に送り届ける。家族が不在の場合は張り紙をしておき、引き取り者が来るまで学校で預かる。
- 児童生徒等には不安感を抱かせないように心のケアに努める。
- 電話や通信機関が復旧すれば、勤務先又は緊急連絡先に連絡をとる。

3 学校から保護者への情報提供

○学校から保護者への情報提供については、安心と信頼を得るための最大の手段であり、児童生徒等の安全の確保にもつながる。学校から保護者への情報提供は以下のようなものが考えられるが、複数の手段を組み合わせ、児童生徒等の安否情報などの提供を行うようにする。

① 一斉送信メール配信の構築

「緊急連絡システム」として、保護者から携帯電話やパソコンのメールアドレスの提供を受け、一斉に状況を配信できるシステムを構築する。

② 学校ホームページの充実

学校のホームページ内に「緊急なお知らせ」等のコーナーを設けることや、携帯電話でも情報を閲覧できるように整備を進め、学校の状況等について、最新の情報提供に努める。

③ 災害用伝言ダイヤルの活用

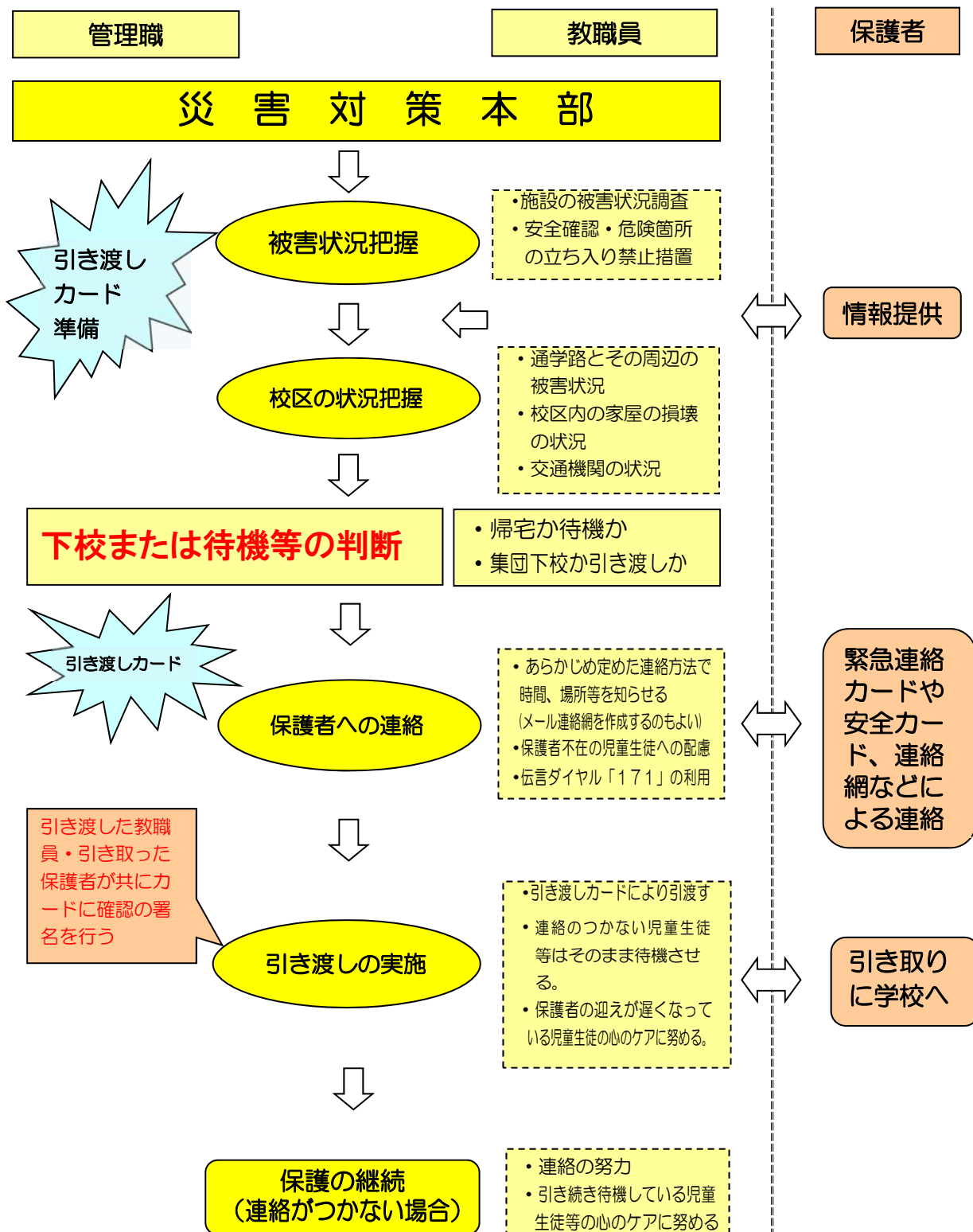
災害用伝言ダイヤルは、より確実に連絡が取れる手段であるが、使用に際しては制約があるので確認を要する。（個人的な使用にのみ利用すること。）

※教職員連絡体制の整備

緊急メールや電話連絡による連絡体制を整備する。

4 児童生徒等の引き渡しマニュアル・引き渡し緊急連絡カード（例）

児童生徒等の引き渡しをスムーズに、また、確実にを行うために、緊急連絡カードを兼ね備えた引き渡しカードを学年開始時に作成しておく。カードは、緊急時すぐに活用できるように児童生徒等の居住地ごとに整理しておき、新しい学年になったときは速やかに新しいカードを作成する。訓練等を通して引き渡しの順序を確実に周知し、保護者が昼間家庭にいない場合も想定し、緊急時における速やかな連絡と引き渡しの方法を整えておく。また、保護者との面識がないということがないよう、日頃から面談等の機会を通じてコミュニケーションを図っておくことも大切である。



第1章

第2章 学校防災における危機管理

第3章

第4章

第5章

【児童生徒等の引き渡し・緊急連絡カード（例）】

児童生徒名（ふりがな）	性別（男・女）	年 組 番
保護者名（ふりがな）	住所	
引き取り者名 ※引き取り者になる可能性の高い順とし、()の中には児童生徒との関係を記入してください。		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">引き取り者 1</div> 氏 名 _____ (_____) 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">引き取り者 2</div> 氏 名 _____ (_____) 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">引き取り者 3</div> 氏 名 _____ (_____) 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">引き取り者 4</div> 氏 名 _____ (_____) 緊急連絡先 _____ TEL _____ メール _____	
本校に在籍するきょうだい ()年()組()番 名前(_____) ()年()組()番 名前(_____)		
当日の引き取り者（1 2 3 4 その他 _____）		避難場所
引き渡し日時（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分		教職員名
引き取り者 署名欄		

..... 引き渡し時にきりとる

引き取り者 控え		
児童生徒名（ふりがな）	性別（男・女）	年 組 番
引き渡し日時（ ）月（ ）日（ ）時（ ）分		教職員名

※下のような引き渡し一覧表を作成しておくこと事後の確認に役立つ。

年	組	番号	氏名	安否確認	引き渡し	欠席・早退	きょうだい関係

9 避難所協力

大規模災害時には指定されている学校はもちろん、指定されていない学校も避難所となることが予想される。避難所運営は本来的には防災担当部局が責任を有するものだが、担当者に引き継ぐまでの期間、教職員が避難所開設などについて協力を要する場合が考えられる。

しかしながら、災害時における教職員の第一義的役割は、児童生徒等の安全確保・安否確認、教育活動の早期正常化であり、教職員が不在の時間帯に災害が発生する確率が高いことも含め、事前に防災担当部局や地域住民等関係者・団体と体制整備を図り、できる限り地域住民等が主体的に開設・運営ができる状況を作っておくことが重要である。

1 学校が避難所となる場合の運営方策（大規模災害時初期対応マニュアル等）

- 避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所となる場合の運営方策（大規模災害時初期対応マニュアル等）を事前に作成し、地域住民や帰宅困難者が避難してくる事態に備えておく。
- マニュアル作成の際には防災担当部局等と連携し、各学校の立地の状況等に合わせて作成する。

2 学校施設が避難所となる場合のプロセス（例）

	災害状況等	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 ↓ 地域住民等の学校への避難	・施設設備の安全点検 ・開放区域の明示・避難者の誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の救助開始	避難所の開設 ↓ 避難所の管理・運営	・関係機関への情報伝達と収集 ・水や食料品等の確保 ・備蓄品の管理と仕分け、配布等 ・衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検	近隣地域からの救援物資等 ↓ 自治組織の立ち上がり ↓ 自治組織の確立	・自治組織への協力 ・ボランティア等との調整 ・要支援者への協力 等
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 ↓ 避難所機能の解消と学校機能の正常化	・学校機能再開のための準備
↓ 日常生活の回復			
※ 教職員が少人数で運営を担う場合もあることを考えておくこと。 ※ 児童生徒等の安全確保や授業再開時の混乱防止等のため、児童生徒等と避難者のスペースや動線を分けておくこと。			

【学校等の防災体制の充実について（第一次報告） 平成7年11月 文部科学省】

学校が避難所となる場合、学校として、当該市町村の災害応急対策に協力しているものと位置付けることが可能であり、避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務に従事することは、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上、職務として取り扱って差し支えなく、通常、公務災害補償等の対象となるものと考えられる。

第1章

第2章 学校防災における危機管理

第3章

第4章

第5章

10 教育活動の再開に向けた対応（応急教育）

災害発生後における学校機能をできるだけ早期に回復するため、設置者等と協議、連携して地域の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

また、教育委員会等と、児童生徒等及び通学路、施設等の状況を総合的に判断して教育活動再開の時期を決定し、児童生徒等・保護者へ連絡することが必要である。

1 児童生徒等、教職員の被災状況把握と施設・設備等の確保

- (ア) 児童生徒等、教職員の被災状況や避難先を把握し、連絡がとれるようにしておく。
- (イ) 学校の設置者に対して、被害状況を報告するとともに、必要な情報の収集・伝達に当たる。
- (ウ) 応急危険度判定士※等の専門家に安全点検を依頼し、施設の状況を確認する。
- (エ) ライフラインの復旧状況を把握するとともに、応急対応が必要な場合には関係機関に協力を依頼する。
- (オ) 被害が著しい場合には、仮設校舎の建築等を検討する。

※ 応急危険度判定士とは、「応急危険度判定」（地震等の災害で被害を受けた建築物について、余震等による倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定すること）を行うため、指定された講習を受講し、都道府県等に登録されている建築士等

2 教育環境の整備

- (ア) 学校施設が避難所となる状況が長期化した場合の対応について、避難所運営組織等と協議する。
- (イ) 教科書や学用品の滅失およびき損状況を把握するとともに、不足教科書等の確保に努める。
- (ウ) 必要に応じて転出入の手続きを行う。

3 給食の再開

- (ア) 施設、設備の安全性を確認する。
- (イ) 保健所等に衛生面の検査を依頼する。
- (ウ) 食材の確保、物資や給食の配送方法等について、自治体等の関係機関と協議する。

11 心のケア

災害に遭遇した児童生徒等は、心身に何らかの影響を受ける。災害直後から一ヶ月の間に、著しく重篤な一過性の症状が現れ、身体症状が表面化し、精神症状が生じてくる場合もある。

さらに、災害後一ヶ月以降に種々の精神症状が生じる場合を外傷後ストレス障がい(PTSD)という。現れ方は多様で、症状の程度は児童生徒等によって異なるが、日常の生活だけではなく、その後の成長や発達にも大きく影響する。そこで、適切な心のケアを早期に行うことが重要となり、日頃からの取組みも必要である。

1 対応方針の策定と校内体制の整備

- (ア) 日頃より学校保健委員会等を活用し、教職員が臨機応変に対応できる弾力的な支援体制を確立しておく。さらに、心のケアに関し、専門家を含めた危機対応チームを災害の状況に応じて編成できるようにしておく。
- (イ) 常に教職員の共通理解とチームワークを確保するよう努めておく。
- (ウ) 日頃より、心のケアの基本を身につける研修や事例研究を取り入れた校内研修等を実施する。

2 家庭、地域社会との連携

- (ア) 日頃より、児童生徒等との心のつながりを大切にし、児童生徒等や保護者との信頼関係を築いておく。
- (イ) 被災により心のケアを必要とする児童生徒等の家庭とは十分な情報交換を行う。その際、学校として組織的に対応する。
- (ウ) 被災後、児童生徒等に専門家や関係機関への相談を勧める際には、保護者の理解を得て行う。
- (エ) 災害後、学校が地域社会(P T A、子ども会、青少年団体、ボランティア等)と連携して、児童生徒等の心身の健康をサポートするように努める。具体的には遊び場の確保、児童生徒等への言葉かけ、児童生徒等を見守るパトロール等である。

3 関係機関との連携

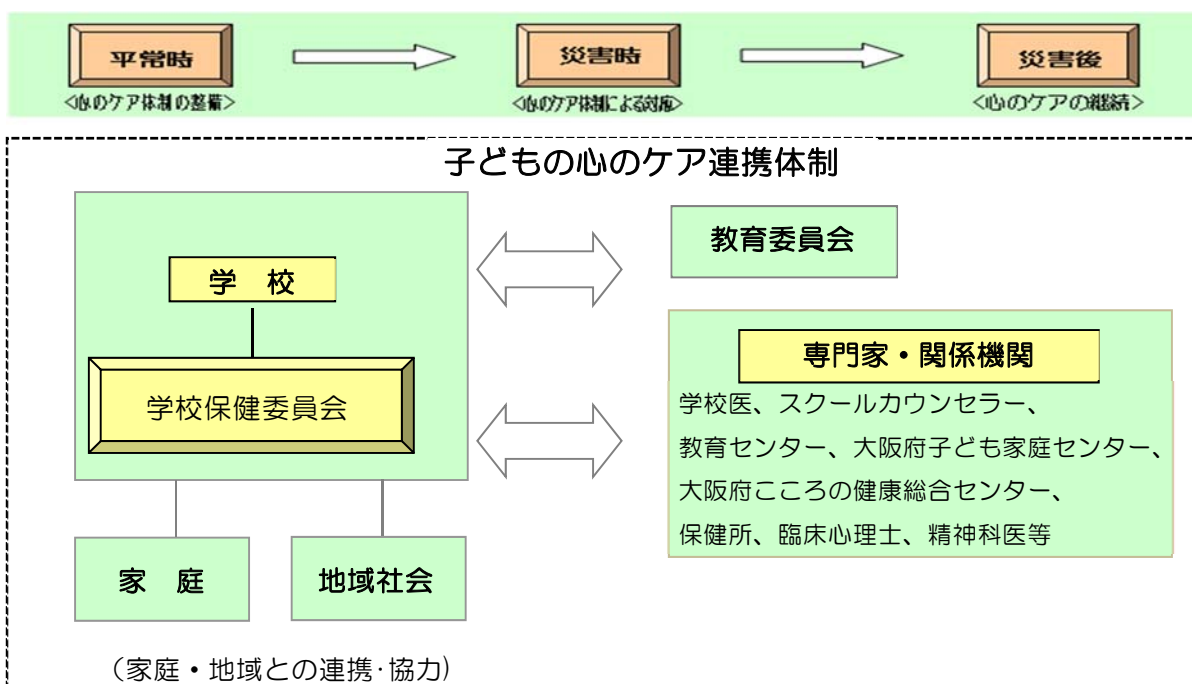
- (ア) 日頃より専門家や関係機関と連携を図り、災害が発生した時、すぐに対応できる体制を整えておく。
- (イ) 災害後、定期的にスクールカウンセラー等と打ち合わせを行い、効果的な教育相談活動に努める。
- (ウ) 心のケアが必要な児童生徒等や支援の必要な家庭には、状況に応じて専門家や関係機関と連携を図るよう働きかける。
- (エ) 専門家や関係機関と連携を図る際には、保護者の理解を得ながら慎重に行い、教育相談の担当者等が家庭や専門家、関係機関、担任との連絡調整を図るコーディネーター的役割を行う。

4 心のケアに必要な児童生徒等への対応

- (ア) 外傷後ストレス障がい(PTSD)を予防するためには、早期対応に努め、状況に応じて継続的に対応する。
- (イ) 児童生徒等の発達段階により症状の特徴が異なるため、それを見極め、それに合った対応方法で当たる。

第2章 学校防災における危機管理

- (ウ) 問題の原因を決めつけず、児童生徒等の話を十分に聴き、児童生徒等の立場に立ち、共感をもって接する。
- (エ) 児童生徒等が訴える苦痛や反応は、決して異常なものではないことを継続的に伝え、安心感を持たせる。
- (オ) 身体症状（頭痛、吐き気等）が認められる場合は、必要に応じ治療を勧めると同時に精神面の配慮を行う。
- (カ) 児童生徒等自身が問題を解決していけるよう支援に努めるとともに、児童生徒等に寄り添い、安心感を持たせる。



【教職員の役割（例）】

管 理 職	教 職 員	養 護 教 諭
<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒等の安否の確認、被災状況、心身の健康状態の把握（家庭訪問、避難所訪問） • 児童生徒等の心身の健康状態に関する教職員間での情報共有 • 障がいや慢性疾患等、個別の支援が必要な児童生徒等に関する教職員間での情報共有 • 保護者との連携（家庭での健康観察の強化依頼） 		
<ul style="list-style-type: none"> • 臨時学校環境衛生検査の実施について検討 • 児童生徒等の心のケアに向けた校内組織体制づくり（役割分担の確認） • 教職員の健康状態の把握及び心のケア • 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり（全体計画の作成） • 心のケアの対応方針の決定と共通理解 • 地域の関係機関との協力体制の確立 • 安全安心の確保への対応・被害の拡大、二次的被害の防止 • 報道機関への対応 	<ul style="list-style-type: none"> • 児童生徒等の家庭の被災状況の把握・健康観察の強化 • 学校再開に向けての準備 • 学校内の被害状況、衛生状況の調査・安全の確保・教職員間での情報の共有 • 養護教諭との連携 	<ul style="list-style-type: none"> • 管理職・担任等との連携等 • 保健室の状況確認と整備 • 学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）、スクールカウンセラー、専門機関等との連携 • 心のケアに関する啓発資料の準備

【健康観察のポイント①】

児童生徒等に現れやすいストレス症状	
体の健康状態	心の健康状態
<ul style="list-style-type: none"> ・食欲の異常（拒食・過食）はないか。 ・睡眠はとれているか。 ・吐き気・嘔吐、下痢・便秘が続いていないか。 ・頭痛が続いていないか。 ・尿の回数が異常に増えていないか。 ・体がだるくないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか。 ・落ち着きのなさ（多動・多弁）はないか。 ・イライラ、ビクビクはしていないか。 ・攻撃的、乱暴になっていないか。 ・元気がなく、ぼんやりしていないか。 ・孤立や閉じこもり、無表情になっていないか。
<p>※災害時における児童生徒等への対応は、基本的には平常時と同様である。迅速に適切な対応が行えるよう、平常時から児童生徒等の心のケアについて体制づくりをしておくことが必要である。</p>	

【健康観察のポイント②】

急性ストレス障害（ASD）と外傷後ストレス障害（PTSD）	
持続的な再体験症状	<ul style="list-style-type: none"> ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする。 ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる。（フラッシュバック）
体験を連想させるものからの回避症状	<ul style="list-style-type: none"> ・体験した出来事と関係するような話題を避けようとする。 ・体験した出来事を思い出せないなど、記憶があいまいだったり意識がとんだりする。（ポーっとするなど） ・人や物への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる。
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	<ul style="list-style-type: none"> ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない。 ・物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く。
<p>※自然災害などによる外傷後ストレス障害（PTSD）の症状は、被災してまもなく急性ストレス障害（ASD）の症状を呈し、それが慢性化してPTSDに移行するケースのほかに、最初は症状がめだたないケースや被災直後の症状が一度軽減した後の2～3ヶ月後に発症するケースもある。このため、被災後の健康観察は、なるべく長期にわたって実施することが肝要である。</p>	



3章

配慮を要する児童生徒等への対応

障がいや疾病等のある児童生徒等は、自分自身を守り避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。学校においては、一人ひとりの予想される困難を理解し、家族と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要がある。なお、障がい種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する必要がある。

障がいや疾病のある児童生徒等に対する防災教育は、発達段階や疾病の状況を考慮して行い、指示に従い落ち着いて行動ができるように日ごろから指導しておくとともに、日常のさまざまな活動や交流を通して、児童生徒等がお互いに協力する態度を身に付けることも大切である。

1 障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい状況

障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい状況としては、以下のような例が考えられる。

情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> 危険認知が難しい場合がある。 落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい場合がある。 危険回避しようと慌てて行動することがある。 けがなどしても的確に訴えず、周囲が気づかないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動が難しい場合がある。 エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難が難しい場合がある。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> 薬や医療器具・機器がないと生命・生活の維持が難しい場合がある。 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある場合がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことの無い場面や急激な環境への対応が難しい場合がある。 不安な気持ちが被災により増幅され、感情のコントロールが難しくなることがある。

2 災害時の児童生徒等への配慮

(ア)初期対応・二次対応

簡潔な言葉や手話などで今の状況(地震発生等)の理解とこれからの見通しを持たせる。
(例)

- ・これからの見通し(保護者迎えまでみんなと過ごします、〇〇に避難します 等)

第3章 配慮を要する児童生徒等への対応

- ・避難の指示は肯定形で（押さない→ゆっくり、かけない→歩きます 等）
- ※避難訓練での見通しカードの絵カード、肯定形での指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。
- ※避難訓練を繰り返すことで、災害が起こったときにも見通しを持って行動できるようになる。

(イ)引き渡しと待機

児童生徒等の状況（パニックの有無、健康状態等）や自宅の被災状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する。

※自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる。

3 災害発生に備えた安全管理

(ア)避難訓練等

- ・日ごろから安全な避難経路を確保する。
- ・車いすや補助装具を使用して、所定の避難場所へ安全に避難できるかを確認する。
- ・授業中、休憩時間中、給食等、様々な場面を想定した避難計画を立て、各場面について避難訓練を行う。
- ・スムーズに避難できるよう校舎内、校庭等の整備、整理に努める。
- ・保護者と、連絡方法、児童生徒等の引き渡し方法、登下校時の対応、避難方法等について緊急時の対応を確認しておく。自主通学をしている児童生徒等に対しては、児童生徒等の通学経路と時間の目安、経路上の避難場所等を学校と保護者とが把握し、緊急時の役割分担などを確認しておく。
- ・寄宿舎においては、様々な場面（就寝時、自由時間、学習時間、食事の時間等）を想定し避難訓練を実施する。

(イ)児童生徒等への対応

- ・連絡先と障がいや疾病内容及び対応がわかるカードなどを常に携帯させ、緊急時には周囲の人に安全な場所に誘導を依頼できるようにしておく。
- ・防災教育を児童生徒等に指導する場合、障がいや疾病等の種類や程度、発達段階を考慮し実施する。自主通学をしている児童生徒等には、学校との連絡方法や家庭との連絡方法、通学経路途中の避難場所への避難等、緊急時の行動について指導する。

(ウ)医療機関との連携

- ・関係医療機関に緊急時の受診及び医師・看護師の派遣等を依頼しておく。
- ・発作や体調不良及び不測の事態に対応できるよう、日ごろから関係医療機関との連絡を密にしておく。
- ・保護者への引き渡しが必要な場合、学校の管理下にしばらく留め置く場合も考えられるため、児童生徒等の健康状態や投薬状況について把握、整理しておく。

(エ)バスでの対応

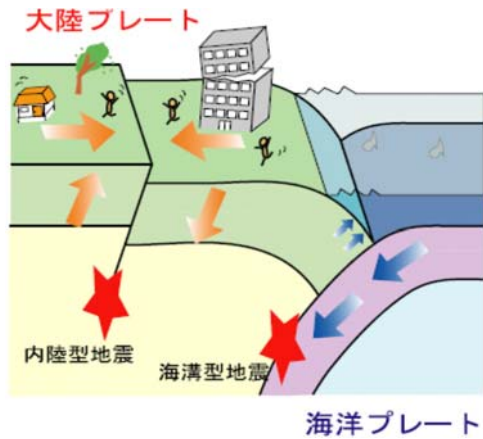
- ・通学バス内で被災した場合を想定し、学校との連絡、保護者との連絡、避難場所等安全確保について具体的に計画を立てておく。

※支援学校における防災教育の例を「第5章 4「支援学校の展開例」」に記載

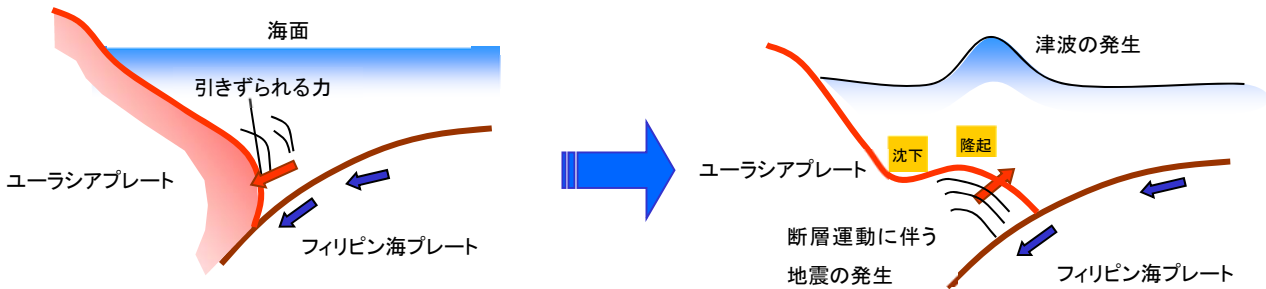
1 南海トラフで発生する地震



地球の表面は、厚さ100 kmほどのプレートという十数枚の岩盤から形成されている。プレートには海洋プレートと大陸プレートの2種類があり、海洋プレートは大陸プレートより重いため、2つのプレートがぶつかると、海洋プレートは大陸プレートの下へ潜り込む。この、潜り込むときに2つのプレートのさかい目に大きな力が働くことで地震が起こる。このとき発生する地震には、海溝型地震と内陸型地震の2種類がある。



フィリピン海プレートは、ユーラシアプレートの下に年間3~5 cm程度潜り込んでおり、プレート境界に南海トラフ(海底の細長い谷)が形成されている。ユーラシアプレートの端では、フィリピン海プレートの潜り込みにより徐々に歪が蓄積され、その歪が限界に達した時に海溝型の巨大地震が発生する。



■東海・東南海・南海地震の発生の歴史

発生年月日	マグニチュード	南海地震	東南海地震	東海地震
1605 2 3	7.9	同時	慶長地震	
1707 10 28	8.4	同時	宝永地震	
1854 12 23	8.4			安政東海地震
1854 12 24	8.4	安政南海地震		
1944 12 7	7.9			昭和東南海地震
1946 12 21	8.0	昭和南海地震		
2XXX XX XX	??	東海・東南海・南海地震発生のおそれ		

102年
147年
90年
32時間後
2年後

南海トラフでは、100年から150年の間隔で海溝型の地震が発生しており、最近では、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。

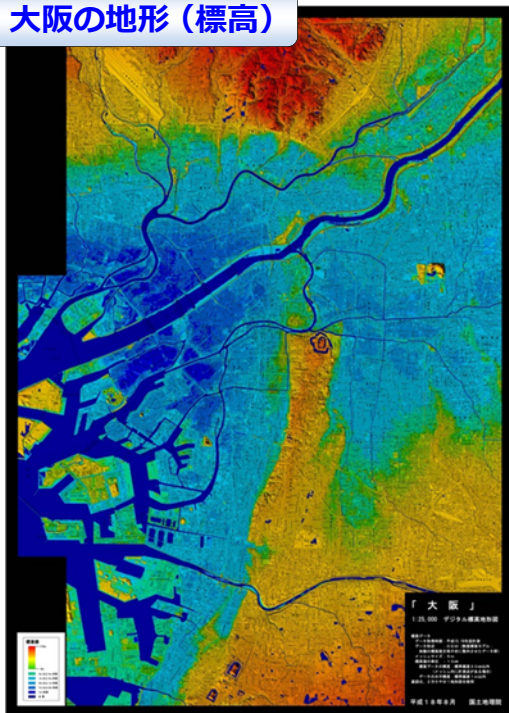
昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が破壊されずに残り、いわゆる東海地震の発生が以前から懸念されている。

また、昭和南海地震では、それ以前の地震に比べ規模が比較的小さかったため、次の地震エネルギーの蓄積が早く、今世紀前半にも東南海・南海地震が発生する可能性が高いといわれている。

南海トラフで発生が懸念されている巨大地震は、千年あるいはそれ以上の間隔で発生するものとされている。

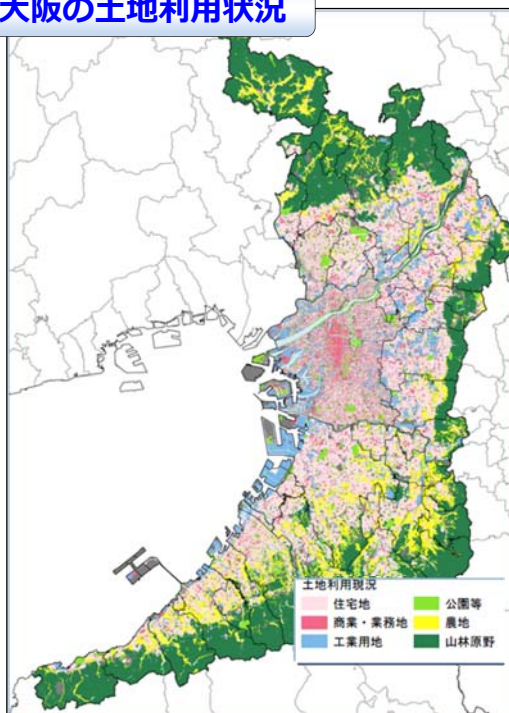
2 大阪の現状

大阪の地形（標高）



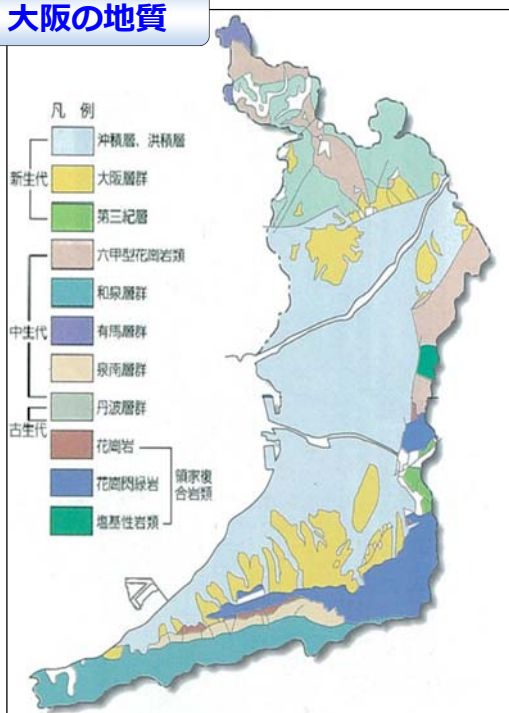
出典) 国土地理院 1:25,000 デジタル標高地形図
 大阪平野は、淀川や大和川から流されてきた土砂が堆積して形成されている。更に、江戸時代の新田開発による干拓等により、土地を拡大してきている。このため、広範囲に海面以下の土地（ゼロメートル地帯）が広がっている。

大阪の土地利用状況



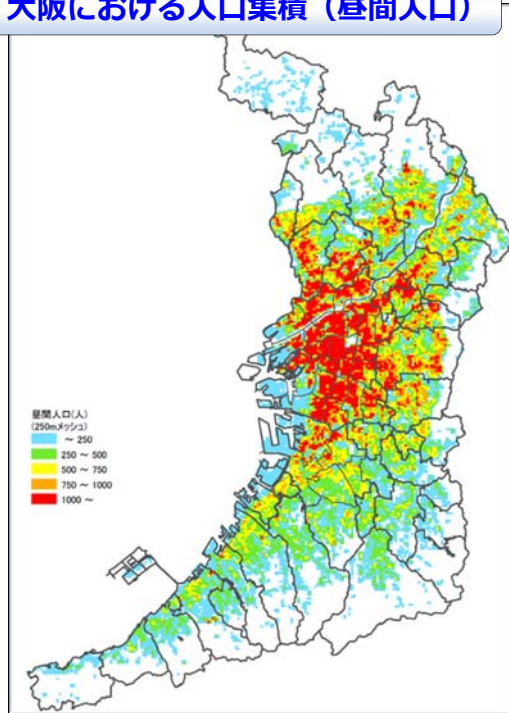
出典) 大阪府土地利用現況調査(H18)より作成
 平野部においては、工業・商業等の産業系土地利用が進んでおり、居住人口(夜間人口)を超える昼間人口を支える都市が形成されている。

大阪の地質



出典) 大阪府「今後の土砂災害対策の進め方」検討委員会報告書
 地質は、関東から九州へのびる断層系である中央構造線の北側に位置し、西南日本内帯に属する。山地は和泉層群、丹波層群や花崗岩類で形成されており、風化すると非常に脆弱な地質となっている。

大阪における人口集積（昼間人口）



出典) 国勢調査(H22)より作成 250mメッシュで表示
 産業の発達は雇用が促進されることとなり、大阪の昼間人口は居住人口(夜間人口)を大きく上回っている。

第1章

第2章

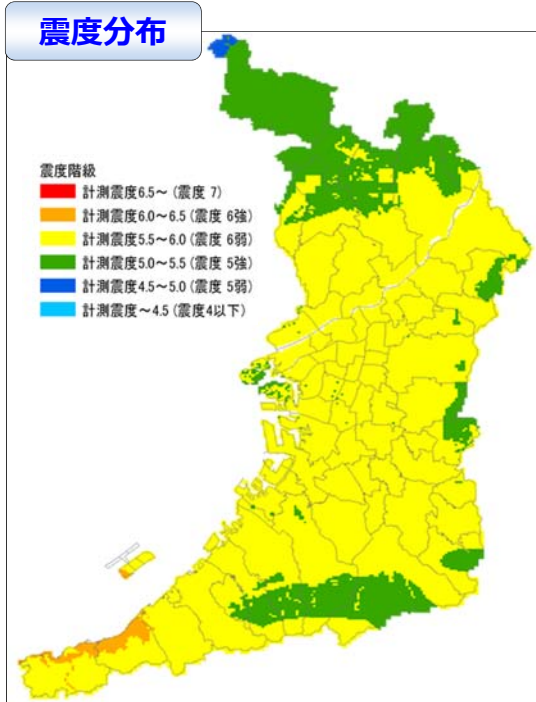
第3章

第4章 大阪府域における地震・津波被害

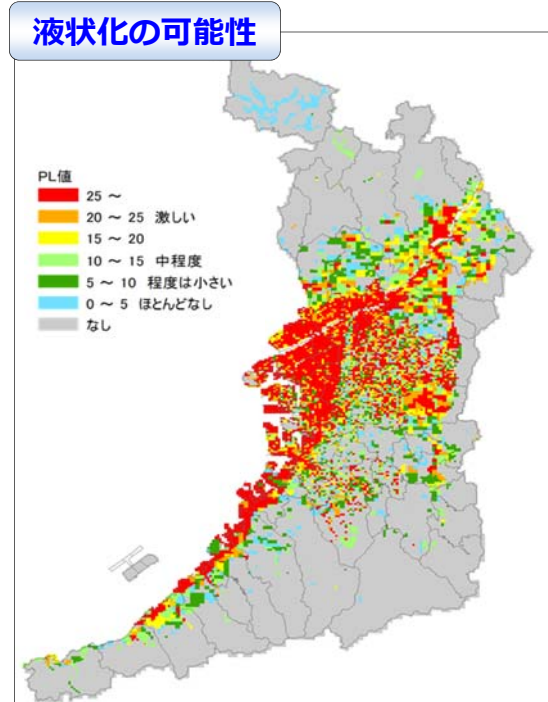
第5章

3 南海トラフ巨大地震の揺れ・津波の予想〔M9クラスの場合〕

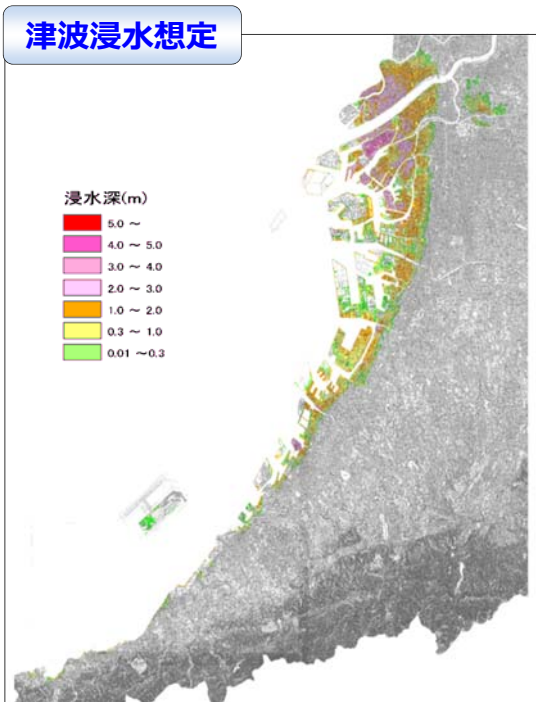
南海トラフを震源とし、千年又はそれ以上に1回来る可能性のある地震。西日本全域に広域災害となる可能性が指摘されている。被害の甚大さから、避難等が長期化することも予想されている。



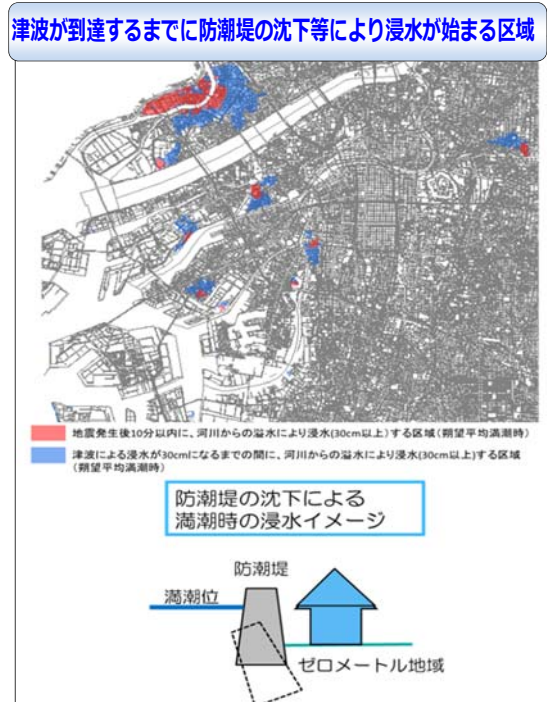
(出典) 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会
震度6強から震度5弱を観測し、海溝型地震の特徴として、長い時間の揺れとなる可能性が高い。



(出典) 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会
大阪の地質から、臨海部や旧河道等の内陸部に至るまで、液状化の可能性が高い。



(出典) 大阪府(H25.8.20公表)
南海トラフ巨大地震の津波は、防潮堤や水門等を越えて、臨海部だけでなく、大阪都心部等の広範囲に浸水する可能性がある。



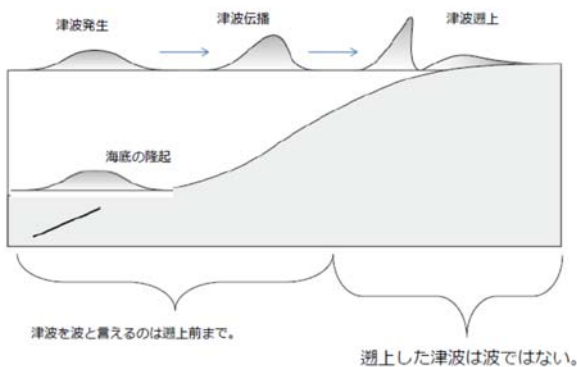
(出典) 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会
特に、この図の区域では、南海トラフ巨大地震における液状化現象により、防潮堤等が沈下し、河川からの流入が始まる可能性がある。

被害想定

想定地震		南海トラフ巨大地震
地震の規模		マグニチュード (M) 9.0~9.1 計測震度5弱~6強
建物全半壊棟数		全壊 179千棟 半壊 459千棟
出火件数 (炎上出火冬18時)		61
死傷者数 (冬18時)		死者 134千人 (津波の早期避難率が低い場合) 9千人 (津波の避難が迅速な場合) 負傷者 89千人 (津波の早期避難率が低い場合) 26千人 (津波の避難が迅速な場合)
避難者数		192万人 (内、避難所生活者数 118万人)
ライフライン	停電	234万軒
	ガス供給停止	115万戸
	電話不通	142万加入者
	水道断水	832万人
経済被害	資産等の被害額	23.2兆円
	生産・サービス低下	5.6兆円
	合計	28.8兆円

(出典) 大阪府地域防災計画

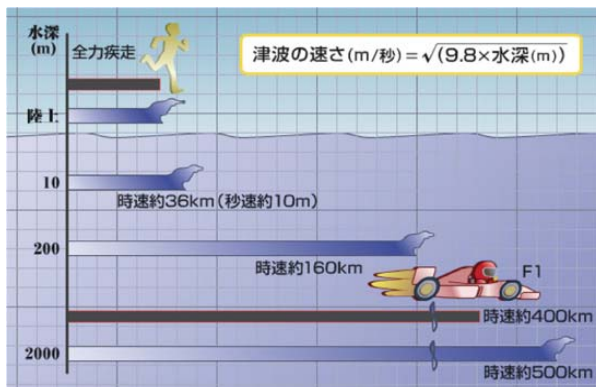
津波への備え



遡上した津波は波ではない。

波のイメージは間違い。

津波は「波」と書くが、波のイメージではなく、海面変動により、莫大なエネルギーを持った海水が無尽蔵に入ってくる。



(出典) 消防庁ホームページ

津波の速さは、海岸近くでは、オリンピック短距離走の選手並みの速さになる。



(出典) 大阪府津波・高潮ステーション

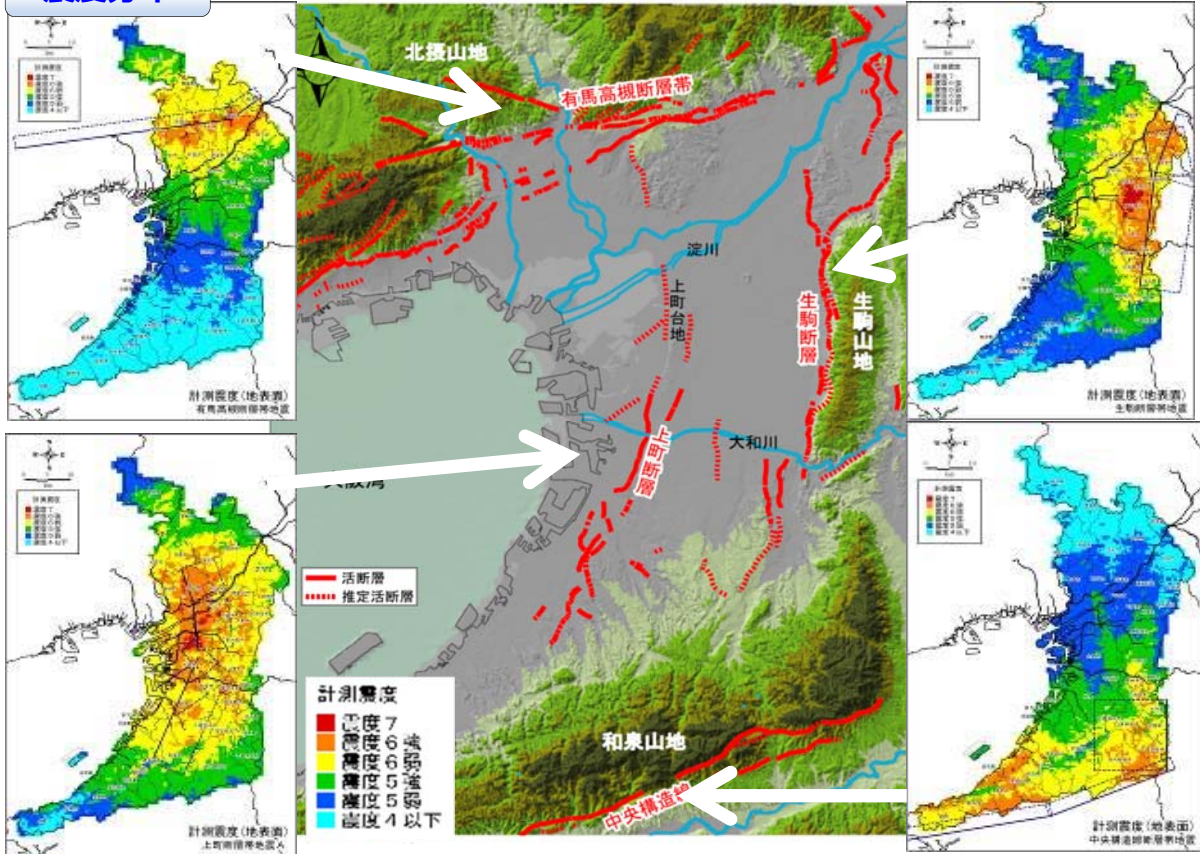
大阪府「津波・高潮ステーション」等で正確な知識を身につけることが重要である。

津波警報が出れば、河川や海岸には絶対に近づかず、近傍の津波避難ビル等の高所(3階以上)に避難。まずは、命を守る行動に出ることが必要である。

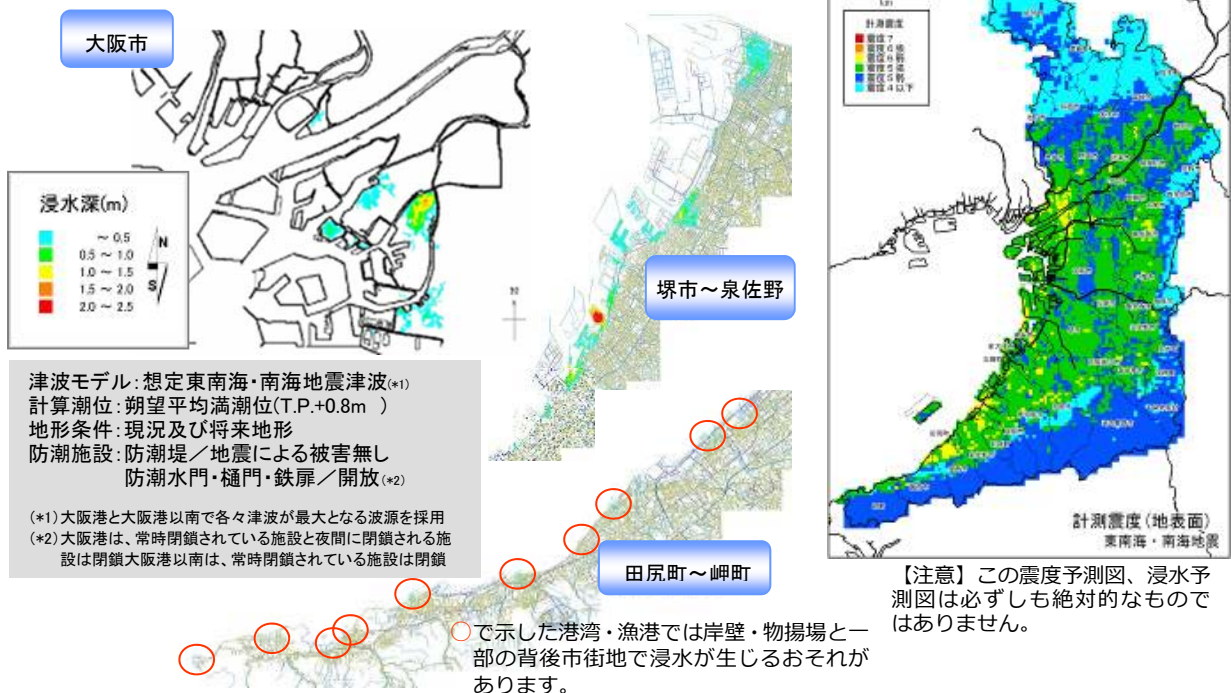
4 府域に被害を及ぼす恐れのある活断層と揺れの予測

大阪府では、府域に大きな被害を及ぼす恐れのある活断層による直下型地震や南海トラフでの地震が発生した場合の被害の予測を行っており、それぞれの地震の揺れの予測と津波による浸水の予測は次のとおりである。

震度分布



東南海・南海地震の揺れ・津波の予測〔M8.6クラスの場合〕



被害想定

想定地震	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード (M) 7.5~7.8 計測震度4~7	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度4~7	
建物全半壊棟数	全壊 363千棟 半壊 329千棟	全壊 219千棟 半壊 213千棟	全壊 275千棟 半壊 244千棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	538	254	349	
死傷者数	死者 13千人 負傷者 149千人	死者 6千人 負傷者 91千人	死者 10千人 負傷者 101千人	
罹災者数	2,663千人	1,515千人	1,900千人	
避難所生活者数	814千人	454千人	569千人	
ライフライン	停電	200万軒	60万軒	89万軒
	ガス供給停止	293万戸	128万戸	142万戸
	電話不通	91万加入者	42万加入者	45万加入者
	水道断水	545万人	372万人	490万人
経済被害	直接被害	11.4兆円	6.9兆円	8.3兆円
	間接被害	8.2兆円	5.2兆円	4.1兆円
	合計	19.6兆円	12.1兆円	12.4兆円

想定地震	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震	
地震の規模	マグニチュード (M) 7.3~7.7 計測震度3~7	マグニチュード (M) 7.7~8.1 計測震度3~7	マグニチュード (M) 7.9~8.6 計測震度4~6弱	
建物全半壊棟数	全壊 86千棟 半壊 93千棟	全壊 28千棟 半壊 42千棟	全壊 22千棟 半壊 48千棟	
出火件数 (炎上1日夕刻)	107	20	9	
死傷者数	死者 3千人 負傷者 46千人	死者 0.3千人 負傷者 16千人	死者 0.1千人 負傷者 22千人	
罹災者数	743千人	230千人	243千人	
避難所生活者数	217千人	67千人	75千人	
ライフライン	停電	41万軒	15万軒	8万軒
	ガス供給停止	64万戸	8万戸	-
	電話不通	17万加入者	8万加入者	-
	水道断水	230万人	111万人	78万人
経済被害	直接被害	2.8兆円	1.1兆円	1.4兆円
	間接被害	1.7兆円	1.4兆円	0.1兆円
	合計	4.5兆円	2.5兆円	1.5兆円

※経済被害/直接被害：建物資産・家財喪失、解体撤去費、道路・鉄道施設被害、ライフライン施設被害など

※経済被害/間接被害：応急仮設住宅設置費、交通被害によるユーザーコスト、ライフライン途絶、資本・労働喪失による産業の生産低下

(出典) 大阪府地域防災計画

5章

各教科等における防災教育の展開

ここでは、各校種ごとの目標と指導内容を記載した年間指導計画例及び具体的な授業展開例を示しており、それを行うにあたって参考となる大阪府内の施設や、役に立つリンクなども併せて示している。目標の設定にあたっては、学校の立地環境や地域の実情、児童生徒の実態等に応じ、適切に行われることが重要であり、さらに、校種の段階による指導の積み重ねが必要になってくる。

また、年間指導計画を作成する際には、教科等の年間指導計画はもとより、大阪府や各市町村の防災に関する行事等との調整を図り、防災教育が効果的に行われるよう工夫することも必要である。

1 小学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 <<例>> 53
- (2) 授業展開 <<例>>
 - ア まちたんけん【生活科】 55
 - イ 大和川のつけかえ【社会科】 57
 - ウ 突然、大雨にあったらどうする？
 ―総務省消防庁「チャレンジ！防災48」を活用して―【理科】 59
- (3) 授業実践 <<例>>
 - 【東大阪市立縄手東小学校 第6学年における授業実践】
 「総合的な学習の時間、特別活動」における防災教育の工夫 .. 61

2 中学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 <<例>> 63
- (2) 授業展開 <<例>>
 - ア どうする？災害時の情報確保と連絡手段 【特別活動】 65
 - イ 自然災害 【理科】 67
 - ウ 避難と避難後の行動を考える 【特別活動】 69

3 高等学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 <<例>> 71
- (2) 授業展開 <<例>>
 - ア 安心・安全な居住環境や住環境とは 【家庭（家庭総合）】 73
 - イ 大阪の災害に学ぶ 【地学基礎】 75
 - ウ 古文に残された災害の記録から防災について考える【国語（古典探究）】 .. 77
 - エ 災害等における「応急手当」の実践と防災について考える 【保健体育（保健）】 .. 79

4 支援学校の展開例

- (1) 防災教育年間指導計画 <<例>> 81
- (2) 授業展開 <<例>>
 - ア 自分の身を守る【小学部：生活・自立活動】 83
 - イ こんなとき どうする？【中学部：特別活動・自立活動】 85
 - ウ 避難訓練の事後学習
 ―備蓄について考える―【高等部：特別活動 ホームルーム活動】 .. 87

5 新学習指導要領等における主な防災教育関連記述

文部科学省 「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（H31）より抜粋

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

各教科等における防災教育の展開

1 小学校の展開例

(1) 小学校 防災教育年間指導計画 (例)

1 第1・2学年

(1) 目標

- ア 災害に関心をもつことができるようにし、災害時の安全な行動について考えることができるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険を感じ、大人の指示に従うなどして適切な行動がとれるようになる。
- ウ 災害時には、自分で危険を回避し、大人と連絡ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 火災や地震・津波が起こったとき、状況に応じた避難の基本的な行動を理解すること。
- イ 地域の通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、災害時の地域の安全を守るしくみについて理解すること。
- ウ 災害発生時にルールを守って行動しようとする事。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○心身ともに健康で安全な生活態度の形成 [学級活動] ○自分と人や社会のかかわり [生活科] ○避難訓練 (不審者想定) [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○心身ともに健康で安全な生活態度の形成 [学級活動] ○公共物や公共施設の利用 [生活科] ○避難訓練 (火災想定) [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○まちたんけん [生活科] 【展開例ア】 ○避難訓練 (地震・津波想定) [学校行事]

2 第3・4学年

(1) 目標

- ア 災害について基本的な理解ができ、災害を防ぐための工夫について考えることができるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険について関心を持ち、自ら危険を回避する方法を考えられるようになる。
- ウ 日頃から地域との関わりを持つことにより、災害発生時に、家族や友だち、地域の人たちと協力して危険を回避できるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 地域の安全を守る工夫を調べ、災害を防ぐ工夫について考えること。
- イ 日常生活の安全や災害時の備えについて理解すること。
- ウ 災害発生時に適切な行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人々の安全を守るための諸活動 [社会4] ○身近な地域や市町村の地形、土地活用、公共施設などの様子 [社会3] ○避難訓練 (不審者想定) [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○主として集団や社会とのかかわりに関すること [道徳4] ○避難訓練 (火災想定) [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○大和川のつけかえ [社会4] 【展開例イ】 ○地域の人々のくらし [総合的な学習の時間] ○避難訓練 (地震・津波想定) [学校行事]

第5章 各教科等における防災教育の展開

3 第5・6学年

(1) 目標

- ア 地域の災害の特性や防災体制について理解できるようになる。
- イ 災害により引き起こされる危険を予測し、災害時には、自ら危険を回避する行動ができるようになる。
- ウ 災害時には、家族や友だち、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 地域の災害について調べ、地域に起こりやすい災害や地域の防災体制について理解すること。
- イ 災害発生時に自ら考えて適切な行動ができること。
- ウ 災害に備えて自分たちにできることを考えること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○編集の仕方や記事の書き方に注意して新聞を読む【国語5】 ○地域の人々の暮らし【総合的な学習の時間】 ○避難訓練（不審者想定）【学校行事】 	<ul style="list-style-type: none"> ○天気の変化【理科5】 ○突然、大雨にあったらどうする？【理科5】 【展開例ウ】 ○土地のつくりと変化【理科6】 ○避難訓練（火災想定）【学校行事】 	<ul style="list-style-type: none"> ○我が国の国土の様子と国民生活との関連【社会5】 ○我が国の情報産業などの様子と国民生活との関連【社会5】 ○主として集団や社会とのかかわりに関すること【道徳】 ○避難訓練（地震・津波想定）【学校行事】

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省 平成25年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・夢や志をはぐくむ教育 小学校版（大阪府教育委員会 平成24年8月）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/yume/index.html>
- ・小学校道徳 読み物資料集（文部科学省 平成23年3月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1303863.htm

(2) 小学校 展開例 ア

まちたんけん

- 1 教科等名 生活科（1年及び2年）
（新学習指導要領との関連） 内容（3）地域と生活、（4）公共物や公共施設の利用
- 2 ねらい (1) 自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所と
かかわっていることが分かり、それらを大切にし、安全に生活することが
できるようにする。
(2) 安全を守っている施設や人々に気づき、災害時の安全な行動について考える。
- 3 指導計画 （15時間 展開例 11～12/15）
(1) 家から学校まで通う道や学校のまわりで危ないと感じたことを話し合う。
（1時間）
(2) 学校のまわりや自分たちが住む地域の安全を守る工夫について調べ、まち
たんけん安全マップを作ることを知り、学習の計画をたてる。（1時間）
(3) 通学路の様子、標識、公共物、公共施設、そこで働く人々などの安全を
守っている工夫について調べたり見学したりして、まちたんけん安全マッ
プをつくる。（8時間）
(4) まちたんけんをして見つけたことを話し合い、災害時に安全な行動をして
いこうとする意識を高める。（2時間）
(5) まちたんけん安全マップの発表会をする。（3時間）
- 4 展 開 （2時間配当）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 安全を守る工夫を示し、ど のような工夫なのか考える。	○指導者が用意した写真な どを示し、どのような工 夫がされているのかなど	・校区にある避難経路を示 す標識や海拔を示す標識 など
2 学習のめあてを知り、発表 ができるように準備する。	を考えさせ、本時の学習 活動につなげる。	
まちたんけんをして見つけたことを発表し 安全を守るために自分たちができることについて話し合おう		
3 まちたんけんをして見つけ た安全を守る工夫を発表す る。	○交通安全、自然災害、施 設内の安全確保、地域ボ ランティアの見守りなど項 目に分けてまとめていく。	・項目ごとに分けられる色 別のカードや付箋、シール など 総務省消防庁 防災 48
4 なぜこのような工夫が町に あるのかを考え、自分たちが できることを話し合う。	○安全な遊び方や公共施設 の利用の仕方、危険を予 測した行動などに気付か せる。	http://open.fdma.go.jp/ e- college/bosai/main/syo_ tei.html
5 お家の人に教えたいことを 書く。	○話し合ったことや気付い たことを書かせる。	・手紙形式のワークシート やカードなど

第5章 各教科等における防災教育の展開

5 評価 通学路における危険な箇所や、安全を守っている施設や人々の工夫を安全マップにまとめていくことで、安全な生活を送っていくために大切なことに気付いている。

6 その他

- 指導のポイント
- (1) 3学期のまちたんけんでは、安全な生活を送るための工夫について扱うことで防災への気付きを高めていく。
 - (2) 3指導計画(2)において、学習計画をたてる際に、まちたんけんのポイントとして、安全に関連することを示すことで、まちたんけんをする観点を明確にすることができる。
 - (3) 学習活動3では、交流活動に取り組んだり、板書によって子どもたちの発表をまとめたりする。その際に、交通安全、自然災害、人々の工夫などを色別のカードや付箋、シールなどを使って分けたり、項目別に板書したりしてまとめていくことで、様々な安全を守る工夫について気付くことができるようにする。
 - (4) 学習活動4では、安全を守る工夫を話し合う。その際に、学習活動3でまとめた項目を使って、事故から守る、災害から守るなどを具体的に考えられるようにする。その際、指導者が撮影した写真などを電子黒板やプロジェクトタ等を活用して示し視覚的な支援も取り入れるようにする。



- (5) まちたんけん調べたことや、学習活動4で話し合ったことから、お家の人に教えたことを手紙やカードにして書くことで、学習を振り返るようにする。

参考資料 ・ 総務省消防庁 チャレンジ！防災 48
<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/index.html>

(2) 小学校 展開例 イ

大和川のつけかえ

- 1 教科等名 社会科（4年）
（新学習指導要領との関連） 内容（3）自然災害から人々を守る活動
（4）地域の発展に尽くした先人の働き
- 2 ねらい (1) 地域の発展に対する先人の願いや工夫・努力、当時の人々の生活の様子などを調べ、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えることができる。
(2) 現在でも様々な水害が起こる可能性があることに気づき、災害を防ぐ取り組みを続けていく必要があることを理解する。
- 3 指導計画 （12時間 展開例 10～11/12）
(1) つけかえ前の大和川と現在の大和川を比べ、気付いたことを話し合う。（1時間）
(2) 調べたことを新聞にまとめ、学習の計画をたてる。（1時間）
(3) 洪水に苦しむ人々の様子や、つけかえ工事に対する人々の願い、つけかえ工事の様子、つけかえ後の人々の生活などについて調べる。（7時間）
(4) 現在の大和川の様子や近年起こった水害を調べ、災害を防ぐ取り組みについて理解する。（2時間）
(5) 学習を通して考えたことを新聞の社説に書き、学習をふりかえる。（1時間）
- 4 展 開 （2時間配当）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 現在の洪水の様子の写真を見て、気付いたことを発表する。 2 学習のめあてを知り、本時の見通しを立てる。	○子どもたちの生活経験として知っている洪水の様子なども発表させる。	・国土交通省近畿地方整備大和川河川事務所 http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php
現在の洪水を防ぐ取り組みについて調べて新聞記事にまとめよう		
3 洪水を防ぐ取り組みについて資料を使って調べ新聞の記事にする。 4 現在も洪水を防ぐ取り組みが続く理由を考え話し合う。 5 自分が考えたことを書き、学習をふりかえる。	○スーパー堤防や遊水池、植林、地すべり対策などの取り組みに気付くことができるようにする。 ○過去も現在も地域の人々の安全や生活の向上への願いは同じであることに気付かせる。 ○話し合っ考えたことを新聞記事に付け足すようにする。	・地域で使用する副読本 ・わたしたちの大和川（第4章） http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/about/press/watasitati/pdf/wa4syou.pdf

第5章 各教科等における防災教育の展開

- 5 評価 (1) 水害の様子をまとめた資料を活用して、調べたことや考えたことを新聞にまとめている。
(2) 水害の様子を調べることを通して、現在でも水害が起こる可能性があることや災害を防ぐ取組みについて理解する。

6 その他

指導のポイント

- (1) 調べたことを新聞の記事としてまとめる。「洪水に苦しむ人々の様子」や「つけかえ工事に対する人々の願い」などについて調べ、複数の記事をまとめて新聞にするという言語活動を取り入れる。
- (2) 学習活動1「現在の洪水の様子の写真を見て、気付いたことを発表する」を行う際に、近年起こった災害の写真などを活用することで、子どもたちが持つ知識をもとにして発表することができ、具体的なイメージを持つことができる。
- (3) 学習活動3「洪水を防ぐ取組みについて資料を使って調べ新聞の記事にする」を行う際に、地域の河川の洪水を防ぐ取組みや、地域の防災計画をもとにした資料を活用することで、身近な事例を通して学習することができる。また、地域のハザードマップ等を活用することで、津波対策等の地域の防災対策について調べることができる。
- (4) この単元をきっかけとして、「地域の自然災害」や「地域の防災体制」などについて探究したり、「地域の防災マップ」を作成したりする総合的な学習へ発展させることもできる。

参考資料

- ・大阪府/治水のあゆみ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/history/>
- ・大和川付替え300周年
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/about/yamato300/index.html>
- ・国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/index.php>
- ・国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所「わたしたちの大和川」
<http://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/about/press/watasitati/index.html>
- ・大阪府/防災・安全・危機管理
http://www.pref.osaka.lg.jp/life/list2.php?ctg03_id=11&ctg02_id=67#c223

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

各教科等における防災教育の展開

(2) 小学校 展開例 ウ

突然、大雨にあったらどうする？

－総務省消防庁「チャレンジ！防災48」を活用して－

- 1 教科等名 理科（5年）
（新学習指導要領との関連） 内容 B 生命・地球（3）流れる水の働きと土地の変化
（4）天気の変化
- 2 ねらい 学習したことをもとに、自然災害に備え、危険を予測し、遭遇した時には、瞬時に判断し、危険回避のために自分はどのような行動をとればよいのかを考える。
- 3 指導計画 （2時間 展開例1／2）
（1）流水のはたらきを学習した後に、突然大雨にあったとき、どのような行動をとればよいのか考える。（1時間）
（2）天気の変化を学習した後に、天気の変化を予想させるとともに、雷が鳴りだしたらどのような行動をとればよいのか考える。（1時間）
- 4 展開 （総務省消防庁「チャレンジ！防災48」P50～65,92,93を参照。）

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 導入 10分 4～5人のグループになる。	○大雨による映像や写真を見せる。	・「チャレンジ！防災48」の映像資料12-14等
突然、大雨にあいました。身を守るためにどのように行動するとよいか考えてみましょう。		
2 展開 25分 グループの役割を決める。 ・司会、発表者、書記	○資料24-1を各グループに配付する。 ○資料24-1にある4つの場面を1つずつ提示する。 また、それぞれの場所が、地域のどこに似ているか地図を見て考えさせ、書き込み等をさせる。 ○地域にあてはまる場面の写真を提示する。	・「チャレンジ！防災48」の配付資料24-1 ・地域の地図 ・色別シールや付箋 ・地域の写真
あなたが、この場所にいるときに大雨にあった場合どのような行動をとるべきでしょうか？		

<p>地域の4つの場面それぞれについて、自分がその場にいる時にどのような行動をとるべきかを、各自が付箋に書き出す。</p> <p>各グループで意見交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自の意見を出し合う。 ・模造紙を仕上げる。 ・発表の準備をする。 <p>◇グループごとに発表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○付箋、模造紙(1/2)、水性マジックを各グループに配付する。 ○書き出せていない児童に対し、支援を行う。 ○司会から意見を言い、次に司会者の右から順に意見を言うように指示する。 ○書記は、みんなの意見をわかりやすく模造紙に書くよう指示する。 ○出てきた意見を板書する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・付箋、模造紙(1/2)、水性マジック
<p>3 まとめ 10分 説明を聞く。</p> <p>振り返りをする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなの意見を聞いて考えたことや、この時間で気がついたことなどを書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○各グループの発表をふまえて、大雨にあったときに身を守るための行動のポイントや留意点について、資料24-2を用いて説明する。 ○導入の映像を再度見せて、周囲のようすを見て、落ち着いて行動することや事前対策の大切さを伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「チャレンジ! 防災48」の配付資料24-2 ・振り返りシート

- 5 評価 (1) 水害の知識を深め、地域で危険な場所がどこかを理解している。
(2) 大雨にあった時を想定し、どのように行動したらよいか具体的にイメージし、考えている。
- 6 その他
指導のポイント (1) 学習内容2「地域にあてはまる場面の写真」は、資料24-1の4つの場面(河原、水辺、地下、まわりより低いところ)において、子どもたちが行きそうな地域の場所を提示することで、より自分のこととして考えることができる。
(2) この学習を終えて、家族に、大雨にあったときの行動について伝えるようにしたい。

参考資料 ・「チャレンジ! 防災48」P100,101「雷が鳴り始めたら?」
<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/all.pdf>

(3) 小学校 実践例

東大阪市立縄手東小学校 第6学年における授業実践

「総合的な学習の時間、特別活動」における防災教育の工夫

- 1 教科等名 総合的な学習の時間、特別活動（6年）
テーマ「災害から命を守る みんなで考え実行できることを考えよう」
- 2 ねらい (1) シミュレーションなどを通じて被災者の心情に迫り、自分の問題として受け止める。
(2) 地震のメカニズムや地震による被害を学び、簡単なけがの手当ての仕方を学び、被災地の見学や被災者と交流することで、災害に対する基礎的知識を身につけ、自分たちの防災活動を前向きに考える。
(3) 人は人に支えられて生きていることを学び、自分やみんなの命を守るにはどうすればいいのか考える。
- 3 指導計画（37時間）

学習内容・活動（配当時数）	ねらい
過去の地震災害について知る。 ビデオ視聴（1）	自然災害が起こりやすい我が国においては、日頃から防災に関する情報などに関心を持ち、一人一人が防災意識を高めることが大切であることに気づく。
地震のメカニズムについて知る。 ビデオ視聴（1）	理科の授業と関連して地震の起こるしくみを知る。
減災について考える。（2）	非常持ち出し袋の中身を考えたり、住まいの安全について考える。
応急手当・身近なものによる救急法 実技（1）	体育科の保健学習「けがの防止」と関連させて、すり傷や切り傷の治療方法、やけどや骨折の対応の仕方を学ぶ。
災害図上訓練「親子で防災を考える日」 アクティビティ（2）	ゲストティーチャーを招いて、地震が発生した直後の行動・生活を考えるシミュレーションを実施する。
これまで学んだことをまとめ、発表する。 テーマに分かれて作成（4）	修学旅行で発表するプレゼンテーション資料を制作する。 テーマ 直下型地震について、非常時に必要なもの、住まいの安全、液状化現象について、プレート型地震について、歌「しあわせ運べるように」について、野島断層について
神戸・淡路島方面修学旅行（12）	阪神淡路大震災で大きな被害を受けた神戸・淡路島で実際に見学し、被災者の方々から当時のようすを聞き取る。そして、調べてきたことを確認し、発表する。
避難訓練と震災集会（1）	修学旅行で学んだことを、全校児童に向けて発表する。
地域を実際に歩く。 ぼうさい探検隊①（4）	修学旅行で学んだことを活かし、まちを探検することで、災害への備えや危険について考える。
防災マップを作る。 ぼうさい探検隊②（6）	まちを歩いて気がついたり、発見したこと、まちをよりよくするための提言を地図に書き込む。

児童会と連携して	(2)	児童会と連携して、運動会でのバケツリレーや、野島断層に届ける「希望の貼り絵」を全校児童で取り組む。
わがまち防災会議	(1)	できあがった防災マップを前にして、地域の自治会長、児童育成クラブ指導員、寺住職、防犯協議会、市危機管理室の方々とのディスカッション、地域の人たちとの交流により、地域への関心・愛着を高め、「地域コミュニティ」を強化する。

4 実践報告 (25～34/37 太枠部分)

修学旅行で学んだことを活かすために、今回の授業実践の最終目標として地域の防災マップ作りに取り組んだ。災害から自分の命を守るということを修学旅行で学習してきて、防災への意識が高まっている児童に、最後は自分たちの地域の防災について考えることをねらいとしている。

この取組みに関しては、一般社団法人日本損害保険協会が開催している「小学生のぼうさい探検隊マップコンクール」(<http://www.sonpo.or.jp/protection/bousai/>)への参加を活用した。「ぼうさい探検隊」とは、児童がより関心をもって街にある防災・防犯・交通安全に関する施設や設備などを見て回り、マップにまとめるというものである。

その効果としては、

- 1) 防災意識をもって街を探検することで、自主的に災害への備えや身近な危険について考え、気づくことができる。
- 2) 探検をしながら地域の人たちとの交流によって、地域への関心や愛着が生まれ、「地域コミュニティ」が強化される。

という2点があげられる。

また、このコンクールへの参加メリットとして、初めてマップ作りに取り組む学校でもスムーズに活動できるように、事務局から道具の提供や、マップ作りのノウハウやヒントも提供してくれることもあげられる。

修学旅行明けの6月18日午前中、ぼうさい探検隊を実施した。保護者や地域の商店街の方々、消防署や交番、図書館の方々のご協力をいただき、防災のことだけでなく、地域をさまざまな視点で見つめ直すことができたと思われる。

災害でけがをしたときに対応してもらえる病院の場所のチェックや、家の人と連絡をとるための公衆電話の場所の確認を行った。また、自動販売機に困った時や、危険を感じた時に押せる防犯ブザーや防犯カメラがあることを発見した。

探検隊の活動のあと、防災マップ作りに取り組んだ。防災のことだけでなく、地域の自慢できるところや紹介したいお店などを盛り込んだため、見る人が楽しく防災について考えられるようなマップに仕上がった。

いろいろな人とつながる中で、災害を減らす減災についても考えを深めることができた。

5 その他

- 参考資料
- ・北海道立教育研究所附属理科教育センター研究紀要第23号
 - ・「語り継ぎたい。命の尊さ 生かそうあの日の教訓を」
住田功一著（一橋出版株式会社）
 - ・「ビジュアル版 幸せ運ぼう」神戸市教育委員会 制作委員会

2 中学校の展開例

(1) 中学校 防災教育年間指導計画 (例)

1 第1学年

(1) 目標

災害発生のメカニズムの基礎や諸地域の災害例から危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えを見直し、災害に対してまず自らの生命を守るために適切な行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

ア 地球環境（火山帯等）や日本の自然環境に関する学習を通じて、自然災害のメカニズムや防災への努力について理解すること。

イ 防災の観点から、学校生活上の課題を把握し、その解決に取り組むこと。

ウ 被災地の人々との交流などを通じて、災害発生時の適切な行動について考えること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○世界のすがた [社会] ○世界のさまざまな地域の調査 [社会] ○応急処置 [保健体育] ○生徒会等を中心とした校内の安全点検とその報告会 [生徒会活動] 	<ul style="list-style-type: none"> ○世界から見た日本の自然環境 [社会] ○丈夫な構造 [技術・家庭] ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の調査 [社会] ○火をふく大地・動き続ける大地 [理科] ○阪神大震災時の地域の状況 [総合的な学習の時間]

2 第2学年

(1) 目標

災害の歴史について知るとともに、地域の災害の歴史についての理解を深め、日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に自らの安全だけでなく他の人びとの安全にも配慮した行動をとることができる。

(2) 主な指導内容

ア 過去の災害の記録や資料を調べ、地域の災害について理解を深めること。

イ 気象に関する学習の中で、災害が発生する仕組みを理解すること。

ウ 住生活に関する学習を通じて、防災の観点から日常生活を見直し、防災マニュアルの作成に取り組むこと。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○身近な地域の歴史 [社会] ○AED操作法 [保健体育] ○生徒会等を中心とした校区内の安全点検とその報告会 [生徒会活動] 	<ul style="list-style-type: none"> ○暮らしの安全を守る(職場体験学習における防災学習) [総合的な学習の時間] ○わたしたちの住生活 [技術・家庭] ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○二度の世界大戦と日本 [社会] ○天気とその変化 [理科] ○防災マニュアルの作成・発表 [総合的な学習の時間]

第5章 各教科等における防災教育の展開

3 第3学年

(1) 目標

防災意識をさらに向上させ、安全で安心な社会づくりの大切さを認識し、地域の防災や災害時の助け合いの重要性を学び、防災活動や災害時のボランティア等の支援活動に対する理解を深める。

(2) 主な指導内容

ア エネルギー問題や情報モラルなどの現代社会における課題に関する学習を通じて、安全で安心な社会づくりの大切さを理解すること。

イ 自然の恵みと災害に関する学習の中で、災害を防ぐ仕組みについて考えること。

ウ ボランティア活動の学習を通じて、地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加すること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○わたしたちの生活と現代社会 [社会] ○救命救急法 [保健体育] ○どうする？ 災害時の情報確保と連絡手段 [特別活動]【展開例ア】 	<ul style="list-style-type: none"> ○いろいろなエネルギー [理科] ○自然災害 [理科] 【展開例イ】 ○関係機関や地域と連携した防災（避難）訓練 [学校行事] ○避難と避難後の行動を考える [特別活動]【展開例ウ】 	<ul style="list-style-type: none"> ○地球社会とわたしたち [社会] ○ネットワークを支える技術 [技術・家庭] ○ボランティア活動に関する講演会の実施 [総合的な学習の時間]

【参考資料】

- ・ 学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省 平成 25 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・ 夢や志をはぐくむ教育 中学校版（大阪府教育委員会 平成 22 年 3 月）
<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/yume/index.html>
- ・ 中学校道徳 読み物資料集（文部科学省 平成 24 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/detail/1318785.htm

(2) 中学校 展開例 ア

どうする？ 災害時の情報確保と連絡手段

- 1 教科名等 特別活動（全学年対象）
（新学習指導要領との関連） 特別活動 学校行事 （3）健康安全・体育的行事
- 2 ねらい 災害時にどのようにして正しい情報を入手し、混乱した状況の中で連絡手段等を確保するかを、グループワークを通して生徒自らが答えを導き出す。
- 3 指導計画 （1時間）
災害時にどのように情報を確保し、連絡手段を手に入れるか。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
[導入 10分] 1 4人程度のグループを作る。 2 日常生活の中で何から情報を得ているのかをグループで考え、ワークシートにまとめる。		・中学生向けの「危機管理・防災に関する教材」(埼玉県危機管理防災部危機管理課) ・ワークシート
[展開 30分] 3 話し合いの結果を発表。 4 災害が発生し停電が起こった状態を説明する。 5 災害時の停電の状況で、どうやって情報を入手し、家族と連絡を取るかをグループで考え、ワークシートにまとめる。	○グループから出た意見を板書していく。 ○最初に出た意見の中から、停電で使えなくなるものにバツ印を付けていく。	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 災害時にどうやって家族と連絡をとるか考えよう </div>		
6 話し合いの結果を発表する。	○グループから出た意見を板書に書き加えていく。	
[まとめ 10分] 7 グループから出た意見をもとにまとめる。	○災害用伝言ダイヤル等のサービスを紹介するとともに、あらかじめ家族で集合場所を決めておくなどの方法の有効性にも触れる。	

第5章 各教科等における防災教育の展開

- 5 評価 (1) 日常と災害時とを比較する中で、それぞれの情報源の特性を理解し、正確な情報を得るためにどうすればよいかを考える力を身に付けている。
(2) 災害時における安否確認や連絡の方法を理解し、グループワークを通して家族間でルールを決めておく重要性に気付くことができる。

6 その他

指導のポイント

- (1) 導入部分のグループワークにおいては、考えられる情報手段はそれほど多くないので、あまり時間をかけず発表に移る。
(2) 停電の状況の説明については、対象学年に応じて内容を考え、災害の種類等に応じて具体的な状況説明を加える。
(3) 携帯電話会社の災害用音声お届けサービスに言及することも考えられる。
(4) 携帯電話が使えなくなる状況は容易に想像されるが、そのような状況下では、携帯電話に記憶させた電話帳も使えなくなることを指摘する。連絡先の情報は、携帯電話の記憶領域のみに置いておくのではなく、紙に記録しておくことの重要性を理解させる。
(5) 生徒は様々な手段を通じて情報を得ることを考えるが、一番大切なことは家族や知り合いなどの間で、災害時に集まる場所や連絡方法について話し合っていることだということをまとめの中で強調する。

参考資料

- ・中学生向けの「危機管理・防災に関する教材」(埼玉県危機管理防災部危機管理課)
<http://open.fdma.go.jp/e-college/bosai/reference/saitama-kyouzai.pdf>
- ・生活密着情報(総務省消防庁)
<http://www.fdma.go.jp/html/life/>
- ・災害用伝言ダイヤル(N T T西日本)
<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/>
- ・災害用伝言板 Web171(N T T西日本)
<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/web171/>

(2) 中学校 展開例 イ

自然災害

- 1 教科等名 理科（3年）
（新学習指導要領との関連） 第2分野 内容（7） 自然と人間
- 2 ねらい 自然災害から自分の身を守るために、自然がもたらす災害について調べ、これらを多面的・総合的に捉えて自然と人間のかかわり方について考察する。
- 3 指導計画（3時間 展開例1～3）
（1）日本の自然災害について認識を深める。（1時間）
（2）地域の自然災害について調べ、災害時の避難方法を考える。（2時間）
- 4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>[第1時]</p> <p>1 日本の自然災害についての認識を深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1・2年の学習内容から、地震や大雨の原因を振り返る。 ◇教科書から「日本の自然環境と自然災害の関連」について読み取り、まとめる。 ◇最近発生した災害を考える。 <p>[第2・3時]</p> <p>2 地域の自然災害について調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇各地のハザードマップの検索の方法を学ぶ。 ◇地域で予想される被害や被害環境を調べる。 標高、土砂災害危険箇所、洪水・浸水想定区域、液状化危険区域、津波浸水想定区域、避難所など <p>3 これまでの学習をもとに災害時の避難方法を考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ハザードマップに自分の家から避難所までの行き方を書き込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○班での意見交流と発表を行う。 ○まとめのワークシートを準備する。 ○班での意見交流と発表を行う。 ○情報ネットワーク環境を準備する。（コンピュータ室や無線LAN環境でのタブレットなど） ○GISコンテンツを使って調べ学習を各自で行わせ、ワークシートにまとめる。 ○自然災害時に情報が得られるwebページやアプリはどのようなものがあるか調べさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書 ・東日本大震災アーカイブス ・GISコンテンツ「自然災害に備えて自分の住んでいる地域・場所を知ろう！」 ・市町村のハザードマップ（防災マップ）

第5章 各教科等における防災教育の展開

- 5 評価 (1) 地震・津波・台風・洪水などの特徴と様々な被害との関係を整理し、考察することができる。
(2) 各市町村の防災マップ（ハザードマップ）等を活用して、地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保の大切さや被害を減らす行動について理解している。

6 その他

参考資料

- ・災害に備えて 自分の住んでいる地域・場所を知ろう!
<https://www.gisnet.jp/osk/stable/minnanochizu.php>
- ・NHK東日本大震災アーカイブス
<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>

施設等

- ・津波・高潮ステーション
<http://www.pref.osaka.lg.jp/nishiosaka/tsunami/>
- ・大阪市立阿倍野防災センター
<http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp/bousai/bsw/a/a/bswaa010.aspx>
- ・大阪市立自然史博物館（中学生入館無料）
<http://www.mus-nh.city.osaka.jp/>
- ・大阪歴史博物館（中学生入館無料）
<http://www.mus-his.city.osaka.jp/>

【津波・高潮ステーションとは】

かつて大阪を襲った高潮の脅威や、南海トラフ巨大地震にて発生が予想される地震・津波に対する災害について、過去の記録、資料や写真、そして新たな被害想定に基づく津波のCG映像などを用いて、その対応を学べる施設です。

〔主な展示・映像〕

- 大阪の地形を学ぶ
- 地震や津波が発生するメカニズムを学ぶ
- 津波災害体感シアター(ダイナキューブ)
- かつて大阪を襲った津波災害から学ぶ
- 津波に対し、事前の備えの重要性を学ぶ



- ◇ 住所 〒550-0006 大阪市西区江之子島 2-1-64
- ◇ 電話 06-6541-7799
- ◇ 開館時間 10時～16時
- ◇ 休館日 火曜日(祝・休日の場合は翌平日)、年末年始
- ◇ 入館料 無料、14名以下は事前予約不要
- ◇ 交通 大阪市営地下鉄「阿波座」駅10番出口下車、東へ80m

(2) 中学校 展開例 ウ

避難と避難後の行動を考える

- 1 教科等名 特別活動（3年）
（新学習指導要領との関連） 学級活動 内容 （2） エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- 2 ねらい 学校にいて、自然災害が発生し、避難する時及び避難した後にどのような行動をとればよいのかを知る。また、自分たちの地域を守るために中学生としてできることを考える。
- 3 指導計画 （3時間 展開例1 / 3）
 - (1) 避難と避難後の行動を考える（1時間）
 - (2) 自分の住む地域に対してできることを考える（1時間）
 - (3) 地域と連携した防災（避難）訓練（1時間）

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 東日本大震災の津波の様子等の映像や写真を見て、感想を話しあう。	<ul style="list-style-type: none"> ○命を守るためには、とにかく避難が必要であることを押さえる。 ○災害発生時の人々の様子やボランティアの様子を紹介する。 「巨大津波“いのち”をどう守るのか」 「避難所を助けた大学生」 	・NHK東日本大震災アーカイブス
災害発生時、どのような行動をとればよいのだろう		
2 学校にいた場合、どのような行動をとればよいかを話しあう。	<ul style="list-style-type: none"> ○学校周辺のハザードマップを見ながら、どこにどのように避難すればよいかを確認させる。 ○自分の身の安全の確保が最優先であることを押さえる。 ○災害時は中学生も重要な役割の担い手であることを説明する。 ○避難するとき、体調等の悪い人や負傷している人、避難している小学生に対して、どのような行動をとればよいかを考えさせる。 	・各学校のハザードマップまたは各市町村のハザードマップ
避難後、どのような行動をとればよいのだろう		
3 災害により避難した後、避難所等で中学生としてできることを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地では何が必要とされているのか、中学生として何ができるのかを考えさせる。 ※活動内容をより具体的に考えさせてもよい。 	

	○救助やボランティア活動を行う際、気をつけることについても押さえる ・自己及び周囲の安全確保 ・複数で活動 ・大人の指示に従う	
4 振り返りをする。	○この時間学んだことをワークシートに書く。	

- 5 評価 (1) 災害が発生したときにどのような行動をとればよいのかを理解している。
(2) 避難した後どのような行動をとればよいのかを理解している。

6 その他

指導のポイント

- (1) 避難するときは、まず自己の安全を確保することが最優先であることを押さえ、その上で何ができるかを考えさせる。
例) 体調等が悪い人の介助の手伝い。負傷者の搬送の手伝い。小学生と一緒に避難。等
- (2) 避難後できることについても自己の安全を確保した上でできることを考えさせる。
例) 体調等が悪い人の介助の手伝い。負傷者の対応の手伝い。炊き出しの手伝い。給水の手伝い、物資の搬送。等
- (3) 避難訓練を思い出させ改善点を考えさせてもよい。
- (4) 1年生では、「災害に対して適切な行動ができるようになる」、2年生では「主体的に安全な行動をとることができる」を目標として学年に応じた内容で実施してもよい。
- (5) 「大阪市立阿倍野防災センター」「阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター」等の社会見学と関連付けて実施してもよい。

参考資料

- ・釜石市津波防災教育のための手引き
http://dsel.ce.gunma-u.ac.jp/kamaishi_tool/
- ・NHK東日本大震災アーカイブス
<http://www9.nhk.or.jp/311shogen/>
「巨大津波“いのち”をどう守るのか」
https://www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/detail/#dasID=D0007040003_00000
「避難所を助けた大学生」
https://www9.nhk.or.jp/archives/311shogen/detail/#dasID=D0007010240_00000
- ・国土交通省ハザードマップポータルサイト
<https://disaportal.gsi.go.jp/>

3 高等学校の展開例

(1) 高等学校 防災教育年間指導計画 (例)

1 第1学年

(1) 目標

自然災害発生のメカニズムについて知るとともに防災体制についての理解を深め、災害の備えについて考えることができるようになる。

(2) 主な指導内容

自然災害と防災の現状を理解し、実習等の活動を通して災害の備えについて自ら考え行動できるようになること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○自然景観と自然災害 [科学と人間生活] ○自然環境と防災 [地理総合] ○災害時における情報社会の課題 [情報 I] 	<ul style="list-style-type: none"> ○安心・安全な居住環境や住環境とは [家庭総合] 【展開例ア】 ○日常生活と結び付いた地理的スキル (地形図・ハザードマップの読図) の習得 [地理総合] ○地域と連携した防災 (避難) 訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マニュアルの作成・発表 [総合的な探究の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

2 第2学年

(1) 目標

災害の歴史について知るとともに地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保に努めることができるようになる。

(2) 主な指導内容

演習や被災者 (被災経験者) との交流等の活動を通して災害を身近な問題として意識し、災害発生時には適切に行動できるようになること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○大阪の災害に学ぶ [地学基礎] 【展開例イ】 ○エネルギーの特性や利用とその安全性 [物理基礎] ○非常持ち出し袋を想定した実習 [家庭総合] 	<ul style="list-style-type: none"> ○古文に残された災害の記録から防災について考える [古典探究] 【展開例ウ】 ○災害等における「応急手当」の実践と防災について考える [保健] 【展開例エ】 ○地域と連携した防災 (避難) 訓練 [学校行事] 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の人々との交流・意見交換 [総合的な探究の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

第5章 各教科等における防災教育の展開

3 第3学年

(1) 目標

防災意識をさらに向上させるとともに防災活動やボランティア活動等に積極的に参加し、公共の福祉に貢献できるようになる。

(2) 主な指導内容

自然災害と防災について積極的に学び、地域社会とともに防災意識を高められるよう考え行動できるようになること。

1 学期	2 学期	3 学期
○自然環境とからみる人類の歴史的 [世界史探究] ○地震活動の特徴とそれに伴う地殻変動 [地学] ○日本の気象の特徴と気象災害 [地学]	○災害に関する英字新聞の記事を題材とした英語による討論 [論理・表現Ⅱ] ○他者と共に生きる自己の生き方について考える [倫理] ○地域と連携した防災 (避難) 訓練 [学校行事]	○ボランティア活動に関する講演会の実施 [総合的な探究の時間] ○生徒会を中心とした校内安全点検とその報告会 [学校行事]

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』
(文部科学省 平成 25 年 3 月)
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

高等学校展開例として以下の7つが掲載されている。

- 1 自然環境と防災 (1 学年 [地理 A])
- 2 日本の自然環境 (2 学年 [地学基礎])
- 3 応急手当の実践 (心肺蘇生法を含む) (2 学年 [保健])
- 4 安全に配慮した住生活 (2 学年 [家庭基礎])
- 5 学校が避難所となった時にできること (3 学年 [課題研究 (工業)])
- 6 地域の災害と復興を考える (3 学年 [総合的な学習])
- 7 地域と連携した複合的避難訓練 (全学年 [学校行事])

(2) 高等学校 展開例 ア

安心・安全な居住環境や住環境とは

- 1 教科等名 家庭 [家庭総合]
(新学習指導要領との関連) 内容 B 衣食住の生活の科学と文化
(3) 住生活の科学と文化 ア(イ)、イ
- 2 ねらい 地震災害で家を失った被災者にとって、避難所は短期間ながらも“第2の住居＝命をつなぐ緊急の住まい”、地域住民の共助の場となる。被災時に「学校が避難所になった」と想定し、様々な生活条件をもった人々が安心・安全に住むことができる住居の環境について考える。また、地域社会の活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。
- 3 指導計画 (4時間 展開例2～3/4)
 - (1) クロスロードゲーム(※1)を通して、避難所の様子について理解するとともに、発災時にその都度迫られる決断には、唯一無二の正解がないことを理解する。(1時間)
 - (2) 避難生活をよりよくするために必要な場所を考え、教室配置図を基に部屋割りを行い、避難所で守るマナーを考える。また、避難者の一人として、自分に何ができるのかを考える。(3時間)
- 4 展 開 (2時間配当)

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 前時にクロスロードゲームで学習した、過去の災害時に実際に避難所で起こった出来事を振り返る。 2 学習のねらいを知り、本時の見通しを立てる。	○指導者が用意したデジタルコンテンツ・写真等を示して避難所の様子や避難所に必要なことを確認して、本時の学習活動につなげる	・ NHK東日本大震災アーカイブス 等インターネットで多数の画像や動画が紹介されている
学校が避難所になったら 一みんなが少しでも安心・安全に生活できるように、過ごしやすい生活空間と生活ルールを考えよう		
3 各グループで、自分たちの避難所(=自分たちも避難者である)として生活空間や生活ルールを考える。 ・避難所として最低限必要な場所、避難生活をよりよくするための場所を考える。 ・それぞれの場所をどの教室に割り当てるか、教室配置図に記入する。	○生活空間や生活ルールを作成するときのルールと注意を確認する。 ○生活空間や動線(通路)が確保されているか、各生活行為にふさわしい場所が割り当てられているか確認させる。 ○高齢者、障がい者、乳幼児、病気のある人、妊婦等への配慮が必要なことに気付かせる。	・ 「避難所の生活ルールブック」(日本女子大学家政学部住居学科作成) ・マジック ・拡大した教室配置図 ・避難所に必要な場所カード ・部屋の割り振りチェック表 ・ NHKそなえる防災

<p>4 自分たちの避難所で守る生活の基本ルールを考える。</p> <p>5 自分たちが考える安心・安全で過ごしやすい避難所生活の工夫について、次時に発表できるように準備を行う。 ・必要な生活空間の配置とその工夫 ・生活ルールとその工夫</p> <p>6 本時の学習を振り返り、グループ活動を通して気が付いたこと、考えたことを記入する。</p>	<p>○避難所は、避難者みんなの安全と安心の場であることに触れる。</p> <p>○ただルールを決めるだけでなく、助け合いの精神を掲げ、みんなで避難所の秩序を維持できるように考えさせる。</p>	<p>・ルールをまとめる ・ワークシート</p> <p>・マジック ・模造紙</p> <p>・ワークシート</p>
--	---	---

- 5 評価 (1) 避難所における安心で快適な住居、住居の機能について科学的に理解している。
- (2) 自然災害等の現状や避難所が果たす役割について理解を深め、今後直面するかもしれない災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。

6 その他

参考資料

- ・「NHKそなえる防災」 避難生活
http://www.nhk.or.jp/sonae/douga/jishin_hinan.html
- ・「避難所の生活ルールブック」
<http://mcm-www.jwu.ac.jp/~hirata/kenkyuseika/data/rulebookver2.pdf>
- ・「災害ボランティア実践ワークショップガイド」(人と防災未来センター)
http://www.dri.ne.jp/training/volunteer_work

(※1) クロスロードゲーム

災害対応を自らの問題として考え、また様々な意見や価値観を参加者同士で共有することを目的としているカードゲームである。問題カードには災害が起こる前の備え、また起こってからへの対応のしかたにまつわるさまざまなケースが掲載されており、その中には多くのジレンマを伴う重大な決断が含まれている。

Crossroad(クロスロード)は、文部科学省大都市大震災軽減化特別プロジェクト(林春男研究グループ)の成果物である。

(2) 高等学校 展開例 イ

大阪の災害に学ぶ

- 1 教科等名 地学基礎（1年）
（新学習指導要領との関連） 内容（2）（イ） 地球の環境 ①日本の自然環境
- 2 ねらい 地域の自然環境を理解し、過去の災害事例を学ぶことによって自然環境と人間生活とのかかわりについて考察する。
- 3 指導計画 （5時間 展開例2～3 / 5）
（1）大阪平野のおいたち（2時間）
（2）大阪における地震と津波（3時間）

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
<p>[1・2時間目]</p> <p>1 最終氷期～現代にいたる大阪平野の変遷について調べる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動と海水面の変化 ・淀川と大和川の堆積作用 ・難波の堀江の開削 ・茨田堤の築造 ・大和川のつけかえ ・新淀川の開削 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の博物館等を活用して、調べ学習を展開させる。 ○各クラスで、参考資料等に掲載した博物館での取材4班、文献からの取材2班程度を編成して、夏季休業期間中や冬季休業期間中に取材を行い、発表資料を作成するよう指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市立自然史博物館 第2展示室 大阪平野のおいたち ネイチャースクエア 大阪のおいたち 活断層と地震 ナウマンホール 地形図で見る大阪の変化（明治初期～昭和期） 特別展ガイドブック 地震展 2008
<p>[3・4時間目]</p> <p>2 大阪における地震と津波に関して、大阪近郊のプレート境界・活断層の分布等について調べるとともに、地震発生時の行動について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ（海溝） ・活断層 中央構造線 生駒断層 有馬一高槻構造線 上町断層 ・市町村の防災マップ（ハザードマップ） 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業は、取材を分担したグループ6班による発表形式で進行する（各班15分）。テーマは重複しないように調整する。 ○質疑応答と、各班の発表についての生徒の相互評価を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪歴史博物館 10階 古代フロア 難波宮の時代 古代難波の序章 9階 中世・近世フロア 探検！ 水都の町並みぐるっとめぐり 平成22年度 特別展図録 新淀川100年 水都大阪と淀川

第5章 各教科等における防災教育の展開

- 5 評価 (1) 大阪の地盤や洪水被害についての歴史的理解を深め、津波や液状化等、南海トラフ大地震や上町断層がもたらす災害について考察し予測することができる。
- (2) 各市町村の防災マップ（ハザードマップ）等を活用して、地域の特性についての理解を深め、災害発生時の安全確保の大切さや被害を減らす行動について理解している。

6 その他

- 施設等
- ・大阪市立自然史博物館 第2展示室 大阪平野のおいたち
 - ・大阪市立自然史博物館 ネイチャースクエア 大阪のおいたち 活断層と地震
 - ・大阪市立自然史博物館 ナウマンホール 地形図で見る大阪の変化
(明治初期～昭和期)
 - ・大阪市立自然史博物館 特別展ガイドブック地震展 2008
 - ・大阪歴史博物館 10階 古代フロア 難波宮の時代 古代難波の序章
 - ・大阪歴史博物館 9階 中世・近世フロア 探検！ 水都の町並みぐるっとめぐり
 - ・大阪歴史博物館 平成22年度 特別展図録 新淀川 100年水都大阪と淀川

(2) 高等学校 展開例 ウ

古文に残された災害の記録から防災について考える

- 1 教科等名 国語〔古典探究〕
 (新学習指導要領との関連) 内容【思考力、判断力、表現力等】A 読むこと(1)カ 古典の作品や文章などに表れているものの見方、感じ方、考え方を踏まえ、人間、社会、自然などに対する自分の考えを広げたり、深めたりすること。
- 2 ねらい 「方丈記」を読み、筆者の人生観を読み取るとともに、人は災害とどのように向き合うべきかということについて考える。
- 3 指導計画 (4時間 展開例2/4)
 - (1) 作者と作品について学習した後、「方丈記」に記録されている4つの災害のうち1つを選び、班で現代語訳を行う。(1時間)
 - (2) 現代語訳した部分について、災害に対する筆者のとらえ方について考察するとともに、「同様の災害が現代の大阪で起こったら」というテーマで話し合い、発表の準備をする。(1時間)
 - (3) 班ごとに、現代語訳と話し合った内容について発表する。(1時間)
 - (4) 前時までの学習を踏まえ、「方丈記」冒頭部の内容について理解を深める。(1時間)

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
(授業開始までに学校図書館に移動しておく) 1 本時の活動内容について、確認する。	○前時に各班が作成した現代語訳を点検し、大きな誤りがないことを確認しておく。	・教科書
人は災害とどのように向き合うべきなのだろう —もし同様の災害が現代の大阪で起こったら—		
2 各班で災害に対する筆者のとらえ方について考察する。	○当時の時代背景や作者の人間像を考慮に入れて考察を進めるように促す。	・国語便覧
3 班で取り上げた災害に関する、現代の大阪における状況や防災体制について、図書館の資料やICT機器を活用して調べる。	○資料の探し方やICT機器の操作方法について、適宜指導する。	・図書館内の書籍 ・ICT機器

第5章 各教科等における防災教育の展開

4 「もし同様の災害が現代の大阪で起こったら」と想定して、話し合う。		
5 発表に向けて資料をまとめる。	○ワークシートを用意する。 ○グループごとの進行状況を適宜確認する。	・ワークシート

- 5 評価 (1) 「方丈記」に記された災害の状況や筆者の人生観を表現に即してとらえることができる。
 (2) 災害に対する筆者のとらえ方に対して、現在の自分ならどのように災害をとらえ、対応するかということを考えることができる。
 (3) 班ごとの発表に向けて自分の役割を果たすとともに、図書館の資料やICT機器を活用し、協力して発表内容を作り上げることができる。

6 その他

参考資料 ・大阪府津波浸水想定の設定について

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/keikaku_higaisoutei/tunami_soutei.html

元暦2（1185）年7月9日の大地震の様子

（成蹊大学図書館蔵『鴨長明方丈記之抄』〔明暦4（1658）年刊〕より）



阪神・淡路大震災の被災状況

（神戸市広報課発行「震災10年～神戸の記録～」より）

http://www.city.kobe.lg.jp/safety/disaster/earthquake/earthquake03_17_06.html

(2) 高等学校 展開例 工

災害等における「応急手当」の実践と防災について考える

- 1 教科等名 保健体育〔保健〕
(新学習指導要領との関連) 内容(2) 安全な社会生活 (イ) 応急手当
- 2 ねらい
 - (1) 適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を防いだり、傷病者の苦痛を緩和したりすることを理解する。実習を通して、適切な連絡・通報や運搬を含む応急手当の手順や方法を身に付ける。
 - (2) 実習を通して、心肺停止状態における心肺蘇生法の重要性やAEDの使用法を含めた応急手当を理解する。
 - (3) 救護シミュレーションを通して、基本的な応急手当の方法及び心肺蘇生法を実践し、自他の生命や身体を守り、不慮の事故災害に対応できるようにする。
 - (4) 救護シミュレーションを踏まえ、災害時における「自らの命を守る」行動を考えるとともに、応急手当を自ら進んで行う態度を養う。
- 3 指導計画 (4時間 展開例3/4)
 - (1) 応急手当の意義と手順・方法、日常的な応急手当について
 - (2) 心肺蘇生法とAEDの使用法
 - (3) 救護シミュレーション
 - (4) 防災について「私たちができること」と応急手当のまとめ

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 授業のねらいと本時の流れを確認する。	○実技実習全体の流れをイメージさせる。	・教科書
2 前時までの復習をする。応急手当と心肺蘇生法の手順と方法の確認をする。	○人形・AED等を使用し、手順・方法を確認させる。	・心肺蘇生訓練人形 ・AED ・三角巾
応急手当の方法及び心肺蘇生法を実践してみよう		
3 災害時(地震)における救護シミュレーションについて理解し、ルールを確認する。	○救護シミュレーションのルールの確認。 ・救助者役と傷病者役を決めておく。 ・場の設定(教室内を災害場所と見立て机やイス等を移動)をする。 ・救助者のルール 傷病の程度は不明である 合図があるまで教室外で	・ビニールテープ ・セロハンテープ ・段ボール ・担架 ・毛布

<p>4 救助開始。 ・前時までに学習した応急手当を実践する。</p> <p>5 救急車到着、受け渡し。 ・応急手当内容を救急隊員に伝える。</p> <p>6 発表（◇主な発問等） ・傷病者役及び救助者役から発表する。 ◇十分な救助（応急手当）であったか。 ◇他にどんなところに注意しなければいけないのか。 ◇他にもっとどうすればよかったか。 ◇地震による災害では、他にどんなことが起こりうるか（余震、津波、火災等）。 ◇応急手当に必要な物がない場合はどうすればよいか。</p>	<p>待機する。 ・傷病者の設定（傷病の程度等）</p> <p>○時間を計測し、救急車到着を伝える。 ○教職員が救急隊員の役割を行う。</p> <p>○救助状況の様子から、実際に災害が発生した場合における適切な行動、意思決定について理解を深める。 ○発問により、生徒から、想定される問題をできる限り多く引き出し、どのように対処すればよいか考えを深める。 ○代用できる物を活用した応急手当も示す。</p>	<p>・ストップウォッチ ・代用できる物</p>
---	---	------------------------------

- 5 評価 (1) 心肺蘇生法をはじめとする応急手当の手順や方法を身に付け、その必要性について理解を深めている。
(2) 災害時に起こりうるさまざまな可能性や問題を想定し、適切な意思決定や行動選択をするために必要なことを考えることができる。

- 6 その他
参考資料 ・JRC 蘇生ガイドライン 2015
<https://www.japanresuscitationcouncil.org/>

4 支援学校の展開例

(1) 支援学校 防災教育年間指導計画 (例)

1 小学部

(1) 目標

災害に関心をもつことができるようになり、災害時の安全な行動について考えることができるようになる。

(2) 主な指導内容

ア 健康や安全な生活をする事。

イ 災害発生時にルールを守って行動しようとする事。

1 学期	2 学期	3 学期
○衣服の着脱 [日常生活の指導] ○自分の身を守る [生活科・自立活動] 【展開例ア】 ○避難訓練 (不審者想定) [学校行事] ○避難訓練 (通学バス想定) [学校行事]	○公共物や公共施設の利用 [生活科] ○自分と人や社会のかかわり [生活科] ○避難訓練 (火災想定) [学校行事]	○心身ともに健康で安全な生活態度の形成 [学級活動] ○避難訓練 (地震・津波想定) [学校行事]

2 中学部

(1) 目標

ア 災害の危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えについて考える。

イ 安全に注意した生活を送り、集団生活のルールを理解し、適切な行動について理解する。

(2) 主な指導内容

ア 日常生活の安全や災害時の備えについて理解すること。

イ 災害発生時にルールを守って行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
○約束や決まりを守る [学級活動] ○言葉やサインの理解 [国語科・自立活動] ○避難訓練 (不審者想定) [学校行事] ○避難訓練 (通学バス想定) [学校行事]	○非常持ち出し袋の中身を考 える [生活単元学習] ○避難訓練 (火災想定) [学校行事]	○こんなときどうする? [特別活動・自立活動] 【展開例イ】 ○地域の人々の暮らし [総合的な学習の時間] ○避難訓練 (地震・津波想定) [学校行事]

3 高等部

(1) 目標

- ア 災害の危険を理解するとともに、日常の防災に対する備えを見直す。
- イ 安全に注意した生活を送り、災害時には自分で危機を回避し、適切な行動ができるようになる。

(2) 主な指導内容

- ア 社会生活における安全や災害時の備えについて理解すること。
- イ 災害発生時に適切な行動ができること。

1 学期	2 学期	3 学期
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の人々の安全を守るための諸活動〔社会科〕 ○避難訓練（不審者想定）〔学校行事〕 ○避難訓練（通学バス想定）〔学校行事〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時のコミュニケーション〔国語科・自立活動〕 ○非常持ち出し袋の作成〔家庭科〕 ○避難訓練（火災想定）〔学校行事〕 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難訓練の事後学習－備蓄について考える－〔特別活動〕【展開例ウ】 ○避難訓練（地震・津波想定）〔学校行事〕

【参考資料】

- ・学校防災のための参考資料『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省 平成 25 年 3 月）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm
- ・災害時における障害のある子どもへの配慮（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）
<http://www.nise.go.jp/cms/7,6507,70,272.html>
- ・「震災後の子どもたちを支える教師のためのハンドブック～発達障害のある子どもへの対応を中心に～」（独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所）
<http://www.nise.go.jp/cms/resources/content/3758/20110516-151852.pdf>

【知的障がい教育課程の各教科における防災関連の内容の取扱い】

特別支援学校学習指導要領（小学部・中学部：平成 29 年 3 月公示）及び、特別支援学校学習指導要領（高等部：平成 31 年 2 月 4 日公示）では、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に内容において、災害や防災にかかわる内容が次の教科で取り扱われています。

小学部	「生活科」	○2 段階（2）内容	イ安全、○3 段階（2）内容	イ安全
中学部	「社会科」	○1 段階（2）内容	ウ地域の安全、○2 段階（2）内容	ウ地域の安全
高等部	「社会科」	○1 段階（2）内容	ウ我が国の国土の自然環境と国民生活	
		○2 段階（2）内容	ウ我が国の国土の自然環境と国民生活	

(2) 支援学校 展開例 ア (小学部)

自分の身を守る

- 1 教科等名 生活科・自立活動
 (新学習指導要領との関連) 自立活動の内容
 - 3 人間関係の形成 (3) 自己の理解と行動の調整に関すること。
 - 5 身体の動き (1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。
- 2 ねらい (1) 災害があった時に安全を守ってくれるものを知る。
 (2) 災害や日常の危険に備えた行動を身につける。
- 3 指導計画 (4時間 展開例3/4)
 - (1) 災害があった時の状況について学ぶ。
 - (2) 災害から守ってくれるものの名前と役割を知る。
 - (3) 災害や日常の危険から身を守る方法を学ぶ。
 - (4) 学校の中で地震が起きた時の避難の方法を学ぶ。
- 4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 はじまりのあいさつをする。	○ はじまりを意識できるようにする。	
2 本時のねらいを知る。	○ 前回の授業で学んだ災害から守ってくれるものの名前を写真等使って思い出せるようにする。 ○ 見通しを持って学習できるよう、本時の学習の流れをカードで提示する。	・ 非常口の写真等 ・ 学習内容カード
災害や日常の危険から自分の身を守ろう		
3 カード1枚1枚の説明を聞いて、カードに応じた行動を学ぶ。	○ 「ぼうさいダック」の表面の災害カードを見せて、どのような行動をとったらいいか聞く。 ○ 次にカードを裏返し、なぜこのような行動が必要かを説明し、実際に身を守る行動を示す。(例えば、地震に備えて体を丸めて頭を守る行動をとる。) ○ 実際に児童にもカードに書かれている身を守る行動をとるよう促す。	・ 「ぼうさいダック」カード
4 「ぼうさいダック」のカードを使って、ゲームをする。	○ ゲームの説明をする。 カードの表面を提示し、「○○の	

	<p>時はどうする」とことばをかけた たら、身を守る行動をとることを伝える。</p> <p>○ゲームをする。 身を守る行動がとれていない児童がいる時はもう一度カードを使って確認する。</p>	
<p>5 今日学んだことを振り返る。</p>	<p>○カードを使って確認する。 ○次の授業で学ぶことを伝える。</p>	
<p>6 おわりのあいさつをする。</p>	<p>○おわりを意識できるようにする。</p>	

5 評価 (1) 示されたカードの状況に応じた行動ができる。

6 その他

- 指導のポイント 児童の障がいの状況によっては、例えば次のような指導や支援が考えられる
- (1) 視覚障がいのある児童に写真や絵カードの説明をする時、具体的な内容で全体から部分の順で状況を伝える。また、室内の整理整頓を心がけ、防災頭巾等の置き場所を固定し、児童と確認しておく。(場所の変更はしない。)
 - (2) 聴覚障がいのある児童は、災害発生時に周囲の状況を把握したり、必要な情報を得たりすることが困難な場合があることを想定し、点滅フラッシュや表示等を活用するとともに、筆談ができるように筆記用具を携帯する等、日ごろからどう行動するか確認しておく。
 - (3) 車いすや歩行の補助具等を使用する児童の移動の際の支援について、個々の児童に応じて方法を考える。また、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
 - (4) 急な状況の変化に対応が難しい児童は予定の変更や見通しが持てないこと等で行動に移せないことが考えられるので、災害時にはどのような状況になるのか、その時どのような行動をするのか等、状況に応じた具体的な行動について、事前に視覚的にわかりやすいカード等を活用して伝えておく。

参考資料 ・カードゲーム「ぼうさいダック」(一般社団法人 日本損害保険協会)
<http://www.sonpo.or.jp/archive/publish/education/0008.html>

(2) 支援学校 展開例 イ (中学部)

こんなとき どうする？

- 1 教科等名 特別活動・自立活動
 (新学習指導要領との関連) 自立活動の内容
 - 2 心理的な安定 (2) 状況の理解と変化への対応に関すること。
 - 6 コミュニケーション (4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

- 2 ねらい (1) 周囲の状況を把握できる基礎的な態度を養う。
 (2) 急な状況の変化などに対応できる力を身につける。

- 3 指導計画 (3時間 展開例2/3)
 - (1) 地震の時の行動の約束を考える。
 - (2) 状況に応じた行動や人に伝えることばをロールプレイを通して学ぶ。
 - (3) 「こんなときどうする」の振り返りをする。

- 4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 はじまりのあいさつをする。	○ はじまりを意識できるようにする。	
2 本時のねらいを知る。	○ 前回の授業で学んだことを思い出せるように、写真等を提示する。 ○ 見通しを持って学習できるよう本時の学習の流れをカードで提示する。	・地震時の写真等 ・学習内容カード
こんなときはどうするか。考えよう、やってみよう		
3 絵カードを見てその状況に応じた行動や人に伝えることばを考える。 ◇教室での授業中に地震が起きたらどうする？ ◇運動場で遊んでいる時に地震が起きたらどうする？ ◇移動中に友達や先生と離れてしまったらどうする？	○ 絵カードを見て考えたことをワークシートに記入するように伝える。 ○ 考えにくいときは、ヒントカード等を提示する。	・絵カード (教室で机の下に隠れている絵、運動場で座り込んでいる絵、人込みで周りを見回している絵) ・ワークシート ・ヒントカード

4 ロールプレイをする。	○絵カードを提示し、その状況に応じた行動や人に伝えることばを演じるように促す。 ○人に伝える時の声の大きさに注意が向くようカードを示す。	・絵カード ・声の大きさカード
5 本時で学んだことを振り返る。	○次の授業で学ぶ内容を伝える。	
6 おわりのあいさつをする。	○おわりを意識できるようにする。	

- 5 評価 (1) 状況に応じた行動や人に伝えることばを考えることができる。
(2) 状況に応じた声の大きさを伝えることができる。

6 その他

- 指導のポイント 生徒の障がいの状況によっては、例えば次のような指導や支援が考えられる。
- (1) 視覚障がいのある生徒に写真や絵カードの説明をする時、具体的な内容で全体から部分の順で状況を伝える。また、室内の整理整頓を心がけ、防災頭巾等の置き場所を固定し、生徒と確認しておく。(場所の変更はしない。)
 - (2) 聴覚障がいのある児童は、災害発生時に周囲の状況を把握したり、必要な情報を得たりすることが困難な場合があることを想定し、点滅フラッシュや表示等を活用するとともに、筆談ができるように筆記用具を携帯する等、日ごろからどう行動するか確認しておく。
 - (3) 車いすや歩行の補助具等を使用する生徒の移動の際の支援について、個々の生徒に応じて方法を考え、ロールプレイを実施する。また、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
 - (4) 急な状況の変化に対応が難しい生徒は予定の変更や見通しが持てないこと等で行動に移せないことが考えられるので、災害時にはどのような状況になるのか、その時どのような行動をするのか等、状況に応じた具体的な行動について事前に伝えておく必要がある。また、生徒が自分自身で確認するカード等を作成し、生徒と事前に確認しておく。

(2) 支援学校 展開例 ウ (高等部)

避難訓練の事後学習

－ 備蓄について考える －

- 1 教科等名 特別活動 ホールーム活動 (高等部)
- 2 ねらい 食料備蓄について考え、災害時に、家庭や地域で自分たちができることを考える。
- 3 指導計画 (3時間 展開例 1 / 3)
 - (1) 備蓄について考える。
 - (2) 備蓄食料品の調理をする。
 - (3) 家庭の備蓄についてまとめる。

4 展 開

学習内容・活動	教職員の支援	資料
1 本時のねらいについて知る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 先日行った避難訓練を思い出させ、災害後の様子を思いだせるようにする。 ○ ビデオ (2分40秒) を見て、本時のねらいを明確にする。 	
2 備蓄に関するビデオや資料を見て、食料品備蓄について知る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要とされている食料やその量、主な備蓄食料品の特徴についてイメージしやすいように実物を用意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産省ホームページ http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/anpo/gaido-kinkyu.html
3 備蓄食料品を活用したレシピを考える。	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループに分かれ、簡単レシピを参考に、教師が用意した備蓄食料品を組み合わせた料理を考える。 ○ 学校で栽培している野菜で使用できるものはないか等の工夫について促す。 ○ 備蓄食料品以外に必要な物資について気付くよう発問する。 ○ 調理用具等の使用が限られていることを助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料品 (実物) ・ 資料「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」(農林水産省) ・ ワークシート
4 考えたレシピとその工夫を発表する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各班で考えた調理の工夫、理由を発表させ、互いの班の工夫の良さに気付けるようにする。 	
5 今日の学習を振り返る。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次時行う調理に向けて見通しを持てるようにする。 	

- 5 評価 (1) 緊急時に備え、家庭用食料品を備蓄する必要性について理解する。
(2) 状況に応じた備蓄食料品の調理の工夫を考えることができる。

6 その他

参考資料 ・農林水産省ホームページ

<http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/gaido-kinkyu.html>

・「緊急時に備えた家庭用食料品備蓄ガイド」(農林水産省)

http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/ampo/pdf/gaido_160511_1.pdf

・「TEAM 防災ジャパン」防災教育コンテンツ(内閣府)

<https://bosaijapan.jp/education/>

【避難の際に必要な指導や支援とは】

避難の際の指導や支援については、例えば生徒の障がいの状況によって次のようなことを考えておくとよいでしょう。

- ・個々の障がいの状況や災害の状況、避難する場所の状況等により、場面、状況に応じた安全の確保について日ごろから確認しておく必要がある。また、家庭や地域、関係機関との連携についても日ごろから考えておく必要がある。
- ・災害時の状況をイメージしにくい生徒には、災害時に携帯電話がつながりにくくなること等、具体的な場面を想定して状況に応じた行動を劇化する等わかりやすく学習する機会を日ごろから設定する。
- ・視覚障がいのある生徒には、言葉による情報を時系列で伝えると周囲の状況がわかりやすくなる。また、移動の際の支援の方法についても確認が必要である。
- ・聴覚障がいのある生徒は、音声の情報だけでは把握しにくいことがあるので、事前に考えられる状況に対する行動を確認しておく。(コミュニケーションカードの作成等)
- ・車いすや歩行の補助具等を使用する生徒の移動の際等、日ごろから個人に必要な支援の方法がわかる支援カード等を作成し、状況に応じて活用できるようにしておく。
- ・急な状況の変化への対応が難しい生徒には、日ごろからパーテーションの活用等、状況の変化があっても安心できる場所づくりを学習に取り入れる。

防災を含む安全に関する教育 (現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容)

本資料は、小学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、各学校における、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成する編成を図るものとする。
----	--

総則	体育科	特別の教科 道徳
第1 2 (3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。	(第5学年及び第6学年) A 体づくり運動 (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすること。 ※「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E ボール運動」、「F 表現運動」及び第1学年及び第2学年、第3学年及び第4学年の同領域においても同様に記載。 D 水泳運動 水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。 ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。 G 保健 (2) けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの簡単な手当をすること。 (ア) 交通事故や身の回りの生活の危険が原因となって起こるけがの防止には、周囲の危険に気付くこと、的確な判断の下に安全に行動すること、環境を安全に整えることが必要であること。 (イ) けがなどの簡単な手当は、速やかに行う必要があること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考え、それらを表現すること。	(第1学年及び第2学年) A 主として自分自身に関すること 【節度、節制】 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切に、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする事。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 【生命の尊さ】 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。 (第3学年及び第4学年) A 主として自分自身に関すること 【節度、節制】 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする事。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 【生命の尊さ】 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。 (第5学年及び第6学年) A 主として自分自身に関すること 【節度、節制】 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 【生命の尊さ】 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。	家庭科	
第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。 3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。	(第5学年及び第6学年) B 衣食住の生活 次の(1)から(6)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 調理の基礎 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 調理に必要な用具や食器の安全で衛生的な取扱い及び加熱調理器具の安全な取扱いについて理解し、適切に使用できること。 (6) 快適な住まい方 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 住まいの整理・整頓や清掃の仕方を理解し、適切にできること。 イ 季節の変化に合わせた住まい方、整理・整頓や清掃の仕方を考え、快適な住まい方を工夫すること。	
	特別活動	
	(学級活動) (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。 (学校行事) (3) 健康安全・体育の行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。	総合的な学習の時間
		3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の

理科	社会科
<p>(第4学年) B 生命・地球 (3) 雨水の行方と地面の様子 雨水の行方と地面の様子について、流れ方やしみ込み方に着目して、それらと地面の傾きや土の粒の大きさを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。 イ 雨水の行方と地面の様子について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること。</p> <p>(第5学年) B 生命・地球 (3) 流れる水の働きと土地の変化 流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (ア) 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。【※自然災害についても触れること。】 イ 流れる水の働きについて追究する中で、流れる水の働きと土地の変化との関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(4) 天気の変化 天気の変化の仕方について、雲の様子を観測したり、映像などの気象情報を活用したりする中で、雲の量や動きに着目して、それらと天気の変化とを関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (イ) 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。【※台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。】 イ 天気の変化の仕方について追究する中で、天気の変化の仕方と雲の量や動きとの関係についての予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現すること。</p> <p>(第6学年) B 生命・地球 (4) 土地のつくりと変化 土地のつくりと変化について、土地やその中に含まれる物に着目して、土地のつくりやでき方を多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 (イ) 土地は、火山の噴火や地震によって変化する。【※自然災害についても触れること。】 イ 土地のつくりと変化について追究する中で、土地のつくりやでき方について、より妥当な考えをつくりだし、表現すること。</p> <p>第3 2 (4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。</p>	<p>(第3学年) (3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。【※火災と事故はいずれも取り上げること。その際、どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。】 (イ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の動きを考え、表現すること。【※社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。】</p> <p>(第4学年) (2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。 (3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。【※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。】 (イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その動きを考え、表現すること。【※地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。】</p> <p>(第5学年) (5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。【※地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。】 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) 災害の種類や発生位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p> <p>(第6学年) 3 (1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げること。</p>
<p>生活科</p> <p>(第1学年及び第2学年) 【学校、家庭及び地域の生活に関する内容】 (1) 学校生活に関わる活動を通して、学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考えることができ、学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かり、楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全に登下校をしたりしようとする。 (3) 地域に関わる活動を通して、地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考えることができ、自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かり、それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする。</p> <p>(身近な人々、社会及び自然と関わる活動に関する内容) (4) 公共物や公共施設を利用する活動を通して、それらのよさを感じたり動きを捉えたりすることができ、身の回りにはみんなが使うものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かるとともに、それらを大切に、安全に気を付けて正しく利用しようとする。</p>	<p>図画工作科</p> <p>第3 3 造形活動で使用する材料や用具、活動場所については、安全な扱い方について指導する、事前に点検するなどして、事故防止に留意するものとする。</p>

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、中学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成する課程の編成を図るものとする。
----	--

総則	保健体育科
<p>第1 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。</p> <p>(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、これらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p> <p>第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等 イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。</p> <p>第6 道徳教育に関する配慮事項 道徳教育を進めるに当たっては、道徳教育の特質を踏まえ、前項までに示す事項に加え、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>3 学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。</p>	<p>(体育分野 第1学年及び第2学年) 2 内容 A 体づくり運動 (3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする、一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする、話し合いに参加しようとするなどや、健康・安全に気を配ること。 〔※「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」、「E球技」、「F武道」、「Gダンス」においても同様に記載。〕 また、第3学年の同領域においては、「健康・安全を確保すること」と記載。</p> <p>H 体育理論 (2) 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について理解すること。 (ウ) 運動やスポーツを行う際は、その特性や目的、発達の段階や体調などを踏まえて運動を選ぶなど、健康・安全に留意する必要があること。 イ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方について、自己の課題を発見し、よりよい解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝えること。 ウ 運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方についての学習に積極的に取り組むこと。</p> <p>(内容の取扱い) エ 「D水泳」の(1)の運動については、(略)。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。 カ 「F武道」については、(略)。また、武道場などの確保が難しい場合は指導方法を工夫して行うとともに、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全を十分に確保すること。 (3) 内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域及び運動の選択並びにその指導に当たっては、(略)。また、第3学年の領域の選択に当たっては、安全を十分に確保した上で、生徒が自由に選択して履修することができるよう配慮すること。その際、(略)。 (5) 集合、整頓、列の増減、方向変換などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようになるための指導については、内容の「A体づくり運動」から「Gダンス」までの領域において適切に行うものとする。</p> <p>(保健分野) (3) 傷害の防止について、課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 傷害の防止について理解を深めるとともに、応急手当をすること。 (ア) 交通事故や自然災害などによる傷害は、人的要因や環境要因などが関わって発生すること。 (イ) 交通事故などによる傷害の多くは、安全な行動、環境の改善によって防止できること。 (ウ) 自然災害による傷害は、災害発生時だけでなく、二次災害によっても生じること。また、自然災害による傷害の多くは、災害に備えておくこと、安全に避難することによって防止できること。 (1) 応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること。また、心肺蘇生法などを行うこと。 〔※包帯法、止血法など傷害時の応急手当も取り扱い、実習を行うものとする。また、効果的な指導を行うため、水泳など体育分野の内容との関連を図るものとする。〕 イ 傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。</p>
	特別の教科 道徳
	<p>第2 A 主として自分自身に関すること 〔節度、節制〕 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。こと。 D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること 〔生命の尊さ〕 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。</p>

要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。

ることに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育

社会科

- (地理的分野)
 C 日本の様々な地域
 (1) 地域調査の手法
 ※地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
 場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 (7) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。
 (4) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。
 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) 地域調査において、対象となる場所の特徴などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。
 (2) 日本の地域的特色と地域区分
 次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
 ① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信
 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 (7) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。
 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、地域の共通点や差異、分布などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。
 (4) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく地域区分などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。
 (3) 日本の諸地域
 次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。
 ① 自然環境を中核とした考察の仕方
 ② 人口や都市・村落を中核とした考察の仕方
 ③ 産業を中核とした考察の仕方
 ④ 交通や通信を中核とした考察の仕方
 ⑤ その他の事象を中核とした考察の仕方
 ア 次のような知識を身に付けること。
 (7) 幾つかに区分した日本のそれぞれの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。
 (4) ①から⑤までの考察の仕方を取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。
 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤までで扱う中核となる事象の成立条件を、地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。
 (4) 地域の在り方
 ※取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。
 空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 次のような知識を身に付けること。
 (7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。
 (4) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。
 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。
 3
 (1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。
 (5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。
 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。

理科

- (第2分野)
 (2) 大地の成り立ちと変化
 ア 大地の成り立ちと変化を地表に見られる様々な事象・現象と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。
 (7) 身近な地形や地層、岩石の観察
 ⑦ 身近な地形や地層、岩石の観察
 身近な地形や地層、岩石などの観察を通して、土地の成り立ちや広がり、構成物などについて理解するとともに、観察器具の操作、記録の仕方などの技能を身に付けること。
 (4) 地層の重なりと過去の様子
 ⑦ 地層の重なりと過去の様子
 地層の様子やその構成物などから地層の成り立ちを考察し、重なり方や広がり方についての規則性を見だして理解するとともに、地層とその中の化石を手掛かりとして過去の環境と地質年代を推定できることを理解すること。
 (7) 火山と地震
 ⑦ 火山活動と火成岩
 火山の形、活動の様子及びその噴出物を調べ、それらを地下のマグマの性質と関連付けて理解するとともに、火山岩と深成岩の観察を行い、それらの組織の違いを成因と関連付けて理解すること。
 ※「火山」については、粘性と関係付けながら代表的な火山を扱うこと。「マグマの性質」については、粘性を扱うこと。「火山岩」及び「深成岩」については、代表的な岩石を扱うこと。また、代表的な造岩鉱物も扱うこと。
 ④ 地震の伝わり方と地球内部の働き
 地震の体験や記録を基に、その揺れの大きさや伝わり方の規則性に気付くとともに、地震の原因を地球内部の働きと関連付けて理解し、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。
 ※地震の現象面を中心に扱い、初期微動継続時間と震源までの距離との定性的な関係にも触れること。また、「地球内部の働き」については、日本付近のプレートの動きを中心に扱い、地球規模でのプレートの動きにも触れること。その際、津波発生時の仕組みについても触れること。
 (1) 自然の恵みと火山災害・地震災害
 ⑦ 自然の恵みと火山災害・地震災害
 自然がもたらす恵み及び火山災害と地震災害について調べ、これらを火山活動や地震発生時の仕組みと関連付けて理解すること。
 ※「火山災害と地震災害」については、記録や資料などを用いて調べること。
 イ 大地の成り立ちと変化について、問題を見だし見通しをもって観察、実験などを行い、地層の重なり方や広がり方の規則性、地下のマグマの性質と火山の形との関係性などを見いだして表現すること。
 (4) 気象とその変化
 ア 気象要素と天気の変化との関係に着目しながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。
 (7) 気象観測
 ⑦ 気象要素
 気象要素として、気温、湿度、気圧、風向などを理解すること。また、気圧を取り上げ、圧力についての実験を行い、圧力は力の大きさと面積に関係があることを見いだして理解するとともに、大気圧の実験を行い、その結果を空気の重さと関連付けて理解すること。
 ④ 気象観測
 校庭などで気象観測を継続的にを行い、その観測記録などに基づいて、気温、湿度、気圧、風向などの変化と天気との関係を見いだして理解するとともに、観測方法や記録の仕方を身に付けること。
 (4) 天気の変化
 ⑦ 霧や雲の発生
 霧や雲の発生についての観察、実験を行い、そのでき方を気圧、気温及び湿度の変化と関連付けて理解すること。
 ④ 前線の通過と天気の変化
 前線の通過に伴う天気の変化の観測結果などに基づいて、その変化を暖気、寒気と関連付けて理解すること。
 (7) 日本の気象
 ⑦ 日本の天気の特徴
 天気図や気象衛星画像などから、日本の天気の特徴を気団と関連付けて理解すること。
 ④ 大気の動きと海洋の影響
 気象衛星画像や調査記録などから、日本の気象を日本付近の大気の動きや海洋の影響に関連付けて理解すること。
 (1) 自然の恵みと気象災害
 ⑦ 自然の恵みと気象災害
 気象現象がもたらす恵みと気象災害について調べ、これらを天

<p>[自然愛護] 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。</p>
<p>総合的な学習の時間</p>
<p>第2 3 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。</p>
<p>特別活動</p>
<p>(学級活動) (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成 節度ある生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。</p> <p>(学校行事) (3) 健康安全・体育的行事 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。</p>
<p>(技術分野) A 材料と加工の技術 (2) 生活や社会における問題を、材料と加工の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける ア 製作に必要な図をかき、安全・適切な製作や検査・点検等ができること。</p> <p>B 生物育成の技術 (2) 生活や社会における問題を、生物育成の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける ア 安全・適切な栽培又は飼育、検査等ができること。</p> <p>C エネルギー変換の技術 (2) 生活や社会における問題を、エネルギー変換の技術によって解決する活動を通して、次の事項を身に付ける ア 安全・適切な製作、実装、点検及び調整等ができること。 [※内容の「Cエネルギー変換の技術」の(1)については、電気機器や屋内配線等の生活の中で使用する [※各内容における(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 イ イでは、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性などに着目し、技術が最適化されてきたこと [※各内容における(2)及び内容の「D情報の技術」の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。 [エ 製作・制作・育成場面で使用する工具・機器や材料等については、図画工作科等の学習経験を踏</p> <p>(家庭分野) B 衣食住の生活 次の(1)から(7)までの項目について、課題をもって、健康・快適・安全で豊かな食生活、衣生活、 (3) 日常食の調理と地域の食文化 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (イ) 食品や調理用具等の安全と衛生に留意した管理について理解し、適切にできること。 (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 ア 製作する物に適した材料や縫い方について理解し、用具を安全に取り扱い、製作が適切にできること (6) 住居の機能と安全な住まい方 ア 次のような知識を身に付けること。 (イ) 家庭内の事故の防ぎ方など家族の安全を考えた住空間の整え方について理解すること。 イ 家族の安全を考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。 [※内容の「B衣食住の生活」については、次のとおり取り扱うものとする。 ク (6)のアについては、簡単な図などによる住空間の構想を扱うこと。また、ア及びイについては、 いても扱うこと。</p> <p>第3 3 実習の指導に当たっては、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用 家庭分野においては、幼児や高齢者に関わるなど校外での学習について、事故の防止策及び事故発生 ものとする。</p>

- (7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。
- (4) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用を高めるようにすること。
- ウ (3) については、次のとおり取り扱うものとする。
- (4) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。

- 気の変化や日本の気象と関連付けて理解すること。
 [※「気象災害」については、記録や資料などをを用いて調べる]
 こと。]
- イ 気象とその変化について、見通しをもって解決する方法を立案して観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し、天気の変化や日本の気象についての規則性や関係性を見いだして表現すること。
- (7) 自然と人間
 自然環境を調べる観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、自然環境を調べる観察、実験などに関する技能を身に付けること。
 (7) 生物と環境
 ㊦ 地域の自然災害
 地域の自然災害について、総合的に調べ、自然と人間との関わり方について認識すること。
 イ 身近な自然環境や地域の自然災害などを調べる観察、実験などを行い、自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について、科学的に考察して判断すること。
 [※地域の自然災害を調べたり、記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。]

(公民的分野)

- A 私たちと現代社会
- (1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色
 位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 次のような知識を身に付けること。
 (7) 現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。
 [※「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的事例を取り上げたりすること。]
- B 私たちと経済
- (2) 国民の生活と政府の役割
 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 次のような知識を身に付けること。
 (7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。
- D 私たちと国際社会の諸課題
- (1) 世界平和と人類の福祉の増大
 対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

- 第3
 3 観察、実験、野外観察の指導に当たっては、特に事故防止に十分留意するとともに、使用薬品の管理及び廃棄についても適切な措置をとるよう配慮するものとする。

美術科

- 第3
 3 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

技術・家庭科

ことができるよう指導する。

とができるよう指導する。

けることができるよう指導する。

製品やシステムの安全な使用についても扱うものとする。]

とに気付かせること。]

まえるとともに、安全や健康に十分に配慮して選択すること。]

住生活に向けて考え、工夫する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

と。

内容の「A家族・家庭生活」の(2)及び(3)との関連を図ること。さらに、アの(イ)及びイについては、自然災害に備えた住空間の整え方につ

具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。(略)

時の対応策等を綿密に計画するとともに、相手に対する配慮にも十分留意するものとする。また、調理実習については、食物アレルギーにも配慮する

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、高等学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

「高等学校学習指導要領（抄）」

第1章 総則

第1款 高等学校教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(3)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実を努めること。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間をもとより、各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等
イ 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

第7款 道徳教育に関する配慮事項

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるように留意すること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各学科に共通する各教科

第2節 地理歴史

第2款 各科目

第1 地理総合

2 内容

C 持続可能な地域づくりと私たち

(1) 自然環境と防災

人間と自然環境との相互依存関係や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(7) 我が国をはじめ世界で見られる自然災害や生徒の生活圏で見られる自然災害を基に、地域の自然環境の特色と自然災害への備えや対応との関わりとともに、自然災害の規模や頻度、地域性を踏まえた備えや対応の重要性などについて理解すること。

(4) 様々な自然災害に対応したハザードマップや新旧地形図をはじめとする各種の地理情報について、その情報を収集し、読み取り、まとめる地理的技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(7) 地域性を踏まえた防災について、自然及び社会的条件との関わり、地域の共通点や差異、持続可能な地域づくりなどに着目して、主題を設定し、自然災害への備えや対応などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとすること。

ウ 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。

日本は変化に富んだ地形や気候をもち、様々な自然災害が多発することから、早くから自然災害への対応に努めてきたことなどを、具体例を通して取り扱うこと。その際、地形図やハザードマップなどの主題図の読図など、日常生活と結び付いた地理的技能を身に付けるとともに、防災意識を高めるよう工夫すること。

「我が国をはじめ世界で見られる自然災害」及び「生徒の生活圏で見られる自然災害」については、それぞれ地震災害や津波災害、風水害、火山災害などの中から、適切な事例を取り上げる。

第2 地理探究

2 内容

A 現代世界の系統地理的考察

(1) 自然環境

場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象を基に、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、地球環境問題の現状や要因、解決に向けた取組などについて理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 (7) 地形、気候、生態系などに関わる諸事象について、場所の特徴や自然及び社会的条件との関わりなどに着目して、主題を設定し、それらの事象の空間的な規則性、傾向性や、関連する地球的課題の要因や動向などを多面的・多角的に考察し、表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容のAにおける、次のとおり取り扱うものとすること。
 分析、考察の過程を重視し、現代世界を系統地理的に捉える視点や考察方法が身に付くよう工夫すること。

(7) (1)については、次のとおり取り扱うこと。
 ここで取り上げる自然環境については、「地理総合」の内容のCの(1)の自然環境と防災における学習を踏まえた取扱いに留意すること。

第3節 公民

第2款 各科目

第1 公共

2 内容

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 自立的な主体としてよりよい社会の形成に参画する私たちが

(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

カ 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとすること。
 (キ) アの(エ)については、(7)から(ウ)までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

第3 政治・経済

2 内容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(2) 現代日本における政治・経済の諸課題の探究
 社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、他者と協働して持続可能な社会の形成が求められる現代日本社会の諸課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、地域社会の自立と政府、多様な働き方・生き方を可能にする社会、産業構造の変化と起業、歳入・

歳出両面での財政健全化、食料の安定供給の確保と持続可能な農業構造の実現、防災と安全・安心な社会の実現などについて、取り上げた課題の解決に向けて政治と経済とを関連させて多面的・多角的に考察、構想し、よりよい社会の在り方についての自分の考えを説明、論述すること。

第5節 理科

第2款 各科目

第1 科学と人間生活

2 内容

(2) 人間生活の中の科学

身近な自然の事象・現象及び日常生活や社会の中で利用されている科学技術を取り上げ、それらについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学と人間生活との関わりについて認識を深めるとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(エ) 宇宙や地球の科学

① 自然景観と自然災害

自然景観と自然災害に関する観察、実験などを行い、身近な自然景観の成り立ちと自然災害について、人間生活と関連付けて理解すること。

イ 光や熱の科学、物質の科学、生命の科学、宇宙や地球の科学について、問題を思いだし見通しをもって観察、実験などを行い、人間生活と関連付けて、科学的に考察し表現すること。

3 内容の取扱い

(エ)の①については、地域の自然景観とその変化、自然災害を地域の地質や地形、気候などの特性や地球内部のエネルギーによる変動と関連付けて扱うこと。「身近な自然景観の成り立ち」については、身近な地域の自然景観が長い時間の中で変化してできたことを扱うこと。「自然災害」については、流水の作用や土石流などの作用、地震や火山活動によって発生する災害を扱うこと。また、防災にも触れること。

第8 地学基礎

2 内容

(1) 地球のすがた

地球のすがたについての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 地球のすがたについて、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(イ) 活動する地球

① 火山活動と地震

火山活動や地震に関する資料に基づいて、火山活動と地震の発生の仕組みをプレートトの運動と関連付けて理解すること。

(ウ) 大気と海洋

② 地球の熱収支

気圧や気温の鉛直方向の変化などについての資料に基づいて、大気の

構造の特徴を見いだして理解するとともに、太陽放射の受熱量と地球放射の放熱量が釣り合っていることを理解すること。

イ 地球のすがたについて、観察、実験などを通して探究し、惑星としての地球、活動する地球、大気と海洋について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

(2) 変動する地球
変動する地球についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 変動する地球について、宇宙や太陽系の誕生から今日までの一連の時間の中で捉えながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。また、自然環境の保全の重要性について認識すること。

(1) 地球の環境
④日本の自然環境
日本の自然環境を理解し、それらがもたらす恩恵や災害など自然環境と人間生活との関わりについて認識すること。

イ 変動する地球について、観察、実験などを通して探究し、地球の変遷、地球の環境について、規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

内容の(1)の(1)の④の「火山活動」については、プレート発散境界と収束境界における火山活動を扱い、ホットスポットにおける火山活動にも触れること。また、多様な火成岩の成因をマクマと関連付けて扱うこと。「地震の発生の仕組み」については、プレートの収束境界における地震を中心に扱い、プレート内地震についても触れること。(ウ)の⑦については、温室効果に触れること。また、「大気の構造」については、大気中で見られる現象にも触れること。内容の(2)の(1)の④の「恩恵や災害」については、日本に見られる気象現象、地震や火山活動など特徴的な現象を扱うこと。また、自然災害の予測や防災にも触れること。

第9 地学

2 内容

(2) 地球の活動と歴史

(7) 地球の活動

④地震と地殻変動

世界の震源分布についての資料に基づいて、プレート境界における地震活動の特徴をプレート運動と関連付けて理解するとともに、それに伴う地殻変動などについて理解すること。

⑤火成活動

島弧－海溝系における火成活動の特徴を、マグマの発生と分化及び火成岩の形成と関連付けて理解すること。

(1) 地球の歴史

⑦地表の変化

風化、侵食、運搬及び堆積の諸作用による地形の形成について、身近な地形と関連付けて理解すること。

イ 地球の活動と歴史について、観察、実験などを通して探究し、地球の活動の特徴と歴史の概要を見いだして表現すること。

(3) 地球の大気と海洋

地球の大気と海洋についての観察、実験などを通して、次の事項を身に付けることができよう指導する。

ア 地球の大気と海洋について、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。

(7) 大気の構造と気象

④大気の運動と気象

大循環と対流による現象及び日本や世界の気象の特徴を理解すること。

(1) 海洋と海水の運動

④海水の運動

海水の運動と循環及び海洋と大気の相互作用について理解すること。

イ 地球の大気と海洋について、観察、実験などを通して探究し、地球の大気と海洋の構造や運動の規則性や関係性を見いだして表現すること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)の(7)の④の「地震活動の特徴」については、地震災害にも触れること。「地殻変動」については、活断層と地形との関係にも触れること。⑤の「火成活動の特徴」については、火山災害にも触れること。

(1)の⑦については、段丘、陸上及び海底の堆積物も扱うこと。「地形の形成」については、土砂災害にも触れること。内容の(3)の(7)の④の「大循環」による現象については、偏西風波動と地上の高気圧や低気圧との関係も扱うこと。「対流」による現象については、大気の安定と不安定にも触れること。「日本や世界の気象の特徴」については、人工衛星などから得られる情報も活用し、大気の大循環と関連させて扱うこと。また、気象災害にも触れること。

(1)の④の「海水の運動と循環」については、波浪と潮汐も扱うこと。また、高潮災害にも触れること。「海洋と大気の相互作用」については、地球上の水の分布と循環にも触れること。

第3章 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

指導計画の作成に当たっては、第2章第5節理科「第1 目標」及び「第2 各科目の目標及び内容」に照らして、各科目の目標や内容ねらいが十分達成できるように次の事項に配慮する。

(7) 観察、実験、野外観察などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止に十分留意するとともに、使用薬品などの管理及び廃棄についても適切な措置を講ずること。

第6節 保健体育

第2款 各科目

第1 体育

D 水泳

- (3) 水泳に主体的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする。役割を積極的に引き受け自己の責任を果たそうとする。一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとする。ことなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。(なお、「保健」における応急手当の内容との関連を図ること。)

第2 保健

内容

- (1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- イ 現代社会と健康について、課題を発見し、健康や安全に関する原則や概念に着目して解決の方法を思考し判断するとともに、それらを表現すること。

- (2) 安全な社会生活について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- ア 安全な社会生活について理解を深めるとともに、応急手当を適切にすること。

(7)安全な社会づくり

安全な社会づくりには、環境の整備とそれに応じた個人の取組が必要であること。また、交通事故を防止するには、車両の特性の理解、安全な運転や歩行など適切な行動、自他の生命を尊重する態度、交通環境の整備が関わること。交通事故には補償をはじめとした責任が生じること。

(1)応急手当

適切な応急手当は、傷害や疾病の悪化を軽減できること。応急手当には、正しい手順や方法があること。また、応急手当は、傷害や疾病によって身体が時間の経過とともに損なわれていく場合があることから、速やかに行う必要があること。

心肺蘇生法などの応急手当を適切に行うこと。

- イ 安全な社会生活について、安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること。

3 内容の取扱い

- (5) 内容の(2)のアの(7)については、犯罪や自然災害などによる傷害の防止についても、必要に応じ関連付けて扱うよう配慮するものとする。また、交通安全については、二輪車や自動車を中心に取り上げるものとする。

- (6) 内容の(2)のイについては、実習を行うものとし、呼吸器系及び循環器系の機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする。また、

効果的な指導を行うため、「体育」の「D水泳」などとの関連を図るよう配慮するものとする。

第7節 芸術

第2款 各科目

第4 美術I

3 内容の取扱い

- (10) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第5 美術II

3 内容の取扱い

- (3) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱いものとする。

第6 美術III

3 内容の取扱い

- (2) 内容の取扱いに当たっては、「美術I」の3の(3)から(10)まで、「美術II」の3の(1)と同様に取り扱いものとする。

第7 工芸I

3 内容の取扱い

- (9) 事故防止のため、特に、刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導などを徹底するものとする。

第8 工芸II

3 内容の取扱い

- (3) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)までと同様に取り扱いものとする。

第9 工芸III

3 内容の取扱い

- (2) 内容の取扱いに当たっては、「工芸I」の3の(2)から(9)まで、「工芸II」の3の(1)と同様に取り扱いものとする。

第9節 家庭

第1款 各科目

第1 家庭基礎

2 内容

B 衣食住の生活の自立と設計

- 次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
- (1) 食生活と健康

イ 食の安全や食品の調理上の性質、食文化の継承を考慮した献立作成や調理計画、健康や環境に配慮した食生活について考察し、自己や家族の食事を工夫すること。

(2) 衣生活と健康
イ 被服の機能性や快適性について考察し、安全で健康や環境に配慮した被服の管理や目的に応じた着装を工夫すること。

(3) 住生活と住環境
ア ライフステージに応じた住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について理解し、適切な住居の計画・管理に必要な技能を身に付けること。
イ 住居の機能性や快適性、住居と地域社会との関わりについて考察し、防災などの安全や環境に配慮した住生活や住環境を工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第2 家庭総合

2 内容

B 衣食住の生活の科学と文化
次の(1)から(3)までの項目について、健康・快適・安全な衣食住の生活を主体的に営むために、実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 食生活の科学と文化
ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(7) 食生活を取り巻く課題、食の安全と衛生、日本と世界の食文化など、食と人との関わりについて理解すること。

(2) 衣生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(1) ライフステージの特徴や課題に着目し、身体特性と被服の機能及び着装について理解するとともに、健康と安全、環境に配慮した自己と家族の衣生活の計画・管理に必要な情報の収集・整理ができること。

(3) 住生活の科学と文化

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
(1) ライフステージの特徴や課題に着目し、住生活の特徴、防災などの安全や環境に配慮した住居の機能について科学的に理解し、住生活の計画・管理に必要な技能を身に付けること。

(ウ) 家族の生活やライフスタイルに応じた持続可能な住居の計画について理解し、快適で安全な住空間を計画するために必要な情報を収集・整理できること。

イ 主体的に住生活を営むことができるようライフステージと住環境に配慮した住居の計画、防災などの安全や環境に配慮した住生活とまちづくり、日本の住文化の継承・創造について考察し、工夫すること。

C 持続可能な消費生活・環境
次の(1)から(3)までの項目について、持続可能な社会を構築するために実践的・体験的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(3) 持続可能なライフスタイルと環境
イ 持続可能な社会を目指して主体的に行動できるよう、安全で安心な生活と消費及び生活文化について考察し、ライフスタイルを工夫すること。

第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備の安全管理に配慮し、学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意するものとする。

第4章 総合的な探究の時間

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報・環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

[ホームルーム活動]

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
オ 生命の尊重と心身ともに健康で安全な生活態度や規律ある習慣の確立
エ 健全な生活を送るなど現在及び生涯にわたって心身の健康を保持増進することや、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。

[学校行事]

2 内容

(3) 健康安全・体育的行事
イ 心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。

防災を含む安全に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、特別支援学校学習指導要領における「防災を含む安全に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、掲載したものです。

【特別支援学校幼稚部教育要領（抄）】

第1章 総則

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

(1) 健康な心と体

幼稚部における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かつて心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

第4 教育課程の役割と編成等

6 全体的な計画の作成

各学校においては、教育課程と、学校保健計画、学校安全計画などを関連させ、一体的に教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成するものとする。

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項

3 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等にじた保健及び安全に十分留意するものとする。

第2章 ねらい及び内容

健康、人間関係、環境、言葉及び表現

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すねらい、内容及び内容の取扱いに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等に十分配慮するものとする。

【特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に関する指導、安全に関する指導における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科や家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の保健体育科や技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）及び特別活動の時間

はもとより、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6節 学校運営上の留意事項

- 1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるよう留意するものとする。

第7節 道徳教育に関する配慮事項

- 3 小学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、児童の日常生活に生かされるようすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。
- 5 中学部においては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道徳教育の指導内容が、生徒の日常生活に生かされるようすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

第2章 各教科

第1節 小学部

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

第1 各教科の目標及び内容

〔生活〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

1 安全

危険なことや危険な場所等における安全に関わる初歩的な学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 身の回りの安全に気づき、教師と一緒に安全な生活に取り組みうとすること。

(1) 安全に関わる初歩的な知識や技能を身に付けること。

○ 2段階

(2) 内容

1 安全

道具や器具の使い方、避難訓練等の基本的な安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (7)身近な生活の安全に関心をもち、教師の援助を求めながら、安全な生活に取り組もうとすること。
 (1)安全や防災に関わる基礎的な知識や技能を身に付けること。

○ 3段階
 (2) 内 容
 イ 安全

- 交通安全や避難訓練等の安全や防災に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 (7)日常生活の安全や防災に関心をもち、安全な生活をするよう心がけること。
 (1)安全や防災に関わる知識や技能を身に付けること。

〔図画工作〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

- (2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 ア 造形活動においては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔体育〕

2 各段階の目標及び内容

(2) 内 容

- A 体づくり運動
 ウ 簡単なきままりを守り、友達とともに安全に楽しく、基本的な体づくり運動をしようとすること。
 ※ 「B 器械・器具を使った運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」 各段階同領域においても同様に記載

G 保健

- 健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 教師の支援を受けながら、健康な生活に必要な事柄をすること。
 イ 健康な生活に必要な事柄に慣れ、感じたことを他者に伝えること。

○ 3段階

(2) 内 容

- A 体づくり運動
 ウ きままりを守り、自分から友達と仲よく楽しく基本的な体づくり運動をしたり、場や用具の安全に気を付けたりしようとすること。

- ※ 「B 器械・器具を使った運動」、「C 走・跳の運動」、「D 水の中での運動」、「E ボールを使った運動やゲーム」、「F 表現運動」 各段階同領域においても同様に記載

G 保健

- 健康な生活に必要な事柄について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ア 健康や身体の変化について知り、健康な生活に必要な事柄に関する基本的な知識や技能を身に付けること。

- イ 健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。

第2節 中学部

〔社会〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

- (7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ⑦ 地域の安全を守るため、関係機関が地域の人々と協力していることが分かること。
 ④ 地域における災害や事故に対する施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、そこに関わる人々の働きを考え、表現すること。

○ 2段階

(2) 内 容

ウ 地域の安全

- (7)地域の安全に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 ⑦ 地域の関係機関や人々は、過去に発生した地域の自然災害や事故害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。
 ④ 過去に発生した地域の自然災害や事故、関係機関の協力などに着目して、危険から人々を守る活動と働きを考え、表現すること。

〔理科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 2段階

(2) 内 容

B 地球・自然

ア 雨水の行方と地面の様子

- (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 ⑦ 水は、高い場所から低い場所へと流れて集まること。
 ④ 水のしみ込み方は、土の粒の大きさによって違いがあること。
 (1) 雨水の流れ方やしみ込み方と地面の傾きや土の粒の大きさとの関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

イ 天気の変化

- (7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。
 ⑦ 天気によって1日の気温の変化の仕方に違いがあること。
 ④ 水は、水面や地面などから蒸発し、水蒸気になって空気中に含まれていくこと。

(1) 天気の様子や水の状態変化と気温や水の行方との関係について調べる中で、見いだした疑問について、既習の内容や生活経験を基に予想し、表現すること。

〔美術〕

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) 2の各段階の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
ア 「A表現」の指導に当たっては、材料や用具の安全な使い方について指導するとともに、活動場所を事前に点検するなどして、事故防止について徹底すること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

A 体づくり運動

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に進んで取り組み、きままりを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をすること。

※ 「B 器械運動」、「C 陸上運動」、「D 水泳運動」、「E 球技」、「F 武道」、「G タンズ」各段階同領域においても同様に記載。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方が分かり、基本的な知識及び技能を身に付けること。

イ 自分の健康・安全についての課題を見付け、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

○ 2段階

A 体づくり運動

ウ 体ほぐしの運動や体の動きを高める運動に積極的に取り組み、きままりを守り、友達と助け合ったり、場や用具の安全に留意したりし、自己の力を発揮して運動をすること。

H 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方について理解し、基本的な技能を身に付けること。

イ 自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

〔職業・家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

① 作業に当たり安全や衛生について気付き、工夫すること。

○ 2段階

(2) 内容

職業分野

A 職業生活

イ 職業

(1) 職業生活に必要な思考力、判断力、表現力等について、次のとおりとする。

① 作業上の安全や衛生及び作業の効率について考えて、工夫すること。

家庭分野

B 衣食住の生活

オ 快適で安全な住まい方
住まいの整理・整頓や清掃などに関わるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができよう指導する。

(7) 快適な住まい方や、安全について理解し、実践すること。

(4) 季節の変化に合わせた快適な住まい方に気付き、工夫すること。

第5章 総合的な学習の時間

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

1 児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探究的な学習を行う生徒には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

第6章 特別活動

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少数数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流

及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容的指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

【特別支援学校高等部学習指導要領（抄）】

第1章 総則

第2節 教育課程の編成

第1款 高等部における教育の基本と教育課程の役割

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第3款の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

(3) 学校における体育・健康に関する指導を、生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通して適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かな心身の健康の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科、家庭科及び特別活動の時間をもとより、各教科・科目、総合的な探究の時間及び自立活動（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳科、総合的な探究の時間及び自立活動。）などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

第6款 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価等、教育課程外の活動との連携等
(2) 教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等の対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意するものとする。

3 学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えらるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実す

ること。また、道徳教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

第2章 各教科

第2節 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

第1款 各学科に共通する各教科の目標及び内容

〔社会〕

○ 1段階

(2) 内容

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 自然災害は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害が国土と国民生活に影響を及ぼすことを理解すること。
- ㊧ 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

○ 2段階

ウ 我が国の国土の自然環境と国民生活

(7) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連に関わるるる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ㊦ 自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。
- ㊧ 国土の環境保全について、自分たちができることを考え、表現すること。

3 指導計画の作成と内容の取扱い

(ウ) については、我が国の豊かな自然環境が国民生活に多くの恩恵を与えている一方で、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などの自然災害と、大気の汚染、水質の汚濁などの公害を取り上げ、自然災害や生活環境に関心をもち、日常生活の中で必要な注意事項を考慮することにより、環境保全のためには国民一人一人の協力が必要であることを身に付けていくようにすること。

〔理科〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

B 地球・自然

ア 流れる水の働きと土地の変化

流れる水の働きと土地の変化について、水の速さや量に着目して、それらの条件を制御しながら調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 雨の降り方によって、流れる水の速さや量は変わり、増水により土地の様子が大きく変化する場合があること。

イ 天気の変化

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 天気の変化は、雲の量や動きと関係があること。

④ 天気の変化は、映像などの気象情報を用いて予想できること。

(3) 内容の取扱い

ウ (2)の「B地球・自然」のアの「流れる水の動きと土地の変化」の(7)の⑥については、自然災害についても触れること。

エ (2)の「B地球・自然」のイの「天気の変化」の(7)の④については、台風の進路による天気の変化や台風と降雨との関係及びそれに伴う自然災害についても触れること。

○ 2段階

ア 土地のつくりと変化

(7) 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けること。

⑦ 土地は、火山の噴火や地震によって変化すること。

(3) 内容の取扱い

ウ (2)の「B地球・自然」のアの「土地のつくりと変化」については、次のとおり取り扱うものとする。

(1)(7)の⑥については、自然災害についても触れること。

〔保健体育〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

イ 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等を理解するとともに、健康で安全な個人生活を営むための技能を身に付けること。

イ 健康・安全に関わる他の課題を発見し、その解決のための方策を工夫したり、仲間と考えたりしたことを他者に伝えること。

○ 2段階

イ 保健

健康・安全に関する事項について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 心身の発育・発達、傷害の防止及び疾病の予防等の理解を深めるとともに、健康で安全な個人生活及び社会生活を営むための目的に応じた技能を身に付けること。

イ 健康・安全に関わる他の課題を発見し、よりよい解決のために仲間と思考し判断したことを、目的や状況に応じて他者に伝えること。

〔家庭〕

2 各段階の目標及び内容

○ 1段階

(2) 内容

B 衣食住の生活

住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

住居の基本的な機能や快適で安全な住まい方に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 家族の安全や快適さを考えた住空間について考え、表現すること。

○ 2段階

B 衣食住の生活

住居の基本的な機能と快適で安全な住まい方

オ (1) 家族の安全や快適さを考えた住空間の整え方について考え、工夫すること。

第4章 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第4章に示すものに基づき、次に示すところによるものとする。

1 生徒の障害の状態や発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮すること。

2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じ、中学部又は中学校までの学習を踏まえ、高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮すること。

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、探究的な学習を行う場合には、知的障害のある生徒の学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けながら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮すること。

第5章 特別活動

特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

1 指導計画の作成に当たっては、生徒の少人数からくる種々の制約を解消し、積極的な集団活動が行われるよう配慮する必要があること。

2 生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して高等学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、生徒の障害の状態や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。



巻末資料

- ・地震に関する Q & A
- ・地震発生時の心得 10ヶ条
- ・救命処置の手順（心肺蘇生法と AED）
- ・学校安全度の評価
- ・防災に役立つ情報
- ・防災教育に関する参考資料

地震に関する Q & A

Q 津波とは？

津波の特徴は？

A 海底の下で大きな地震が起こると、海底の地盤が隆起・沈降し、海水も大きく押し上げられたり沈み込んだりして水位が変わり、四方に広がっていきます。これが津波です。

一般的に、V字型の形状をした湾に津波が押し寄せた場合、湾奥に向かうほど水路が狭くなり、行き場を失った津波はより大きな（高い）津波となって湾奥を襲います。また、水深が浅くなっても同様に津波は大きくなります。

津波が押し寄せる速さは水深に比例し、水深が深い太平洋上ではジェット機並の速度、大陸棚では新幹線並になり、水深の浅い沿岸部や河川等では自動車の速度位になります。

Q 直下型地震とは？

海溝型地震とは？

A 直下型地震とは、内陸部の活断層がずれることにより発生する地震で、阪神・淡路大震災は都市直下型地震でした。

海溝型地震とは、海側のプレートの潜り込みによって陸側のプレートが引きずられて境目に歪がたまり、その歪がある限界に達したときに、元に戻ろうとして跳ね返ることで発生する地震です。

Q 南海トラフ巨大地震の

発生確率はどのくらい？

A 地震調査研究推進本部によると、南海トラフ巨大地震が10年以内に発生する確率は30%程度、30年以内では70%~80%、さらに50年以内では90%程度もしくはそれ以上と考えられています。

過去1400年間を見ると、南海トラフでは約100~200年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海地震（1946年）がこれに当たりますが、これらの地震が起きてからすでに70年近くが経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まっています。

Q 震度（階級）とは？

M（マグニチュード）とは？

A 震度とは、ある場所の地震動（揺れ）の強さを、体感、周囲の物体や建造物への影響などに基き段階に分けて数値で示したものです。以前は気象台職員の体感によって決定していましたが、平成8年から、計測震度計で観測した計測震度によるものと定義され、0~7の8階級のうち5及び6を弱と強に細分化した10階級となりました。

マグニチュードとは、震源域から発生する地震波のエネルギーに関連する量で、マグニチュードが2.0異なるとエネルギーは1000倍異なります。

Q 津波が予想されるときには、

どこに逃げたらいい？

A 津波の発生の恐れがある場合は、地震発生から約3分を目標に津波予報（津波警報または津波注意報）が発表されます。震度2以下の小さな揺れでも津波予報が出ることがありますので充分注意してください。

ラジオ・テレビによる気象庁等からの情報に注意し、津波による浸水が予想される地域では、各市町村が作成したハザードマップ及び地域防災計画に従い、所定の避難所に速やかに避難してください。

また、津波は海だけでなく川にも押し寄せ、川を遡ります。たとえ地震から身を守るためでも、河口近くの津波の被害が懸念される河川公園等には避難しないよう注意しましょう。

Q 天気は予報ができるのに

どうして地震は予知できないの？

A 50年ほど前までは、台風が近づいてきてもわかりませんでした。今のように天気がそれなりに正確に予報できるのは、人工衛星などで広い地域の空の様子を調べることができるからです。

地震を予知するためには、地震が起こる場所である地下深い所についてよく知る必要がありますが、残念ながら、今の科学技術でも地下の状態を正確に知ることは非常に難しいのです。

このため、現在でも地震の予知は困難です。

<知っておこう>

◇9月1日は 防災の日（大正12年、関東大震災が発生した日）

◇11月5日は 津波防災の日（安政元年、安政南海地震が発生した日）

◇1月17日は 防災とボランティアの日（平成7年、阪神・淡路大震災が発生した日）

地震発生時の心得 10ヶ条



1 まず、わが身の安全を図れ！！

○揺れたら、座布団・まくらなどを頭にかぶり、丈夫な机やテーブルなどの下に身をかくす。

2 おさまれば、すばやく火元の始末

○揺れがおさまったら、使用中のガス器具やストーブなどは、すばやく火を消し、ガスの元栓を締め、コンセントは抜く。

3 戸を開けて、すばやく出口の確保

○玄関や窓などの扉を開けて、出口を確保する。



4 火が出たら、協力してまず消火

○万一、出火したら、ボヤのうちに消火バケツ・消火器などで消し止める。

○大声で隣近所に声をかけ、みんなで協力しあって初期消火につとめる。

5 あわてて外に飛びだすな！！

○大揺れは、長くても1分程度でおさまるので、周囲をよく確認して、あわてず落ち着いて行動する。

6 狭い路地・塀ぎわ・がけや川べりに近寄るな

○せまい路地や塀ぎわは、かわらや看板などが落ちてきたり、ブロック塀が倒れてくるおそれがあるので、近づかない。

○がけや川べりは、崩れやすくなっているので、近づかない。



7 津波・山崩れ、がけ崩れに注意！！

○海で地震を感じたら、海岸をはなれすばやく高台に避難する。

○津波警報や注意報が解除になるまで、海岸には近づかない。

○山ぎわの急傾斜にいるときは、すばやくその場から避難する。



8 避難は徒歩で持ち物は最小限に

○必ず徒歩で避難する。

○携帯品は必要品だけにして、背負えるようにする。

○乳幼児・お年寄り・障がいのある方などの避難の手伝いをする。

9 みんなで協力しあって応急手当

○軽いケガなどの処置は、みんなで協力し合って応急手当を行う。



10 正しい情報の入手を

○テレビやラジオの報道に注意して、デマにまどわされない。

○役所・消防・警察などの広報や指示にしたがって、冷静に行動する。



★ 対処の仕方については、様々な状況により異なる場合があります。

冷静に状況を判断し、まずは自分自身の安全確保を最優先に考えて行動しましょう。

その他の「知っ得情報」

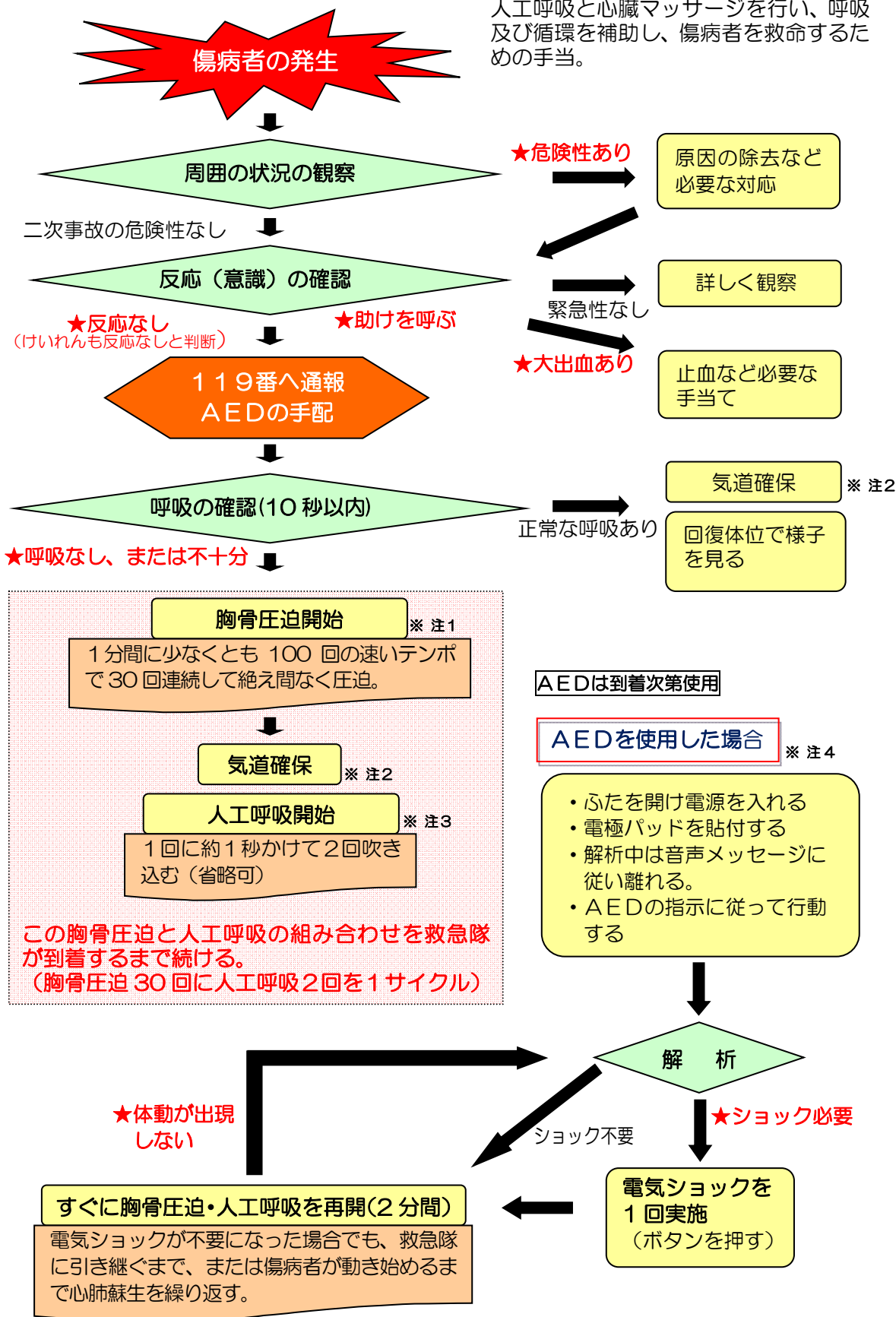
【家の中での地震対策】

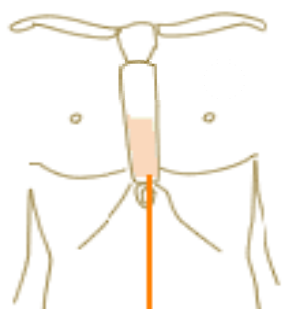
- 棚類や家具類は固定金具などで固定する
- 家具や窓等のガラス部分には飛散防止フィルムなどを貼る
- ガラスの飛散に備えて、スリッパを常備する
- 物を収納するときは、重い物を下にする
- テレビやガラスケースなどは高いところに乗せない
- 照明器具などぶら下げている物にはチェーン等をつける
- 家具やエアコンなどの配置と寝る位置の工夫(落下・転倒に備えて)

災害時には、『災害用伝言ダイヤル(171)』や『災害用伝言板サービス』の利用が有効です。安否情報等を伝言蓄積装置に録音し、伝えたい相手にその内容を再生して安否等の確認ができます。いざという時のために、あらかじめ家族や親戚、友人等連絡を取りたい人と事前に確認しておきましょう。

救命処置の手順 (心肺蘇生法とAED)

傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止もしくはこれに近い状態に陥ったときに、直ちに気道を確保し、必要に応じて人工呼吸と心臓マッサージを行い、呼吸及び循環を補助し、傷病者を救命するための手当。





注1) 胸骨圧迫

1. 左の図のように両方の乳首を結んだ線上の真ん中の圧迫部位に頭側の手のひらを置き、もう一方の手を重ねる。
2. 左下の図のようにして垂直に押す

注意事項

毎分100回の速さで30回心臓マッサージと1秒ずつ2回の人工呼吸をセットにして繰り返し実施する。

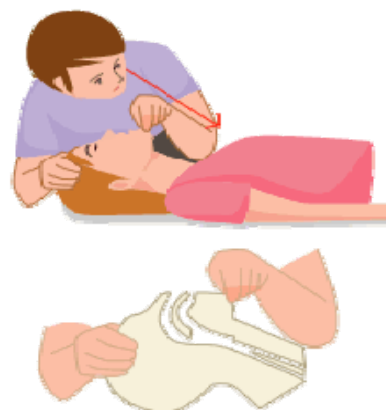


注2) 気道の確保

気道確保は、空気が肺まで楽に通るように気道のつまった状態を解除する方法。

頭部後屈あご先挙上法

1. 救助者は肘をついて、一方の手を傷病者の額に、他方の手の人差し指と中指を下あごの先にあて、下あごを押し上げるようにして、頭を後方に傾ける。
2. 額にあてた手で、頭を動かないように、しっかり押さえる。



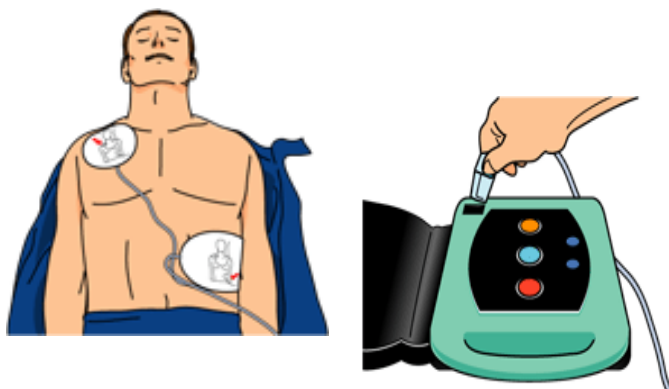
注3) 人工呼吸

1. 救助者は、気道を確保したまま、額においた手の親指と人差し指で傷病者の鼻をつまむ
2. 1回当たり1秒ぐらいかけ2回傷病者の胸が軽くふくらむ程度に息を吹き込む
(吹き込み量：約10ml/体重1kg)

注4) AED (自動体外式除細動器)

Automated External Defibrillator

AED (自動体外式除細動器) とは、心臓の心室が小刻みに震え、全身に血液を送ることができなくなる心室細動等の致死性不整脈の状態を、心臓に電気ショックを与えることにより、正常な状態に戻す器械。AED は到着次第装着し、心電図の解析後 AED の音声案内に従って操作する。通電した場合もしない場合も、その後心肺蘇生を続ける。



学校安全度の評価

下記の評価例を参考にして自校の安全についての評価基準を作成し、平常時から安全管理の徹底に努めることが大切である。

【平常時の安全度評価の例】

- 学校安全委員会もしくは防災委員会のような組織をつくり、日ごろから学校における防災体制の整備や防災教育の推進体制の充実に努めていますか。
- 災害が発生したときに充分対応することができる災害対策本部等の組織を備えていますか。
- 非常時における教職員の役割分担を明確にしていますか。
- 「災害対策マニュアル」の作成及び見直しを行っていますか。
- 校内での防災訓練（避難経路確認・避難指導・消火・下校指導・集団下校など）を実施していますか。
- 避難が必要になったとき、学校の重要書類や児童生徒等の名簿はすぐに持ち出せるようになっていますか。
- 児童生徒等や保護者、教職員への非常時の情報伝達方法（緊急連絡カード・安全カード・緊急連絡網・緊急メール配信など）を整備していますか。
- 保護者に対して、児童生徒等の引渡し方法などについて普段から周知していますか。
- 防災教育の年間指導計画を立案していますか。計画は、各教科や学校行事との関連、資料・教材の活用などについて工夫されていますか。
- 学校の所在地が地震による津波や山崩れ・崖崩れの予想される地域にあるかどうか知っていますか。
- 津波や山崩れ・崖崩れの予想される地域にある場合、警戒宣言が発せられるとすぐ避難しなければなりません。避難する場所や避難経路を決めていますか。
- 避難地や避難所になっている学校では、避難者の使用場所や留意事項が教職員に周知されていますか。
- 避難地や避難所になっている学校では、非常時の協力・応援体制、住民の受け入れ方法などについて市町村や自主防災組織と協議する機会がありますか。
- 地域での自主防災組織の訓練に教職員や児童生徒等を参加させていますか。
- 廊下、階段、非常口などについて、避難の際に妨げとなる障害物の除去を行っていますか。
- 事務機器、ロッカー、書棚、薬品棚、ピアノ、コンピュータ、テレビなどの転倒、移動、落下防止の措置をとっていますか。
- 非常時に情報を得るテレビ、ラジオを備えていますか。
- 危険物施設（ボイラー、ガスボンベ、薬品庫、灯油タンクなど）の定期点検を行っていますか。
- 防火・防災施設設備（防火扉、消火器、消火ホースなど）の整備、定期点検を行っていますか。

防災に役立つ情報

防災に関わる知識や能力の向上を図るため、防災に関する情報入手先、防災教育活動に関する情報を集めた。

【防災活動について学習できる施設】

津波・高潮ステーション http://www.pref.osaka.jp/nishiosaka/tsunami/	大阪市西区江之子島2-1-64 06-6541-7799
大阪市阿倍野防災センター http://www.abeno-bosai-c.city.osaka.jp	大阪市阿倍野区阿倍野筋3-1-23 06-6643-1031
泉佐野市防災学習センター りんくう・セイフティー・ピア	泉佐野市りんくう往来北1-20 072-469-0888
富田林市防災センター みなみ大阪トライアル・プラザ http://www.city.tondabayashi.osaka.jp/public/section/syoubouhp/bousaisenta/bousaisentatop.htm	富田林市甲田1-7-1 0721-25-7401
東大阪市消防局防災学習センター http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000006800.html	東大阪市稲葉1-1-9 072-966-9998
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター http://www.dri.ne.jp/	神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 078-262-5050
京都市市民防災センター http://kyotobousai-c.com/	京都市南区西九条菅田町7 075-662-1849
稲むらの火の館 津波防災教育センター http://www.town.hirogawa.wakayama.jp/inamuranohi/	和歌山県有田郡広川町広671 0737-64-1760
亀の瀬地すべり資料室 https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/guide/landslide/visit/visit.html	(申し込み先) 大和川河川事務所 072-971-1381 (代表)

【災害時の連絡方法・情報の入手等】

NTT西日本災害用伝言ダイヤル http://www.ntt-west.co.jp/dengon/	災害時の171伝言ダイヤルの使い方を紹介。
災害用伝言板サービス http://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/ https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/ http://mb.softbank.jp/mb/service/dengon/	docomo、au、SoftBank 各社における災害時の安否確認手段としての「災害用伝言板」等の紹介。
内閣府 防災情報のページ http://www.bousai.go.jp	最新の災害状況や、地震・津波などの災害対策に関する情報を掲載。
国土交通省 防災情報提供センター http://www.mlit.go.jp/saigai/bosai_joho/	地震・津波・河川・海岸・道路等に関する災害の最新情報等を掲載。
国土交通省 気象庁 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	最新の防災気象情報を入手できるほか、地震、津波、大雨、雷、竜巻などの自然災害について、科学的な根拠を示しながらわかりやすく解説。
日本気象協会 tenki.jp http://tenki.jp/	各地の天気や地震・津波・台風・火山等の防災情報などを掲載。

【防災教育等に役立つリンク集】

大阪府防災・減災ポータルサイト http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/bousaiportal_hp/index.html	「大阪府津波浸水想定」など、各種情報入手できる総合的なリンク集。貸し出し用DVD一覧も掲載している。
「防災教育推進ポータル」ウェブサイト http://www.jishin.go.jp/main/bosai/kyoiku-shien/bosai.html	全国の防災教育の事例、防災教育関連情報を紹介している。
総務省 消防庁 http://www.fdma.go.jp/index.html	「生活密着情報」のコーナーでは、地震などの災害時の備えや身近で役に立つ情報などを掲載している。
総務省消防庁 防災・危機管理 e-カレッジ https://www.fdma.go.jp/relocation/e-college/	防災や危機管理について、基礎から上級まで幅広く学ぶことができる。指導者向けの「チャレンジ！防災48」、小中学生向け「こどもぼうさいe-ランド」などがある。
内閣府 「みんなで防災」のページ http://www.bousai.go.jp/kyoiku/minna/index.html	防災の取組みを考える際、役に立つ情報やノウハウが掲載されているページ。
防災教育チャレンジプラン http://www.bosai-study.net/	防災教育の実践事例やヒントを豊富に掲載している。
公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 http://www.hemri21.jp/index.html	阪神・淡路大震災の教訓から得た21世紀の成熟社会の基本課題である安全・安心なまちづくり、共生社会の実現を図る。
消防科学総合センター http://www.isad.or.jp/	地域防災実践ノウハウの紹介、災害に関する図書・CD-ROMの紹介など。
防災Q&A 京都大学防災研究所 https://www.dpri.kyoto-u.ac.jp/faq/	地震・水害などの災害や、防災に関する質問に、専門分野の研究者が回答します。
気象庁 「緊急地震速報の利活用の手引き及び緊急地震速報受信時対応行動訓練用キット」 https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nc/kunen/kit1.html	緊急地震速報を取り入れた避難訓練実施のための手引きと訓練用キット。

『おおさか防災ネット』

「おおさか防災ネット」(<http://www.osaka-bousai.net/>)は、大阪府と府内の全市町村が共同して、府民の皆さんに気象・地震やライフライン情報、災害発生時の被害・避難情報など幅広い防災情報を提供します。

このサイトでは、府内に発令される気象に関する注意報や警報情報、地震・津波情報、災害発生時に各市町村から出される避難勧告・指示、被災状況、各市町村が作成している防災（ハザード）マップ、交通・道路・ライフラインの運行・稼動状況を簡単に確認することができます。

また、府内市町村ごとのサイトもあり、各地域のきめ細かい情報も提供します。いざというときに役に立つサイトですので、ぜひご利用ください。

携帯メールアドレスを「おおさか防災ネット」に登録することにより、気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告・指示などの防災情報をメール配信します。

touroku@osaka-bousai.netへ空メールを送信すると、手続きが行えます。

以下のQRコードを携帯電話、スマートフォンで読み込んで、メールを送信することも可能です。



防災教育に関する参考資料

- 「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」

学校安全参考資料 (平成31年3月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」

学校安全参考資料文 (平成30年2月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>

- 「『生きる力』を育む防災教育の展開」

学校防災のための参考資料

(平成25年3月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm

- 「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」

(平成24年3月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm

- 「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために
～ 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック ～」
(平成 22 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

- 「学校施設における非構造部材の耐震対策事例集」
(平成 24 年 3 月 文部科学省)



☆ 文部科学省 HP
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/bousai/taishin/1318736.htm

- 「災害から命を守るために」
小学生用（低学年・高学年）防災教育教材CD (平成 20 年 3 月 文部科学省)



- 「災害から命を守るために ～ 防災教育教材（中学生用）～」
中学生用防災教育教材CD (平成 21 年 3 月 文部科学省)



- 「災害から命を守るために ～ 防災教育教材（高校生用）～」
高校生用防災教育教材CD (平成 22 年 3 月 文部科学省)



- 「自分の命は自分で守る ー 津波災害への備え ー」 (DVD)
(平成 25 年 2 月 内閣府)



- 「津波からにげる」津波防災啓発ビデオ (DVD)
(平成 24 年 2 月 気象庁)



☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html

- 「津波に備える」津波防災啓発ビデオ (DVD)
(平成 25 年 2 月 気象庁)



☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html

- 防災啓発ビデオ 「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」 (DVD)
(平成 25 年 3 月 気象庁)



☆ 気象庁 HP
http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/cb_saigai_dvd/

【参考資料及び引用文献】

- 学校における防災教育の手引き 改訂版（大阪府教育委員会）
- 追加資料 「備えよう地震・津波 進めよう防災教育」（大阪府教育委員会）
- 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（文部科学省）
- 学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（文部科学省）
- 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（文部科学省）
- 非常災害時における子どもの心のケアのために（文部科学省）
- 子ども心のケアのために－PTSD の理解とその予防－（文部科学省）
- 大雨や台風に備えて（気象庁）
- 竜巻から身を守る（気象庁）
- 急な大雨・雷・竜巻－ナウキャストの利用と防災－（気象庁）
- 心肺蘇生法ガイドライン 2010（日本救急医療財団）

※この手引きは平成 26 年 3 月に、下記委員により作成された「学校における防災教育の手引き（改訂版）～大阪の子どもたちを災害から守るために～」の内容をもとに、大阪府教育庁教育振興室保健体育課が改訂したものです。また、令和 2 年度学校安全総合支援事業「学校における防災マニュアルの見直し支援事業」（文部科学省から受託）により、補訂版を作成いたしました。

平成 26 年 3 月「学校における防災教育の手引き（改訂版）」作成委員
(◎……委員長)

◎城下 英行 学校法人関西大学社会安全学部 助教
橋本 卓爾 大阪府立刀根山高等学校 校長
松榮 亘 東大阪市立大蓮東小学校 教頭
河村 未来 大阪府立市岡高等学校 教諭
中谷 朋世 大阪府立たまがわ高等支援学校 教諭
小泉 睦美 枚方市立杉中学校 指導養護教諭
加藤 貴文 和泉市立信太中学校 教諭
藪田 賢尚 八尾市立志紀小学校 首席
岡本 真澄 大阪府教育センター教育課程開発部カリキュラム研究室 主任指導主事
奥野 憲一 大阪府政策企画部危機管理室防災企画課 課長補佐

(平成 26 年 3 月現在)

* 令和 3 年 3 月「学校における防災教育の手引き 改訂 2 版（補訂版）」作成協力
NPO 日本防災士会 大阪府支部

編集・発行 大阪府教育庁教育振興室保健体育課

